

第一百九十八回  
國會參議院總務委員會會議錄

(第二部)

八三

う決定いたします。

○委員長(秋野公造君) 去る十四日、予算委員会から、本日一日間、平成三十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、公害等調整委員会を除く総務省所管について審査の委嘱がありました。

予算の説明につきましては既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○難波獎二君 おはようございます。立憲民主党の難波獎二でございます。

今日は、地方議員のなり手不足の問題と、それから障害者雇用の問題につきまして質疑を行いたいと思います。

から始めてまいりたいと思いますが、その前に、昨日会見ございまして、JOCの竹田会長、六月末の任期をもつて御退任と、こういう表明がございました。

御本人は続投に意欲を持たれていたわけでござりますけれども、現在、御案内のように、招致委

お金を支払つて、そのお金が招致の委員に渡つたんじやないかといつたような疑惑やあるいは資金洗浄に使われたんじやないかといつたような話があるわけでございまして、十期十八年の長きにわたつて会長の職を務められ、そして来年の東京オリンピック、オリパラを迎えると、こういう時期の御退任でございまして、このことにつきまして、まず総務大臣、御感想をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(石田真敏君) 事情についてつまびらかではございませんんで、コメントする立場にはございませんけれども、本当に、今御紹介のあつたように、長年にわたってJOC会長として日本のオリンピック関係の発展に御尽力されてこられたと、そのことには心から敬意を表したいと思つ

て  
お  
り  
ま  
す

○難波賛三君　なかなか御答弁、御感想も言いにくいたるうといふうに思いますが、元々、そのオリンピックの招致等については随分もう多額のお金が必要だというものこの間指摘されてるところでござりますし、今回の問題でいいますと、やはり説明責任というものが十分やつぱり果たされていないことが様々な臆測等も呼び、こういう状況に追い込まれたというのも事実じやないかうふうに思うんですね。

○難波義二君 具体的事象がちょっと分からぬので、どういうことをやつてその水増しというのを行つたのかといふ、具体的にちょっと中身をお答えいただけますか。

○政府参考人(北條憲一君) 内容から申しますとましても、関係閣僚会議、関係府省連絡会議を開きまして、そのための再発防止策、善後策を検討し、今その施策を推進しているところでございま

御省から御答弁ありました閣府御省連絡会の下に設置されました検証委員会におきまして、この不適切計上のあるた國の行政機関いづれにおきましても、意図的に不適切な対応を行つた例は把握していないとの認識を示した上で、組織として障害者雇用に対する意識が低く、緊張感に欠ける状況の中で、組織全体に対するガバナンスが著しく如したものとなつてゐたといった組織としての問題が指摘されたところでございます。

この検証結果を受けまして、昨年十月二十三日開設された検証委員会によるとして、検査官の各に

あつたわけでありますけれども、元々その障害考査の雇用率につきましては、障害者手帳で対象者をカウントするというルールになつております。このルールが通達等で元々明確ではあつたはずでありますけれども、なかなかそれが徹底されなかつたのが問題であります。

対しまして、今回の事態を深く反省し、真摯に受け止め、組織全体として障害者雇用を推進するという意識を徹底し、再発防止にしっかりと取り組むよう指示がありまして、加えまして、官房長官からは、組織として二度とこのような事態が起らぬよう、改めて強調いたしました。

この誤りによつて、いわゆる障害者雇用率が不適切に計上され、その結果、それを内容を精査したところ、法定雇用率に達していなかつたといふとあります。

こうしたことを踏まえまして、昨年十月二十二日、事務次官と、私、官房長でございますが、田大臣から、再発防止と障害者雇用の推進に全て取り組むよう強い注意、指導を受けたところであります。

○難波獎二君 四十二年間にわたって起きていた  
た。ことが分かつたと、そういう事態でございまし

ございます。

事象ということでござります。  
そこで、これは総務省にお伺いしたいということ  
うに思いますけれども、この水増し問題に関しま  
して、省内において処分が行われたのかどうなの  
か、行われていなかつた場合、どういう理由で処  
分を行わなかつたのかということをお答えいただ  
きたいと思います。

○難波獎二君 地方の自治体で処分を、この委員会に對してですね、処分を行つたという事実はどうぞありますか。

○政府参考人（武田博之君）お答えいたします。  
今お尋ねの、処分を行わなかつたかどうかといふことでございますが、処分は行わなかつたということでござります。

体において処分を行つた団体はあるといふうで、伺っております。

○難波斐二君　今お答えありましたように、實際、地方自治体においては処分なされている実績もあるわけですよね。

國はもう全省廈やらない。しかし、地方自治

は一部で道義的責任を含めてお認めになられて処分やつてあるというちぐはぐな状況になつてゐるわけですよね。中央でやらずに地方でやるというのも、これもおかしな話でございまして、処分的にはいろいろ中身があるわけでございまして、もう具体的には私も申し上げませんが、懲戒処分までのやはり注意喚起を行う、あるいは、先ほど官房長からもありましたけれども、組織の緊張感といふものをきちつとやっぱり高めるためにも、私もやれとは申しませんけれども、しかし、一定の問題でございますからなかなか難しいというのを理解しつつも、しかしながら方については私は一貫のやつぱり処分があつてしかるべきだったというふうに思ひますけれども、大臣、いかがでござりますか。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほど官房長の方から答弁させていただいたと思いますけれども、事案が発生した直後であったと思いますけれども、私の方から事務次官とそれから官房長に対して強く注意を喚起したところでございまして、指導をしたところでございます。

今後、まずは再発防止を徹底するということと、それから実際に障害者の雇用の推進を行ふということと、その後速やかにそういう取組を行つたところでござります。

○難波賛二君 次に、問題となつております募集の要項についてでござりますけれども、これも全國的に応募要項というものが正しく運用されることはなく実施をされておりました。この問題についての現状と、それから現在の対処方針、どのような指導をなされているのかということをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

・地方公共団体におきまして、自力通勤が可能であることなどを応募条件として職員の募集、採用が行われている事例が見られると、こういった報道があったことについては承知をいたしているところでございます。

障害者向けの募集及び採用におきましては、合理的な配慮の提供が行われれば業務が遂行できる方について応募を制限するような募集及び採用は、障害者雇用促進法の趣旨に反するものと考えられておりますので、総務省といたしましては、厚生労働省に協力し、公正な採用選考を実施するよう地方公共団体に対しても助言をしていきます。

今後とも、地方公共団体における障害者の活用の拡大等に向けて、厚生労働省に協力し、必要な助言を行っていく所存でございます。

○難波翼二君 助言という言い方をなされておられますけれども、通達等で指導をなされるということで、理解でよろしいですか。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。助言の具体的な中身としては、平成三十年、昨年の十二月に具体的に通知を出しまして、地方公共団体に対して先ほどの趣旨を徹底しているところをございます。

○難波翼二君 是非、後フォローをお願いしたいと思います。十二月に通達出したということをございますが、それでも、実際うまく運用なされているか、適正に運用なされているかどうか、チェックをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

この度、障害者の雇用につきまして、また厚生労働省さんの方で改正も出しているところでござりますので、今後そういった法案の成立、その後の動向等を踏まえて、全体として必要な調べをしていきたいと思っております。

○難波翼二君 それで、今政府の中に公務部門における障害者雇用に関する関係省連絡会議といふのを設けられて、今様々な検討をなされておられるわけでございますが、簡潔に、どういった内容のものを議論されて実施をしようとしているのか、お答えいただきます。

○政府参考人(北條憲一君) ただいま御質問のありました閣議閣僚会議あるいは連絡会議において

どんな議論があつたのかということでおさいますけれども、一つは今般の事態の検証、それから再発防止のための対策について検討する、それから法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組、それから障害者の活躍の場の拡大、それから公務員の任用面での対応と。これらを政府一体となつてどのように進めていくのかということについて議論をしてまいりました。

○難波撰二君 これ、具体的実行というのは、いつ頃をめどとされておられますか。

○政府参考人(北條憲一君) ただいま申し上げた案件につきましては、十月の時点で基本方針として取りまとめて決定をいたしました。それ以降、各府省で速やかにこの基本方針に基づく対策が取られているわけでありまして、今現在その取組をやっている真っ最中だというふうに思います。

この取組を一層確実なものとするという観点から、今般、障害者雇用促進法の改正を検討しておりまして、昨日、法案について閣議決定をいただいたという状況で、この改正について今後御審議をいただきこうというふうに思つております。

○難波撰二君 全省庁できちっと対応するよう、厚労省もいろいろ問題が起きておりますので、名譽挽回では非取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

人事院においておいでいただいておりますけれども、来年度採用ということになりますが、中央省庁における障害者の皆さんの採用試験も実施なされたというふうに思ひますけれども、具体的にどれぐらいの方が御応募されて、一次試験どれぐらいの方が合格されたのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(鷗田博子君) お答えいたします。

平成三十年度国家公務員障害者選考試験につきましては、各府省における採用予定数六百七十六人に対しまして、八千七百十二人から申込みがあり、このうち二千三百二人が人事院の実施いたしました筆記試験である第一次選考を通過しておられ

現在は、各府省における採用面接である第一次選考が終了した段階でございまして、今週の三月二十二日に合格発表を行うこととしております。○難波獎三君 ありがとうございました。

応募が八千七百十二ですね。応募が八千七百十二あつて、第一次が、二千三百二名の方が第一次合格、そして、各府省でこれから二次面接も行われて、三月二十二日に合格発表ということをございます。

資料にもお示ししておりますけれども、法定率を満たさうとすると、中央省庁だけで約四千人の雇用が必要になるわけでございまして、これ、具体的にこの目標達成を行うのにどういう計画を立てられておられるのかということをお聞きしたいと思いますが、これは厚労省でよろしいですか、厚労省、お願ひいたします。

○政府参考人(北條憲一君) 地方、国もそうではござりますけれども、この度、障害者の雇用数に不足が生じたわけであります。

この不足数を解消するための採用計画をそれぞれの機関で作成し、実行していくだくということになるわけでござりますけれども、この計画期間は基本的に一年、特に教育委員会については二年でございますけれども、基本的に一年ということでござりますけれども、基本的に一年といふことになっております。

この一月一日から、平成三十一年の一年間掛けてこの採用を進めていくと、その終期までに不足数を満たすような採用をしていただくと、そういった内容の計画に取り組んでいただくということになつております。

○難波獎三君 確認なんですけど、中央省庁で全体で約四千人の雇用が必要、しかし、今人事院の方からございましたけれども、各省庁から上がってきたのは定員は六百七十六人。ということになりますと、残りの三千三百人程度の方というのはいわゆる非常勤等で対応するという考え方になつているということをございましょうか。

○政府参考人(北條憲一君) お答え申し上げま

六百何人という話でございますけれども、これは三十年度において採用する常勤職員の数でござります。三十一年度におきましても更に常勤職員の採用があり得るわけでございまして、それ以外の分については御指摘のとおり非常勤職員で対応し、全体的に國の場合、四千人を一年以内に採用していくこうという計画でございます。

○難波獎二君 総務省として、今お話をありますこの非常勤職員の採用の状況、今進捗状況をお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(武田博之君) お答えいたします。総務省としての非常勤職員の採用でございますが、昨年の十月からこの三月一日の間に新たに非常勤職員として十五名を採用したところでござります。

○難波獎二君 次は、地方公共団体でございますけれども、これは約六千二百人の雇用が法定率を達成しようとする必要となるわけでございますけれども、この地方自治体の障害者雇用の採用状況について、総務省として、これは厚労省になるんですかね、どう把握しておられるのか、お答えいただけますか。厚労省でよろしいですか。

○政府参考人(北條憲一君) 地方公共団体において採用計画を立てていただいております。その採用計画の中身、ちょうど今精査中でございますけれども、その採用計画にのつて各地方公共団体で採用が今ちょうど進められているというところでございます。

その採用の途中経過、どこまで進んだのかといふことにつきましては、今後、総務省さんとも共にしながら把握をしてまいりたいというふうに思っております。

○難波獎二君 今もう先生方もお分かりいただいだと思うんですけど、厚労省なんですよ、親元といいますか、対応なされている所管の省庁というのは。

しかし、これ地方自治体の関係することでおさいますので、縦割り行政と、やっぱりこれ弊害の一つだというふうに、大臣、思っていますので、先ほ

ど厚労省の方は、総務省とともに十分連携してというお話でございましたけれども、やはり大臣、自主的に総務省として、地方公共団体がどのような障害者の皆さんの雇用の状況にあるかという把握はやはり是非していただきたいし、必要なならばやつぱり指導を行つていくという、そういう対応をお願いしたいと思いますが、大臣、いかがでございます。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

厚労省との関係については、障害者雇用促進法、法律の作りにおいてそういった役割分担はございませんけれども、基本的に、地方公共団体の障害者雇用の促進について、法定雇用率の達成はもとより、障害者が活躍しやすい職場づくりの環境の整備に取り組むということは大変に重要であると私どもは考えております。

そういうことで、国で取りまとめた公務部門における障害者雇用に関する基本方針、こういった取りまとめに基づきまして、私どもといたしまして必要な措置を講ずるよう厚生労働省とともに要請をしてきております。

また、人事院が作成した国家公務員における合

理的な配慮に関する指針の周知、こういったことを通じまして、地方公共団体における障害者雇用の促進に関する助言をしつかりと行つてきたところでございます。

また、総務省といたしましては、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の措置、整備等に要する経費に対し地方交付税措置を三十年の地方財政措置において講ずるということとしております。

こういったことで、引き続き厚生労働省に協力をして、法定雇用率の達成はもとより、地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大等に向けて必要な助言などを行つていきたいというふうに考えております。

○難波獎二君 兩方の役所がお互いもたれ合いでございますので、縦割り行政と、やっぱりこれ弊害の一つだというふうに、大臣、思っていますので、先ほ

総務省がきちっと全国の自治体の状況というもの把握して、そして指導していくというお話でございましたけれども、やはり大臣、私はお話しでございましたように、障害者の皆さんは企業が雇用しなかつた場合、法定率が何十万に対する予算を削減するなんていうナルティーと同様に六十万円のこの金額、一人六十万に対する予算を削減するなんていうような、こういうペナルティーをお考えになつておられるんすけれども、これはもうほぼ確定というところでよろしくございます。

○政府参考人(北條憲一君) ただいま議員から御

おられたことでは今のようなら労働行政じゃなかつたんですね、実は。極めて働く者を大切にして、私は組合出身ですけど、組合の要求よりも、労働省の役人の皆さんというのは本当にもうすごい志持つて対応されてこられたんですよ。ところが、もう一転、中央省庁の再編のときからもう一転、手のひら返したように政府の言いなり、そして働く者に対する思いというものが私はもう欠如してきましたじゃないかということを実は指摘してきたんですよね。

○難波獎二君 これは私、厚労委員会でもお話し申し上げたんですけど、私が知っている労働行政の運営に取り組むということは大変に重要であると私どもは考えております。

○難波獎二君 これは私、厚労委員会でもお話し申し上げたんですけど、私が知っている労働行政の運営に取り組むということは大変に重要であると私どもは考えております。

また、人事院が作成した国家公務員における合

理的な配慮に関する指針の周知、こういったことを通じまして、地方公共団体における障害者雇用の促進に関する助言をしつかりと行つてきたところでございます。

また、総務省といたしましては、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の措置、整備等に要する経費に対し地方交付税措置を三十年の地方財政措置において講ずるということとしております。

こういったことで、引き続き厚生労働省に協力をして、法定雇用率の達成はもとより、地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大等に向けて必要な助言などを行つていきたいというふうに考

えております。

○難波獎二君 兩方の役所がお互いもたれ合いでございますので、縦割り行政と、やっぱりこれ弊害の一つだというふうに、大臣、思っていますので、先ほ

ふうに思うんですけど、御案内のように、障害者の皆さんは企業が雇用しなかつた場合、法定率が何十万に対する予算を削減するなんていうナルティーと同様に六十万円のこの金額、一人六十万に対する予算を削減するなんていうような、こういうペナルティーをお考えになつておられるんすけれども、これはもうほぼ確定というところでよろしくございます。

○政府参考人(北條憲一君) ただいま議員から御

おられたことでは今のようなら労働行政じゃなかつたんですね、実は。極めて働く者を大切にして、私は組合出身ですけど、組合の要求よりも、労働省の役人の皆さんというのは本当にもうすごい志持つて対応されてこられたんですよ。ところが、もう一転、中央省庁の再編のときからもう一転、手のひら返したように政府の言いなり、そして働く者に対する思いというものが私はもう欠如してきましたじゃないかということを実は指摘してきたんですね。実は、極めて働く者を大切にして、私は組合出身ですけど、組合の要求よりも、労働省の役人の皆さんというのは本当にもうすごい志持つて対応されてこられたんですよ。ところが、もう一転、中央省庁の再編のときからもう一転、手のひら返したように政府の言いなり、そして働く者に対する思いというものが私はもう欠如してきましたじゃないかということを実は指摘してきたんですね。

○難波獎二君 決定をしたということでおろしうございますか。(発言する者あり) はい。決定したということでおざいます。

では、次は、地方公共団体は、じゃ一体どうするのかという問題が出てくるわけですよ。中央省

府はそのようにした、民間企業はもう既にそ

なっています。じゃ、今度は地方公共団体に対してはどうのようなものを求めになられようとしているのか、お答えください。

○政府参考人(北條憲一君) 昨日の閣僚会議で今後の施策の充実強化について各府省で申合せをいたしました。その中身といたしましては、対象障害者の不適切計上に対する是正の勧告ですとか障害者の採用、定着の支援、各府省の障害者雇用に係る責任体制の明確化と併せて、各府省等の法定雇用率未達成の場合の予算面での対応、これらについて申合せをしたわけでおざいます。

このことについて、基本方針を決定した際と同様に、地方公共団体に対しましてもその実情に応

じて取りまとめに記載の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、総務省と連携して要請を行なうとしております。

○難波賛二君 分からないですよ、何をおつしやつたのか全く分からぬ。最後のポイントだけちょっと、具体的におつしやつてくださいよ。だから、地方公共団体からも、同じように一人六十万円のペナルティーを科して、そして次年度の交付税等々を削減をしていくというような、そういう考え方になるのかどうなのか、今後も検討の課題なのか、どちらなのかちょっとお答えいただけたいと思います。

○政府参考人(北條憲一君) 議員の方からはペナルティーというお話をございましたけれども、これは決してペナルティーということではなくて、もしも障害者雇用率が未達成であった場合に、それで障害者雇用のために査定されていた予算が不適切なふうに思つていただいているのです。そのため有効に活用しようという部分と、それから国におきまして障害者雇用の雇用率の未達部分について府費を削減していくことの二つの中身から成るわけでございます。

この中身を私ども予算的な対応というふうに申し上げておりますけれども、これにつきまして昨日決定された基本方針の更なる充実の申合せの中に盛り込まれておりますので、この内容について各地方自治体についても参考しながら対応を求めるに、総務省と協力しながら要請をしていくといふことで申し上げた次第でございます。

○難波賛二君 国と同じように地方公共団体にも要請をしていくと、こういうスタンスということでおござりますけれども、私はやっぱり筋は悪いと思ひますよ。

いろんな問題があるわけですよ。もう時間がなないのであれすけど、やっぱり障害者の方を雇用するということになれば、企業もそうなんですかね。当然役所もいろんなやつぱり対応をしなくちゃならないわけですよね。建物の問題もありましよう、バリアフリーにしていかなくちゃならな

い、そして介助者等も必要になるお方もいらっしゃるでしょう、机等々も、机や椅子やそうしたものの、備品含めて、トイレもそうでございましょうけれども、また仕事の内容もそうでございましょうけれども、やっぱり多岐にわたって環境をどう整備するかということは私は非常に大事だというふうに思つてます。

ですから、私が申し上げたいのは、数にこだわることも、それは私、否定しませんよ、それは否定はしないけど、そうしたような考え方じゃなくて、私は、真にやっぱり体にハンディをお持ちの方に社会で活躍していただき、貢献していただき、そのことによってやっぱり人生を充実したものにしていただき、そのためにはどういった環境をつくっていくのかということが私は極めて重要だというふうに思つてます。

そうしたところにはやっぱりきちんと手だけをする必要があるというふうに思いますから、是非私はそういう考え方に基づいて障害者の皆さんの雇用の拡大というものをやつていただきたいといふふうに思つますが、厚労省、どうぞ。

○政府参考人(北條憲一君) ただいま議員から御指摘いただいたこと、私も全くそのとおりだといふふうに思つております。障害者の雇用を進めしていく上で、単なる数合わせといったことではあつてはならないというふうに思つております。

障害者雇用については、障害者がその特性に応じて能力を發揮できるという、そういう環境をつくりていくということこそが大切でありまして、そのための環境整備ですとか人的・物的な支援、あるいは障害者、周りの職員の方々いらっしゃいながら要請をしていくといふことで申し上げた次第でござります。

○難波賛二君 国と同じように地方公共団体にも要請をしていくと、こういうスタンスということでおござりますけれども、私はやっぱり筋は悪いと思ひますよ。

いろんな問題があるわけですよ。もう時間がなないのであれすけど、やっぱり障害者の方を雇用するということになれば、企業もそうなんですかね。当然役所もいろんなやつぱり対応をしなくちゃならないわけですよね。建物の問題もありましよう、バリアフリーにしていかなくちゃならな

い、そして介助者等も必要になるお方もいらっしゃるでしょう、机等々も、机や椅子やそうしたものの、備品含めて、トイレもそうでございましょうけれども、また仕事の内容もそうでございましょうけれども、やっぱり多岐にわたって環境をどう整備するかということは私は非常に大事だというふうに思つてます。

ですから、私が申し上げたいのは、数にこだわることも、それは私、否定しませんよ、それは否定はしないけど、そうしたような考え方じゃなくて、私は、真にやっぱり体にハンディをお持ちの方に社会で活躍していただき、貢献していただき、そのことによってやっぱり人生を充実したものにしていただき、そのためにはどういった環境をつくっていくのかということが私は極めて重要だというふうに思つてます。

○難波賛二君 それでは、議員のなり手不足を残り時間二分でまとめてまいりたいというふうに思いますけれども、資料お出ししております、もう御説明はいたしませんけれども、もう報道にも既にあるわけでございますが、明日からいよいよ統一地方選スタートするわけでございますが、早々もう当確の出ておられる方がやはり全国で多数いるわけですね。今言われているのは、四十都道府県で県議選等々が行われるわけでございますが、二九%、約三割でございますが、無投票の可能性があるということでございまして、この中身を私ども予算的な対応というふうに思つております。

十一都道府県で県議選等々が行われるわけでございますが、二九%、約三割でございますが、無投票の可能性があるということでございまして、この中身を私ども予算的な対応というふうに思つております。

○難波賛二君 また、別途この問題については議論してまいりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○森本真治君 お疲れさまでござります。国民党主党・新緑風会の森本真治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新年度の総務省所管の予算でござりますけれども、冒頭に概要説明をいたしました中で、五つの項目に沿つて今回提案もしていただいておるわけでござります。御自身の経験踏まえ、なぜ議員のなり手がないのかというのをどのようにお考えか、大臣、所見お伺いいたします。

もう大臣、時間ございません、もう最後のお答えで結構でございますが、大臣は地方の御経験もござります。御自身の経験踏まえ、なぜ議員のなり手がないのかというのをどのようにお考えか、大臣、所見お伺いいたします。

○國務大臣(石田真敏君) この地方議会において議員のなり手不足というのは、もう大変な深刻な問題だというふうに私は思つております。私も実は県議会一回と市長一回無投票で当選させていたことがあります。

石田総務大臣とも何度かここでお考え、思つておられますけれども、地方公共団体につきましても、私も労働局、ハローワーク、現場がありまして、そこを通じて様々な支援を講じてまいりたいというふうに思つております。

そういう指摘されていることもあると思います

が、私自身が特に感じるのは、やっぱり立候補予定の御家族の皆さんとの理解とか、あるいは、特に市町村議会におきましては、以前に比べて随分と生活環境が整つてきて課題が変わってきたと、そういう中で地方議会の在り方というのも変わってきているんじゃないかなと、そういうことを感じておるわけあります。

いずれにしても非常に大事なので、実は、都道府県あるいは指定都市、中核市、普通の市議会で、やっぱり閣僚会議においても、働く障害者の皆さんとの雇用時の働きの環境等々の整備、今厚労省の方からもありましたけど、受入れ側のやっぱり教育というのも非常に重要な問題でございます。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほども申し上げましたけれども、この障害者雇用に関する問題の重要性を十分認識した上で活動をしてまいりたいと思っております。

○難波賛二君 それでは、議員のなり手不足を残り時間二分でまとめてまいりたいというふうに思つますけれども、資料お出ししております、もう御説明はいたしませんけれども、もう報道にも既にあるわけでございますが、明日からいよいよ統一地方選スタートするわけでございますが、早々もう当確の出ておられる方がやはり全国で多数いるわけですね。今言われているのは、四十都道府県で県議選等々が行われるわけでございますが、二九%、約三割でございますが、無投票の可能性があるということでございまして、この中身を私ども予算的な対応というふうに思つております。

十一都道府県で県議選等々が行われるわけでございますが、二九%、約三割でございますが、無投票の可能性があるということでございまして、この中身を私ども予算的な対応というふうに思つております。

○難波賛二君 また、別途この問題については議論してまいりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○森本真治君 お疲れさまでござります。国民党主党・新緑風会の森本真治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新年度の総務省所管の予算でござりますけれども、冒頭に概要説明をいたしました中で、五つの項目に沿つて今回提案もしていただいておるわけでござりますけれども、私も、昨年以降のこの総務委員会質問の機会をいたしましたが、必ず取り上げさせていたいたのが災害対策ということで、今回も、予算でも防災・減災、復旧復興、ということで御説明もいただいておりますので、今日は与えられた時間でこの問題について取り上げさせていただきたいというふうに思ひます。

石田総務大臣とも何度も度々かっこでお考え、思つておりまして、いろいろのところで指摘されたります。

そういう指摘されていることもあります。

直接聞かせて、いたいたいたというようなことも伺つ

てきました。私とのやり取りの中でも、いろいろ要望の中で、一つが財政支援、そして人的な支援、そしてもう一つ大きな課題として、問題として、やはり住民の避難の在り方、このことについて御答弁もいただいて、課題については共有をさせていただいておると 思います。

それで、以前にこの住民避難の在り方についての問題意識を述べられた中で、そのことについて研究も始めているというような御答弁もいただきました。恐らくこれは、中央防災会議の中で、平成三十年七月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてという、このワーキンググループの検討のことと言われたのかなというふうにも思います。

出をされて、幾つかの提言もされたということを伺いましたので、今日は、担当の内閣府だと思いますけれども、お越しいただいてると思いますので、まず、この報告について概要を簡単で結構でござりますので御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(采澤健君) お答え申し上げます。

方々が災害リスクを十分認識できていたか、また行政が発信した避難に関する情報や防災気象情報が受け手である住民に正しく理解されていたかななど様々な課題がありましたことから、御指摘のワーキンググループにおきまして、住民は、自ら

す。

その中で、特に総務省としては、例えば地域の防災力の強化ということも今後力を入れられるんだろうというふうに思います。そしてもう一つが、先ほどもあつた中での、住民が適切な避難行動を取れるよう全力で支援をすることだというふうに思うんですね。特に、先ほども大臣も問題意識ということで私御紹介した住民の避難の在り方ということでの、避難行動を取るため、今後、特に来年度に向けても結構でございますが、総務省として具体的にどのような対応をされるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(横田真一君) 平成三十年七月豪雨の際は、住民の方々が災害リスクを十分認識できていたが、行政が発信した避難に関する情報や防災情報が受け手である住民に三つ、阻害しまし

災害復興支援が受け手である住民に正しく理解され  
ていたかどうかなどの様々な課題があつたと認識  
をいたしております。

うに、市町村や気象庁などの行政機関が発信する防災情報を災害度の切迫度に応じて五段階に整理

をして住民の方々に分かりやすく提供するなどの取り組みが提言をされたところでござります。

促進しますほか、地域防災力充実強化のために、消防団や自主防災組織が事業所等と連携して行う防災訓練等の先進的な取組を支援していくこととしているところでございます。

また、さきに述べました災害の切迫度に応じた分かりやすい情報発信の政府としての取組につきましても、地方団体と住民の方々にその目的を十分に御理解いただけるように、関係府省と連携して周知、説明に努めるなど、必要な取組を行つてまいりたいと考えております。

○森本真治君 今の御答弁を伺いますと、総務省

としては、例えば気象庁などがこの災害情報を発信するということ、これも分かりやすく、より、ということがあつて、総務省としてはそこの確実な伝達の部分、その部分をどう今後更に強化していくかと、これが総務省としての役割なんだろうなというふうに思いました。

市町村には、一つの手段じゃなくて幾つかの伝達手段、これを組み合わせることによりまして確実に伝達を行うよう整備をお願いをしておりまして、それが進められているところでございます。その中でも、特にございましたのは、大雨や台風など屋外スピーカーから音声が防災行政無線等で流れるとのことのございますけれども、それ

が十分にその住民の方々に聞こえにくいというような御指摘がございました。そのために、防災行

政無線の戸別受信機、家の中に置く受信機でござりますが、これが非常に有効だということで、先ほど内閣府防災からございましたワーキンググループの報告書におきましても、引き続き配備を進めしていくことが提言されているところで

これまでも消防庁におきましては、様々な場で自治体に対してこれを進めていくようなどうことで要請をしておりまして、徐々に進んできておりますが、更に進めるというために戸別受信機の標準的なモデルを作成をいたしましたし、これを自治体にお示しをして、その戸別受信機の配備にして地方財政措置も講じながら進めているところでございます。

方式のものに対して地方財政措置を講じてきただと

○森本真治君　あと、この概要説明を見させていたぐく中の、情報伝達環境整備四十・九億円と  
いうことでござりますけれども、その中で一番大きな予算が付けているのが放送ネットワークの強  
靭化や災害時における非常用通信手段の確保四十・四億円というのがあって、個別の支援策、これ  
れ出しているんですけれども、ここで出ているのを足したら二十億弱しか出ていないんですね。四十  
億のうちの二十億弱しか具体的なこの中身が出ていないんですね。それ以外、残り二十億以上これ  
を考えているところでございます。

○政府参考人(山田真貴子君) お答え申し上げます。  
　今御指摘のございました放送不ツトワークの強  
　輶化の予算でございますけれども、今先生お手持  
　ちでございました三十一年度総務省所管予算案の  
　あるんですけれども、それ何に使われるのか  
　ちょっとお伺いしたいと思います。

概要に記載しております民放ラジオ難聴解消支援事業、それから地上基幹放送等に関する耐災害性

強化支援事業、また放送ネットワーク整備支援事業、そういうものがございまして、そのほかに、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備支援、これが二十二・一億円ございます。この内容でございますけれども、主に外国波混

信に起因する地上デジタル放送の受信障害を解消するための対策、また福島県の原発避難区域の解除等による帰還世帯等の地上デジタル放送の視聴環境整備が含まれております。これらの施策につきましては、地上デジタル放送が災害時の重要な情報伝達手段でございまして、災害時にきっちり情報が行き届くように受信環境整備を行うための施策でございますので、強軌化施策として位置付けております。

これらの施策は、平成二十三年度の地上デジタル

ル放送への完全移行前から継続して実施をしておりまので、主な施策としては今回記載はしておりませんけれども、内容的にはそういうことでござります。

○森本真治君 私は、やっぱり今のこの、いつ然災害、大規模な災害が起きるか分からぬような状況が来たときに、より多くの国民がこの災害時の情報伝達環境を充実してもらつて自らの行動を起こしてもらう、そういう、更に今後強化をしていくその取組ということがしっかりと 국민に伝わるということが非常に重要なと思うんですね。先ほど御答弁いただいた地上デジタル放送の受信障害というのをなくしていくと、いうような取組、先ほど御答弁いただいたように、もちろんこれが災害対応に役立つかもしれないけれども、今回そのアピールをする四十億のうちの半分がその部分に使われているということですね。

消というようなことにもなるということでは、もちろんこれは否定するわけではないんだけれども、限られた財源の中でいかに総務省として予算を獲得していくかという中で、ここで何とか予算を取ろううとすることでもやられたのかもしれないけれども、少し私は、今回、五つ特に力を入れたいう、総務省の中でも、特にこの災害対策ですね、この部分四十億ある、しかし、そのうちの半分がこの地上デジタルということでもやられるということについてちょっと違和感を覚えたものでしたから。で、何でしかもこれを載せないのかなとうふうに疑問に思ったもので、そこについてはちょっとと今回指摘をさせていただいたということとでござります。

降、かなり携帯電話のエリアイメールなどでも自治体の方も早め早めの情報発信、そして、これマネードにしていても大きな音が鳴って、夜中にはですね、避難指示、避難勧告ということ、警報が出たときは知らせてもらえる。大部分住民との距離は近づいてきているという認識もあります。

問題は、そのような情報を住民が受けてもなぜ行動を起こさないのかというところですね。今回もまだまだ、その情報発信とか伝達の方のアピールはされるけれども、どう行動を起こしていくだとかいうことも、今後課題として更にここは検討していくかなければならないということなんですね。

今日はちよつと私の方からの提案でござりますけれども、配付資料をお配りをさせていただきましした。

道で見たのが、気象庁などは大雨特別警報のエリアをこれまでの三十分の一の狭いエリアでも発信できるようになつていくというようなことも努力はされているんですけども、独自にその団地の中の雨量計のを出して、これが十分ごとにその情報を住民の皆さんにお伝えをするという仕組みをつくりました。

さらには、先ほど私、問題提起をさせていただいた、どう行動を起こすのかという中で、それぞれの団地の皆さんがある程度情報システムというのがあって、ちゃんと避難所に行きましたとか、そういうのを自治会長さんや防災担当の役員さんに報告をするという、このシステムをつくつたんですね。この安否情報システムは全世帯がこれを登録をすることができました。そして、もちろん、その連絡が来ないところに対しては更に呼びかけをする。だから、全部の世帯の皆さんに確認をしていたら大変なんだけれども、住民の方からも確認の報告があつたら、その確認の報告がない住民の方だけにフォローするということですね、それができるというようなシステムもこれできただんですね。

是非やしない。これはもう、一度災害の経験があ  
る中でこののようなシステムができて、今回も災害  
がゼロだったということなんだけれども、一回災  
害を経験して、こういうことではやはり遅いです  
から、やはりこのようなシステムを是非これは今  
後モデルケースとして、それぞれの地域、しかも  
これはもう自治会レベルでこういうことができて  
いくということなんで、しっかりとこういう情報  
をやはり先行事例として周知をしていくといふこ  
とを、是非これは努力をする必要があるうかなと  
いうふうに思つております。

是非、総務省としても各自治体との連携、そして自治体の方から各コミュニティー、地域地域にて

しきりとこれを届けていくんですね。これはまさに今、総務省としても今後力を入れて、いくICTを活用したソサエティー五・〇、個人のレベルで情報が受けれても行動を起こさなければ

ば、地域をしっかりとつくっていくということですね。このI.O.Tを使ってソサエティー五・〇の社会、まさに地域をつくっていく、これは非常に私は重要なことだというふうに思つておりますので、是非前向きにこのような先行事例を展開をしていただきたい、そのように思いますが、これは大臣の方にお伺いしましようか。大臣ではないですかね、どなたでもいいですが。

○政府参考人(横田真二君) 今御紹介いただきました新建団地、広島市安佐北区の新建団地での取組でございますが、自治会が独自に雨量の確認や避難を呼びかけるメールの送信、それから住民の安否確認といった機能を有するシステムを地域の人材を活用して構築し、運用をしておられるということでございまして、非常に先進的な取組であるというふうに私も思つております。

こういう先進的な取組につきましては、消防庁

としまして、消防機関は地域に根差した防災等の問題に関する優れた取組等に対しまして、防災まちづくり大賞として平成八年以降毎年表彰をいたしております。その表彰大賞を取り組事例集というものを作成をいたしまして、広く全国に周知普及をいたしているところでございます。

御紹介の事例のように、主体的に創意工夫を講じた取組を各地で進めていただきまして、災害に強い安全な町づくりが全国的に進むこととなりましたよう、今後とも先進的な事例等の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣（石田真敏君） すばらしい事例を御紹介いただけたと思っておりまして、今消防の次長の方から、そういうものについて全国に周知普及していくということのお話がありましたけれども、私どもの方の取組で、今のソサエティー五・

○時代の地方いかにあるべきか、先進事例を、先進的な技術をどう取り込んで地方の活性化につなげていくかという中で、全国の首長の皆さんにメールで発信させていただいておりますけれども、そういう機会を通じて全国の首長の皆さん方にまず情報の共有、認識の共有をいただき、そ

いう取組から始めていつて、こういうものを幅広く活用いただけるような状況にしていきたいとうふうに思つております。

○森本真治君 ちょっとと時間になつてしまいまして、終わりたいと思ひますけれども、是非、まず周知をしていただくのと併せて、様々な支援ということも、自治体の方とも連携していただきながら、地域のことは地域で守る、そういうような社会をつくつていくために御尽力いただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。本日は質問の機会をいただきまして、大変にありがとうございます。

本日は、今政府で取り組まれております携帯電話料金の引下げに向けた取組について、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

今国会にも電気通信事業法改正案が提出をされ、これから審議が始まるところでございますが、皆さんも御存じのとおり、もう我が国におけるスマートの保有率、二〇一〇年には一割程度だったものが二〇一六年には七割強へと急速に今普及をしている中で、この携帯電話に掛かる料金といふもの、負担感というものを、この十年間で二割以上も増加をして家計を圧迫しているという状況にござります。

私も公明党としましては、ユーザー、また消費者の立場から、携帯電話の利便性向上にこれまで一貫して取り組んできたわけでございます。例えばナンバーポーティング制度、かつては事業者を乗り換えますと携帯番号を移すことはできなかつたわけでございますけれども、こういったことが可能になつたこと、あるいはSIMロックと申しまして、端末内蔵されたりする端末にSIMカードを他の携帯電話会社端末に入れ替えてでも利用できないという状況を解除していく、こうしたことなどを、政府の取組を後押しをしてまいりました。

また、今回取り組まれております携帯電話の料金下げにつきましても、二〇一五年の十一月に

公明党としてスマートフォン料金に関する申入れを政府に提出をさせていただきまして、国民生活の負担感が増大していることなどを指摘をさせていただいて、格安スマホの普及促進、あるいはライトユーザーに対する適切な料金プランの設定、あるいは今国会でも審議されます端末料金と通信料金の明確な分離といったものを政府に対して要望をしてきたところでございます。

ここで大臣にまずお伺いをしたいのは、携帯電話料金の引下げに向けた政府のこれまでの取組、議論の経緯、また現状について御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(石田真敏君) 大手携帯電話事業者のスマートフォンの通信料金は総じて海外に比べて高く、またその推移を見ましても下がる傾向が鈍化の状況にあるというふうに認識をいたしております。

そして、携帯電話料金の低基準化は多くの国民から期待されている課題であり、国民目線でしつかり取り組む必要があるというふうに考えております。

そして、昨年十月から有識者会議を開催をいたしました。

その中には、事実上一体化が進んでいる通信料金と端末代金を完全に分離し、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになります。

そこには、二年縛りや四年縛りによる行き過ぎた

期間を是正し、利用者が携帯電話事業者を容

易に変更できるようにすること等が必要とされた

わけでございます。

総務省では、この緊急提言の内容を踏まえまし

て、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供

条件等を禁止することなどを盛り込んだ電気通信

事業法の改正案を今国会に提出したところです。

一方で、通信料金と端末料金の分離につきまし

ては、先ほど少し触れさせていただきました、二〇一五年、私どもとしても提言を出させていた

だいて、ガイドラインが取りまとめられたところ

でござります。その中でもこの通信料金と端末料金の分離ということはうたわれたわけでございま

すけれども、十分に徹底されてこなかつたと、これが今回の法改正にもつながつてゐるというふうに認識しております。

しっかりとこれを図るということが大事であり、

月、公正取引委員会から、携帯電話市場の競争政策上の課題についての指摘、調査結果が示されています。

この中では、大手携帯事業者が提供しています。

いわゆる二年縛りあるいは四年縛り、こういったものについて、例えば二年縛りについては、自動更新することについて、その趣旨を理解又は納得できず不満を持つ消費者が多い、また消費者の利益とはなつていないと指摘。さらには、四年縛りにつきましては、消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事实上奪うものと判断される場合で、また他の事業者の事業活動を困難にさせる、こうした場合には独占禁止法上の問題となるおそれがあるというふうに指摘をしています。

こうした昨年の公正取引委員会の指摘を受け

て、先ほどおっしゃられた有識者会議でも緊急提言を取りまとめたというふうに認識をしておりま

すが、どのようにこれについて対応されているのか、御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(石田真敏君) いわゆる二年縛り、四

年縛りにつきましては、総務省の有識者会合が本

年一月にまとめました緊急提言におきまして、

その中には、事実上一体化が進んでいる通信料

金と端末代金を完全に分離し、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになります。

総務省では、この緊急提言の内容を踏まえまし

て、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供

条件等を禁止することなどを盛り込んだ電気通信

事業法の改正案を今国会に提出したところです。

一方で、通信料金と端末料金の分離につきまし

ては、先ほど少し触れさせていただきました、二〇一五年、私どもとしても提言を出させていた

だいて、ガイドラインが取りまとめられたところ

でござります。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末料金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

来出ております総務省の有識者会議がまとめた緊

急提言をおきまして、割賦残債の免除を受けるた

めに通信サービスの継続利用が実質的に必要と

なつていていることから、抜本的に見直すことが必要

とされたところでございます。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末

代金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

図ることとしておりますので、通信サービスの契

約に際しまして、通信サービスの継続利用を条件

とする端末代金の割引についてはこれを禁止する

ことを予定しております。

○石川博崇君 しっかりと法案の審議もしてまいり

たいというふうに思つてゐるところでございま

す。

し、また、四年縛りにつきましては、同じプランに再加入することが条件となつていたものを撤廃をするという動きも出でてきているところでござい

ます。

しかしながら、四年縛りにつきましては、機種を変更すること、同じ事業者の機種に変更するこ

とが割賦残債の免除を受ける条件となつていて

いることなどがございますので、これを今回電気通信

事業法の改正によつて解消したいという政府のお

取組だというふうに認識しておりますけれども、

事業法の改正によつて解消したいという政府のお

取組だというふうに認識しておりますけれども、

事業法の改正によつて解消したいとい

うことがあります。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げま

す。

現在、大手携帯電話事業者が提供しております

いわゆる四年縛りでござりますけれども、先ほど

待されている課題であり、国民目線でしつかり取り組む必要があるというふうに考えております。

その結果、本年一月に緊急提言を取りまとめていた

だきました。

その中には、事実上一体化が進んでいる通信料

金と端末代金を完全に分離し、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになります。

総務省では、この緊急提言の内容を踏まえまし

て、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供

条件等を禁止することなどを盛り込んだ電気通信

事業法の改正案を今国会に提出したところです。

一方で、通信料金と端末料金の分離につきまし

ては、先ほど少し触れさせていただきました、二〇一五年、私どもとしても提言を出させていた

だいて、ガイドラインが取りまとめられたところ

でござります。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末料金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

来出ております総務省の有識者会議がまとめた緊

急提言をおきまして、割賦残債の免除を受けるた

めに通信サービスの継続利用が実質的に必要と

なつていていることから、抜本的に見直すことが必要

とされたところでございます。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末

代金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

図ることとしておりますので、通信サービスの契

約に際しまして、通信サービスの継続利用を条件

とする端末代金の割引についてはこれを禁止する

ことを予定しております。

○石川博崇君 しっかりと法案の審議もしてまいり

たいというふうに思つてゐるところでございま

す。

し、また、四年縛りにつきましては、同じプランに再加入することが条件となつていたものを撤廃

をするという動きも出でてきているところでござい

ます。

しかしながら、四年縛りにつきましては、機種を

変更すること、同じ事業者の機種に変更するこ

とが割賦残債の免除を受ける条件となつていて

いることがございますので、これを今回電気通信

事業法の改正によつて解消したいという政府のお

取組だというふうに認識しておりますけれども、

事業法の改正によつて解消したいとい

うことがあります。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げま

す。

現在、大手携帯電話事業者が提供しております

いわゆる四年縛りでござりますけれども、先ほど

待されている課題であり、国民目線でしつかり取り組む必要があるというふうに考えております。

その結果、本年一月に緊急提言を取りまとめていた

だきました。

その中には、事実上一体化が進んでいる通信料

金と端末代金を完全に分離し、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになります。

総務省では、この緊急提言の内容を踏まえまし

て、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供

条件等を禁止することなどを盛り込んだ電気通信

事業法の改正案を今国会に提出したところです。

一方で、通信料金と端末料金の分離につきまし

ては、先ほど少し触れさせていただきました、二〇一五年、私どもとしても提言を出させていた

だいて、ガイドラインが取りまとめられたところ

でござります。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末料金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

来出ております総務省の有識者会議がまとめた緊

急提言をおきまして、割賦残債の免除を受けるた

めに通信サービスの継続利用が実質的に必要と

なつていていることから、抜本的に見直すことが必要

とされたところでございます。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末

代金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

図ることとしておりますので、通信サービスの契

約に際しまして、通信サービスの継続利用を条件

とする端末代金の割引についてはこれを禁止する

ことを予定しております。

○石川博崇君 しっかりと法案の審議もしてまいり

たいというふうに思つてゐるところでございま

す。

し、また、四年縛りにつきましては、同じプランに再加入することが条件となつていたものを撤廃

をするという動きも出でてきているところでござい

ます。

しかしながら、四年縛りにつきましては、機種を

変更すること、同じ事業者の機種に変更するこ

とが割賦残債の免除を受ける条件となつていて

いることがございますので、これを今回電気通信

事業法の改正によつて解消したいという政府のお

取組だというふうに認識しておりますけれども、

事業法の改正によつて解消したいとい

うことがあります。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げま

す。

現在、大手携帯電話事業者が提供しております

いわゆる四年縛りでござりますけれども、先ほど

待されている課題であり、国民目線でしつかり取り組む必要があるというふうに考えております。

その結果、本年一月に緊急提言を取りまとめていた

だきました。

その中には、事実上一体化が進んでいる通信料

金と端末代金を完全に分離し、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようになります。

総務省では、この緊急提言の内容を踏まえまし

て、契約の解除を不当に妨げるおそれがある提供

条件等を禁止することなどを盛り込んだ電気通信

事業法の改正案を今国会に提出したところです。

一方で、通信料金と端末料金の分離につきまし

ては、先ほど少し触れさせていただきました、二〇一五年、私どもとしても提言を出させていた

だいて、ガイドラインが取りまとめられたところ

でござります。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末料金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

来出ております総務省の有識者会議がまとめた緊

急提言をおきまして、割賦残債の免除を受けるた

めに通信サービスの継続利用が実質的に必要と

なつていていることから、抜本的に見直すことが必要

とされたところでございます。

今般の法律改正におきまして、通信料金と端末

代金の完全分離や行き過ぎた問い合わせの是正等を

図ることとしておりますので、通信サービスの契

約に際しまして、通信サービスの継続利用を条件

とする端末代金の割引についてはこれを禁止する

ことを予定しております。

○石川博崇君 しっかりと法案の審議もしてまいり

たいというふうに思つてゐるところでございま

代理店も含めて政府としてしっかりと目を行き届かせると、いう内容にならうかというふうに思いますが、けれども、今回、この通信料金と端末料金の完全な分離を図ることで、逆に端末料金の値上がりが起ってしまうのではないかという懸念が一部ございましょうけれども、これについては政府はどのようにお考えでしようか。

○副大臣(佐藤ゆかり君) お答えいたします。

先ほど来大臣からもお答えをさせていただいたおりますとおり、今国会に提出をいたしました電気通信事業法の改正案では、事業者間の競争がしつかりと働く環境を整備するために、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離を図ることとしているわけでございます。これによりまして、利用者が通信料金のみで携帯電話事業者を選択できるようになりますこと、競争の進展を通じて通信料金の低廉化が進むものというふうに考えていくところでございます。

一方で、端末につきましては、携帯電話事業者や販売代理店による割引等が今より縮小することによりまして、特に高価格帯の端末のニーズは減少することが想定されます一方で、今年九月を目途にSIMロック解除が中古の携帯端末にも実施されるということを見込んでおりまして、こうした動きも踏まえまして、手頃な価格帯の端末の供給が新品においてもあるいは中古においても拡大するであろうということが期待をされていところでございます。

いずれにいたしましても、利用者が通信料金と端末代金のそれを正確に理解できるようになることで、様々な通信サービスと端末の中から自らのニーズに合った選択が可能になり、全体としては利用者利益が向上するというふうに考えております。

○石川博崇君 今副大臣から、手頃な価格帯の端末の供給が拡大するということが期待されるとありました。

いわゆる格安スマート事業者、MVNOですが、これらは大手事業者MNOから回線を借りてサ

ビスを供給をしておりますが、この回線を借りる際に支払う接続料の問題というのが従来から指摘されております。

この接続料が安くなければ格安スマート事業者なかなか参入しにくいということ、また、これによって競争原理が働いて、大手事業者も料金引下げに動くことが見込まれるということ。先ほど申し上げました公正取引委員会による報告書で

は、MVNO、格安スマート事業者が携帯電話市場において大手事業者の競争者として機能するためにも、接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計を行うことが望ましいと公正取引委員会はしているところでございます。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。

モバイル市場におきまして、今委員御指摘のとおり、MVNOの数は増加をしておりまして、昨年九月末現在で九百六十二事業者でございます。また、その契約数も増加をしておりまして、千九百八十八万件に達しております。ただ、その市場シェアという意味におきましては「一・三%」、依然として一割程度にとどまっているということが現状でございます。

総務省におきましては、このMVNOがMNOに支払う接続料の適正性の向上に向かまして、一定の規模を超える端末シェアを有するMNOに対して、接続料あるいは接続条件についての約款の策定、届出等の規律を課す第二種指定電気通信設備制度の下で、平成二十二年に接続料の算定方法に係るガイドラインの整備を行いました。また、平成二十八年には、このガイドラインを省令として規定をするといったような規定の整備を行つたところでございまして、こうした制度的な枠組みの中で、データ伝送に係る接続料はこれまで

一貫して減少をしてきているところでございます。しかしながら、接続料の適正性の向上のための更なる課題として、先ほど来ております有識者会合におきまして議論された中間報告書案におきまして、接続料については、現行の算定方式では

事後精算の額が大きく、MVNOにとつて予見性が低いとの指摘がある音声通話の卸料金につきまして、MNOとの競争の観点から、適正な水準かどうかを検証すること、こういった点の必要性が盛り込まれているところでございます。

総務省といたしましては、中間報告書の取りまとめの後、その内容を踏まえて、MVNOを含む事業者間の公正競争を促進し、多様なサービスが低廉な料金で提供されるよう、所要の取組を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

○石川博崇君 是非、今回の電気通信事業法の改正を踏まえて総務省に力強く取り組んでいただきたいと思っておりますのが、やはり今、料金プラン等、携帯電話事業者との契約が余りにも複雑で分かりづらいという点を何とか少しでも解消していただきたいというふうに思います。

私自身もスマホを使っておりますぐれども、契約に行つてそのお店でいろいろ聞いても、そのときは何となく分かったような気になるんですが、店を出た瞬間に何を聞いたかさっぱり分からなくなっているというような状況がございますが、特に高齢の方々でも今こうした携帯電話あるいはスマート等の契約される方増えておりますし、また、国民生活センターの調査によりますと、六十歳代あるいは七十歳代以上の相談の中で、携帯電話に加えて固定電話、インターネット接続回線、こうした電気通信サービスに係る相談の割合が非常に増えているというふうにも報告がなされております。

従前から指摘されているこうした料金プランの中でも、データ伝送に係る接続料はこれまで複雑さ、これを解消するいい機会としていただけたいというふうに思いますし、利用者の特性、利用実態に合った説明も事業者是非指導いただきたいと思いますけれども、総務省の見解をお願いしたいと思います。

○副大臣(佐藤ゆかり君) お答えいたします。総務省の有識者会合が本年一月にまとめました緊急提言におきましても、通信料金と端末代金の分離が不十分であるということによりまして、利用者が料金プランを正確に理解した上でほかの料金プランと比較することが困難となつていてるなど、料金プランの複雑さに関する課題が指摘されたところでございます。

今国会に提出しております電気通信事業法の改正案でござりますけれども、こちらでは、事实上一体化している通信料金と端末代金を完全に分離をしまして、利用者が通信の料金のみで携帯電話事業者を比較、選択できるようにすることとしておりまして、これによってシンプルで分かりやすい料金プランを実現してまいりたいということをございます。

なお、総務省の有識者会合が今月まとめました中間報告書案におきましては、携帯電話事業者が毎月の支払額のみならず、契約期間全体において利用者が幾ら支払うのかといった、支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示すことが適当という指摘もございます。

こうしたこと実現しますと、利用者が自らの負担額を正確に利用することが更に容易になるものと考えられまして、いざれにいたしましても、分かりやすいプランの推進に取り組んでまいりたいと思います。

○石川博崇君 時間もそれほど残っておりませんので、最後の質問にしたいと思いますけれども、大手事業者からも有識者の会議ではヒアリングをしていただいております。この大手事業者からは、日本の品質が非常に高水準であるというような評価もしっかりと加味した中で、この携帯電話料金についても議論をいただきたいと。日本の携

帶電話料金は国際的にも高いといつて議論ばかりが横行しておりますけれども、逆にこれが引き下がることで品質が、サービスの品質が低下するようなことは避けなければいけないということを私も理解するところをごぞいます。

この点の懸念についてどのように総務省として取り組むのか、また品質の確保についてどういう検討を行っているのか、御答弁をいただきたいと、いうふうに思います。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。

携帯電話料金が低廉化した場合に、携帯電話事業者の設備投資がおろそかになり、通信サービスの品質が確保されなくなるのではないかという懸念があるということは私どもも承知をしておりま

す。しかしながら、携帯電話事業者にとりまして、継続的に設備投資を行い、一定のサービス品質を確保するということは競争上欠かすことのできない前提であるというふうに考えておりまして、今までの法改正によって競争を更に促進したとして、これにより適切な設備投資がおろそかになることはないというふうに認識をしております。

また、財務面から見ても、大手携帯電話事業者は、毎年三千億から五千億円程度の設備投資を行ながる利益を上げている状況でございますので、競争を通じて携帯電話料金が下がったとしても、これにより適切な設備投資がおろそかになることはないといつて認識をしております。

○石川博崇君 以上で終わります。ありがとうございました。

○片山虎之助君 片山虎之助です。それじゃ、質問をいたします。

まず、児童教育の無償化の問題なんですが、来年度の地方負担は幾らですか。いや、地方負担は肩代わるからね、国が肩代わるんで、額は幾らですか。それは、臨時交付金か何かの形で予算に組んでいますよね。来年度。

○政府参考人(川又竹男君) お答えいたします。

幼児教育、保育の無償化に係る来年度の経費でござりますけれども、来年度、十月からの引上げ分になります。國、地方合わせて三千八百八十二億円でございます。このうち地方負担が二千三百四十九億円となります。これは全額国費で負担をするということ……(発言する者あり) 地方負担は二千三百四十九億円でございますが、これは全額国費で来年度につきましては負担をするということになつております。

○片山虎之助君 それは、総務省の予算で組んでいるんですね。

○政府参考人(林崎理君) 総務省の方の予算で特例交付金ということで組んでおります。

○片山虎之助君 再来年度はどうするの。

○政府参考人(川又竹男君) お答えいたしました。

来年度こののような措置を講じますのは、地方消費税の増収分が初年度は市町村において僅かであるということも踏まえて、初年度に関しては全額国庫ということにいたしましたので、平成三十二年度以降につきましては、定められた負担割合に従つて御負担をいただくということを考えております。

○片山虎之助君 幼児教育の無償化は我々も言つてゐるんですよ、我が党も。言つてはいるだけれども、これは国が決めたことではないかといふことは地方の言い分なんですよ。それで総務省始め関係の大臣の皆さんには大変苦労されたんですよ。しかも、地方負担で今言われているような地元の一体改革の中で言わば制度の安定化に向けてといつたような使い道があつたわけありますが、これも端的に言うと、国でいえれば赤字国債を縮減をして、地方でいえれば臨時財政対策債を縮減をしてということであつたわけですが、それについてまず一つ、元々この地方消費税增收分、これは国の方の消費税もそうですね、税と社会保障の一部使い道を変更して、今回、この幼児教育の無償化に充てるということにまづなりました。

それによりまして、元々地方の方に入つてくる一部使い道を変更して、今回、この幼児教育の無償化になつたんじゃないかという議論があつたように、仮にこれが幼児教育無償化なかりせぬでありますよ。

○政府参考人(川又竹男君) お答えいたしました。

ところでございますので、今回の十月からの引上げ分で増収される分を財源として活用するという考え方でございます。

○片山虎之助君 消費税は、税と社会保障の一体改革で別に用途が決まつてはいたんですよ。それを変えたんですよ。変えることは私、悪いと言いませんよ。それで安倍さんは選挙に勝つたから、国民の信任を得たということになつていて、その是非は間わないけれども、しかし、それは地方にとつてみれば知らないことだわね、ある意味では。しかも、その三年間は骨太方針か何かで一般財源を保障するということをしている、実質同水準に。それにだつて後からなだれ込んで、今度これ食い込むんじやないかという心配は当然ですよ。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたしました。これは、大臣なり自治財政局長、いかがですか。か。これは、大臣なり自治財政局長、いかがですか。このところをしっかりとしてくださいよ。補助率も少し変えて、すつきりはしたよ。しかし、それは完全に納得させる努力をしないと、なかなか私、難しいと思いますよ。そうしないと、我々は教育の無償化と言つてはいるんだけど、進まない。いかがですか。大臣、どうですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたしました。

今委員御指摘のように、平成三十年度の一般財源総額と実質同水準を確保するということになります。これは去年、教育の無償化にかかる費用が、これまでの地方負担分につきまして、これは国と地方の役割分担を踏まえ、そして地方消費税を、先ほど、平年度化に向かっていきますのでそれも活用してといふお話をなつてゐるわけであります。まず一つ、元々この地方消費税增收分、これは国の方の消費税もそうですね、税と社会保障の一体改革の中で言わば制度の安定化に向けてといつたような使い道があつたわけですが、これも端的に言うと、国でいえれば赤字国債を縮減

をして、地方でいえれば臨時財政対策債を縮減をしてといふことであつたわけですが、それについてまず一つ、元々この地方消費税の使い道が別のことを使われるようになったんじゃないかという議論があつたように、仮にこれが幼児教育無償化なかりせぬでありますよ。

それについてはいかがお考えですか。あなたが答えるというのは無理かもしれませんけどね。それは、そういう意見が地方にあるのは当然なんですよ。

○政府参考人(川又竹男君) この幼児教育、保育の無償化につきましては、消費税率引上げに伴い國と地方へ配分される増収分を活用するというこ

とでございます。それで、今回の十月からの引上げ分で増収される分を財源として活用するという考え方でございます。

そういう中で、三十二年度以降の地方一般財源総額につきましては、先ほど、冒頭御紹介した同水準という中で、一方で地方消費税も平年度化していくまでの、ここはしつかり歳出の方を我々で組みながら必要な財源を確保していく、こ

とでございます。それで、財源そのものが単年度でその分増えてくれることではありませんなからたということあります。

ば臨時財政対策債が縮減をするということになります。それで、財源そのものが単年度でその分増えてくれることではありませんなからたということあります。

○片山虎之助君 長い説明したけれどもね、分かれけれども、完全に地方は納得していませんか。そこで食い込むんじやないかという心配は当然ですよ。これは、大臣なり自治財政局長、いかがですか。このところをしっかりとしてくださいよ。補助率も少し変えて、すつきりはしたよ。しかし、それは完全に納得させる努力をしないと、なかなか私、難しいと思いますよ。そうしないと、我々は教育の無償化と言つてはいるんだけど、進まない。いかがですか。大臣、どうですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたしました。

今委員御指摘のように、平成三十年度の一般財源総額と実質同水準を確保するということになります。これは去年、教育の無償化にかかる費用が、これまでの地方負担分につきまして、これは国と地方の役割分担を踏まえ、そして地方消費税を、先ほど、平年度化に向かっていきますのでそれも活用してといふお話をなつてゐるわけであります。まず一つ、元々この地方消費税增收分、これは国の方の消費税もそうですね、税と社会保障の一体改革の中で言わば制度の安定化に向けてといつたような使い道があつたわけですが、これも端的に言うと、国でいえれば赤字国債を縮減

をして、地方でいえれば臨時財政対策債を縮減をしてといふことであつたわけですが、それについてまず一つ、元々この地方消費税の使い道が別のことを使われるようになったんじゃないかという議論があつたように、仮にこれが幼児教育無償化なかりせぬでありますよ。

それについてはいかがお考えですか。あなたが答えるというのは無理かもしれませんけどね。それは、そういう意見が地方にあるのは当然なんですよ。

○政府参考人(川又竹男君) この幼児教育、保育の無償化につきましては、消費税率引上げに伴い國と地方へ配分される増収分を活用するというこ

○政府参考人(川又竹男君) お答えいたします。今般の児童教育無償化におきましては、ゼロ歳から二歳までの子供につきましては、御指摘のとおり、待機児童の問題、待機児童の大半がゼロ歳から二歳児でございます、この問題がありますことから、その解消に最優先で取り組むということといたしまして、住民税非課税世帯対象に進めるところ、その解消に最優先で取り組むということといたしましたものでございます。

○片山虎之助君 その最大限なんというのを一番分からんんだよ、役所言葉で。いつまでにどうするという大きいあれはあるんですか。それで、待機児童問題が完全に解消するまではこっちの無償化はしないんだね。

○政府参考人(川又竹男君) 待機児童の問題につ

きましては、平成三十二年度までに待機児童解消を目指して、子育て安心プランというものを進めているところでございます。

その後でございますけれども、更なる支援をどうするかという点につきましては、少子化対策あるいは乳幼児期の生育の観点から様々な議論もあるところでござりますし、財源の問題もござりますので、今後の議論ということかと考えております。

○片山虎之助君 ちょっとと時間ありませんから、またこの問題は次にやります。

それから、児童虐待問題で法律改正を政府・与党がお考えになっている。それは私は構いません。ある意味では、野党もみんな議論して考えているんだから、どこかで調整をしてもらうということが必要だと思いますよ。本来、家庭に法律が入るべきじゃないんですよ。しかし、今の状況は入らざるを得ないわね。だからそれはやむを得ないんだけど、どこまでどうするかということは考えなきゃいかぬ。

そこで、児童相談所の強化ということが言われて、当面は、来年度からですか、児童福祉司を千六十人だつたかな、それから児童心理司を二百六十人かな、それを増員するといふんでしよう。誰が責任を持つて動員するんですか。そういう人は

おるんですか。いなかつたら誰の責任になるの。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

○片山虎之助君 お答え申し上げます。

○政府参考人(藤原朋子君) 大変失礼いたしました。

○片山虎之助君 中核市は個別指定ですか、政令

市までは都道府県並みだから当たり前で。

○片山虎之助君 そこではあなたが言つようなういう人材が確保できるんですか。もう今、人手不足というのはあらゆる、質も量も全くそうなので、私、そういう意味で悲鳴を上げているという話を聞きますけど、いかがですか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

○片山虎之助君 自治体においては、児童相談所における人材確保に非常に御努力をいただいているところでござります。これまでも、この一年間でも約二百人、全国では増員をされているというふうに伺っておりますので、これをしっかりと、さらに来年度に向けて人材確保していくべく必要があるわけですから、児童福祉司が必要な専門性を確保できるような人事異動のサイクルで人材配置を行っていただきたいというふうなこと、こういった自治体での工夫が進むようにお願いをしているところでございます。

○片山虎之助君 また、さらに、任用資格でございますので、様々な職種の方が児童福祉司におなりになるわけですけれども、日本社会福祉士会など専門職団体による人材確保への協力を働きかけているところでございます。

○片山虎之助君 こうした取組によりまして、自治体での児童福祉司の任用要件を満たす人材確保に努めていきました

○片山虎之助君 一方的に押しつけて、それできなかつたら地方の責任みたいなことになるんですね。そういう

○片山虎之助君 やり方はやめた方がいいので、この問題は深刻なだけにしっかりと相談してください。

○片山虎之助君 あともう少し時間が、一分切つて残っていますけれども、残りは、済みません、午後からに変えています。

○片山虎之助君 終わります。

○片山虎之助君 ○山下芳生君 日本共産党の山下です。

○片山虎之助君 私も児童虐待について聞いてみたいと思います。

○片山虎之助君 児童虐待で子供たちが親の手によって殺害されなければいけないというふうに思つておりまして、年一度に七百九十人程度増員するといった体制の強化を盛り込んでいるところでございます。特に来年度につきましては、児童福祉司千七十人程度の増員ということで目指してまいりたいと思ってございます。

○片山虎之助君 具体的には、自治体における専門的な人材確保を私ども厚生労働省としてもしっかり支援をしなければいけないというふうに思つておりまして、

○片山虎之助君 自治体での採用活動を支援するための補助の新規の計上ですか、それから、採用だけではなくて、組織としての専門性を確保をするということが重要ですので、自治体ごとに、例えば児童相談所の配属の経験者の再配置ですか児童相談所O

Bの職員の方々を再任用いたぐなど、こういったことを積極的に取り組んでいただきたいとか、それから児童福祉司が必要な専門性を確保できる

○片山虎之助君 ような人事異動のサイクルで人材配置を行ってい

○片山虎之助君 ただきたいというふうなこと、こういった自治体での工夫が進むようにお願いをしているところでございます。

○片山虎之助君 また、さらに、任用資格でございますので、様々な職種の方が児童福祉司におなりになるわけ

○片山虎之助君 ですけれども、日本社会福祉士会など専門職団体

○片山虎之助君 に人材確保への協力を働きかけているところでございます。

○片山虎之助君 こうした取組によりまして、自治体での児童福

○片山虎之助君 祉司の任用要件を満たす人材確保に努めていきました

○片山虎之助君 いというふうに考えております。

○片山虎之助君 結局は、一方的に国が決めて、

○片山虎之助君 一方的に押し付けて、それできなかつたら地方の責任みたいなことになるんですね。そういう

○片山虎之助君 談、あるいは法を犯した、触法行為があつた子供

に関する非行の相談、そして育児やしつけ、あるいは不登校などに関する育成相談、こういった種類の相談を受けているところでございます。

こうした全ての相談の種類を合計をした相談対応件数をこの二十年間比較をするということをいたしましたと、平成九年度が三十二万五千九百五十五件でございましたところ、直近、平成二十九年八十万件ということで、十四万九百五十五件の増加というふうな状況になっているところでございました。

また、二つ目にお尋ねのございました、そのうちの虐待相談件数がどうなのがということをございますけれども、これも平成九年度と二十九年度で比較をいたしましたと、平成九年度が五千三百五十二件でございましたところ、二十九年度は十三万三千七百七十八件と過去最多を記録をしているところでございまして、単純に比較をすれば、この二十年間で約二十五倍というふうな大きな伸びを示しているところでございます。

この増加の要因の分析というのはなかなか簡単にはできませんので、引き続き我々もしっかりと分析をする必要があると思っているところなんですけれども、こういったものの広報が進んできたことから開始をいたしました児童相談所の全国共通ダイヤルの三桁化、いわゆるいちはやくということでお八九番ということで窓口を設定をしておりましたけれども、こういったもののが影響しているのではないかと思つております。

○山下芳生君 ということですね。相談件数は二十年で一・五倍ぐらいでしょうか。それから、うち虐待については二十五倍と物すごい増え方になっております。

そこで、児童相談所で児童福祉司の資格を持つ職員の方は二〇一七年で三千二百四十人。心理司、保健師の資格を持つ方を入れて、合わせて四千六百九十人。総務省の調査で見ますと、児童相談所などの職員は、この十年で一・二倍程度にしか増えておりません。二十年で二十五倍に増えた児童虐待にこれでは対応できるはずがないと思います。初期対応に当たる職員一人当たりの担当件数、聞いてみると五十人前後に上ると。場合によつては三桁の件数という実態もあります。まさしく児童虐待に対する対応力が足りないということがよく間に合っていないということだと思います。

そこで、厚労省は、児童福祉司については、児童虐待防止対策総合化新プランで二〇一二年までに二千二十人増やすとしておりまして、二〇一九年までに千七十人増やすと。これ、いずれも常勤職員として増やすという計画になつております。実は、二〇一六年から既に厚労省が主導され、この児童相談所の増員のプランは始まつております。

そこで厚労省に伺いますが、児童相談所の児童福祉司、二〇一六年からどれだけ増員されたのか、また、新プランによって二〇一八年、一九年どれだけ増員が見込まれるのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

児童福祉司についての人数でございますけれども、平成二十八年度が三千三十人、二十九年度、三千二百三十五人、そして平成三十年の、四月一日の、いずれも時点での数字でございますけれども、三千四百二十六人というふうになつてきております。

三百人の増員が図られているというところでござい

ます。

委員御指摘のとおり、一方、この児童相談所での児童福祉司の業務は非常に複雑化しており、相談件数も非常に伸びているということがございま

すので、昨年の十二月に新しいプランを決定をいたしましたと、二〇二二年度までの間で児童福祉司を約二千人程度を増員ですか、心理司についても八百人程度増員、こうした体制の抜本的な拡充を図るということにしているところでございま

す。特に、来年度につきましては、児童福祉司千七十人を確保したいということござります。

このため、我々も自治体における人材確保を厚

生労働省としてもしっかりと支援をしていくことが必要であると考えております。まさに相談件数の増加に対しても児童相談所の職員の増え方が全く間に合っていないということだと思います。

そこで、厚労省に伺いますが、平成三十一年度、都道府県

でこの行革努力分が減額された県名と減額の合計額、さらに減額上位五県のそれぞれの減額額を併せて報告いただけますか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

今御紹介のあつた行政改革の取組を反映した

算式まで付いているんですけれども。

総務省に伺いますが、平成三十一年度、都道府県でこの行革努力分が減額された県名と減額の合計額、さらに減額上位五県のそれぞれの減額額を併せて報告いただけますか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

それぞれの取組により、全国平均一とした場合に、一を上回つたり下回つたり当然こうなつてくわけですが、これを一というふうに置いて、そして割増し、割り落としを行わずに機械計算をした額というものを計算してみますと、それと実際に平成三十年度の算定額とを比較しますと、四十七都道府県で平均を上回る団体、下回る団体もちろん出てまいりますが、下回る団体が二十一団体になります。

二十一団体については個別にお話し申し上げてよろしいですか。

ちょっとと長くなりますが、二十一団体申し上げます。宮城県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県。この二十一団体が、機械計算の結果、三十年度算定額よりも低い数字が出てくると、こういうことでございます。

そして、今申し上げました二十一団体における数字を足し上げますと四十八億一千万円余りという数字になります。今申し上げましたとおりで、総額はもう元々五百九十九億円をどういうふうに配分するかということをございますので、例えばこの二十一機械計算をやった場合と元々の三十年度算定とではいずれも五百九十九億円という数字になりますので、全国ベースでは増減は相互では生じないということになります。

次に、平成三十年度算定額が計算額を下回る数字が大きい五団体でございますけれども……（発言する者あり）済みません、じゃ、こちらの方で。

○山下芳生君 ちょっとともう時間ないので、最後に、総務大臣、一点聞きます。

要するに、さつき前半で聞きました児童虐待対策で既に自治体は職員を増員してきているわけであります。その自治体が職員を増員してきたことに對して、行革努力分、行革算定として減額されないと。これは政府の要請ですよ、児童虐待対策と

して児童相談所の職員を増やしてくれと。それに従つて増やしたら減額ペナルティーが掛かると。これ、余りにおかしいじやありませんか。

もうこういうやり方はやめるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（石田真敏君） 地域の元気創造事業費の算定において、職員数削減率といった指標を用いて行政改革の取組を算定に反映をしているわけあります。一方で、今御指摘のよう、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき児童相談所の体制強化を行う必要があることを踏まえまして、職員数削減率を用いた算定につきましては平成三十二年度算定以降見直しを行う予定でございます。

○山下芳生君 平成三十二年以降は見直すと、これは当然だと思うんですが、しかし二〇一六年度から増やしているんですね。これはそのまま、じや、ペナルティーになるんですか。これもおかしいんじゃないですか。これをやめるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（林崎理君） お答えいたします。

今大臣の方から説明させていただきましたが

ども、新プラン等が出てまいりましたので、状況が変化があるということで、職員数削減率を用いた算定につきましては三十二年度算定以降見直しを行ふ予定ということで、既に一月の地方団体の説明会でも私どもの方も明らかにしているところでございますが、三十一年度の算定につきましては金額にすると、三か年で一千億移して、これは金額にすると、五百億円の算定になります。

○委員長（秋野公造君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋野公造君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

す。

○山下芳生君 終わります。

○委員長（秋野公造君） 以上をもちまして、平成三十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、公害等調整委員会を除く総務省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋野公造君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたしま

す。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開会

○委員長（秋野公造君） ただいまから総務委員会を開いたします。

○森屋宏君 自由民主党、森屋宏でございます。

本日は、総理をお迎えをいたしまして、地方税法等四税ですね、について質問ということでござります。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、私は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案ということで質問をさせたいと思います。

私は、県議会議員をしていまして、都道府県にとりまして法人税というのは二つの大きな課題があります。

一つには、今回の法律でやります均等性というか、をどういうふうに守つていくのかという、偏在性をどうやって是正していくかということ、それが、やっぱり経済に比例してこれは増えたり減つたりしますから、これの安定性といふものがいつも問われるところであります。今回の法律の措置、内容につきましては、この偏在性をどうやって是正するかということでござります。

御承知のように、法人事業税は、地方団体が提供する行政サービスから受益に対しても必要な負担をそれぞれの法人の事業活動に求めるものであり、都道府県の基幹税として重要な役割を果たしているものであります。そうした本来の意味、目的からいたしますと、現行の法人事業税が企業の活動の実態以上に都市に集中してしまって、大変大きな今日的な課題があるということでござります。

改めて、まず、総務大臣に、今回の法の措置の意義についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○国務大臣（石田真敏君） 地方団体が安定的に行政サービスを提供していくためには、税源の偏在性が小さくて税収が安定的な地方税体系の構築が必要でございまして、近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は拡大する傾向にあるわけであります。また、今議員御指摘なされましたように、大都市部への企業の本店等の集中あるいはインターネット取引の拡大というような経済社会構造の変化等を背景としまして、

関係しないといふことがあります。

また、現実問題として算定に用いる統計数値にも制約があるといったこともございまして、三十一年度につきましては従前どおりの算定を行わせていただきたいと思っております。三十二年度

以降、また検討してまいりたいと思つております。内閣総理大臣に対する質疑を行ひます。

質疑のある方は順次御発言願います。

大都市部には企業の事業活動の実態以上に収支が集中している状況にあるわけですが、新たな偏在は正措置であることを踏まえまして、新たに偏在は正措置においては、地域における事業活動により生ずる付加価値の総計である県内総生産の分布とそれから地方法人課税の収支がおむね合致する、今回の措置によってこういう結果を得られるわけございまして、こうしたことによりまして、今後、都市と地方を通じた安定的な地方財政基盤の構築を図つてまいりたいと思っております。

○森屋宏君 今大臣おっしゃいましたように、総務省の地方財政審議会の下に置かれた地方法人課

税に関する検討会ということにおいて、今お話しされたような社会経済構造の変化というのは引き続き加速するますます加速するものと見られると言つておられるわけです。

でありますから、今後も偏在性が小さい地方税体系の構築に向けて、地方団体との連携を密に取つていただいて、これからも積極的に進めていくべきであるというふうに考えますけれども、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(石田真敏君) 東京一極集中に歯止めが掛かっていない状況でござりますし、一方では地方の疲弊も進んでいるわけでございまして、そういうことから、あらゆる取組を進めていくことが必要だというふうに考えております。現在直面いたしております財政力格差の拡大、あるいは経済社会構造の変化等による地方税制上の対応としては、今回の措置によりまして対応することができます。中長期的に経済社会情勢が大きく変化する場合には、あるべき地方税制の観点から検討を行ふことも必要になってくる、そのように考えておられます。

○森屋宏君 総理、そこで、今回の偏在は正措置は、ある意味で対症療法的な措置であります。根本的にはやっぱり、東京に人口が一極集中するところであります。

○森屋宏君 総理、そこで、今回の偏在は正措置は、ある意味で対症療法的な措置であります。根本的にはやっぱり、東京に人口が一極集中するところであります。

ただきましたように、経済構造がどうしても東京

に一極集中してしまう、このことを何とかして変えていかなければいけないことが根本にあります。

そういうふうに思います。そうした意味で、時間がありませんからいろいろな御披露はできませんけれども、安倍政権のこの六年間でいろいろな地方創生を始めいろいろな取組をしていただいてまいりました。この総務委員会におきましても、地域おこし協力隊、これ、数は僅かでありますけれども、大変、課題は

ありながらも評価をいただいておられる質問が多数あつたところであります。

そうした意味で、私は、この一極集中の是正に魔法のような特別な取組、ものというのではないんだろうなというふうに思います。今まで安倍政権の下に行われてきた地方創生を始め、地域おこし協力隊、いろんな各地域の皆さん方が主体となつてやる取組、これを不斷の、休むことなくこの取組を積極的にこれからも進めていただきたい。そのことが、ひいては我が国の国際競争力を高めることがあります。

どうか、総理からこれらの不断の取組に対します決意をお聞きをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日本の地方には様々な特徴、そして魅力があるわけでありまして、その多くは眠っている場合もあるんだろうと思いますが、安倍政権が進めている地方創生は、思いますが、安倍政権が進めている地方創生は、

地方が持つ魅力を最大限に引き出していく、そしてその活性化を図つていくということになります。

例えば、官邸において海外からの賓客をおもてなしをする晩さん会等においては、なるべく日本各地域の商品を御紹介しながら出させていただきます。

地方の未来を開く活力の源は若者たち、そうしさせていただいておりますが、あの伊勢志摩サミットにおきましても山梨県のワインを出させていただきました。メルケル首相がそのワインをお代わりしたのは今でもよく覚えておるところでございますが。

地方が誇る農産品、そして観光資源、地場企業の技術などを生かした地方独自の創意工夫を、一千億円規模の地方創生推進交付金などを活用し、全力でこれからも後押ししてまいります。

その結果、農産物の輸出は昨年九千億円を超えて、生産農業所得は九千億円増え、この十九年間で最高となつたところでありまして、外国人観光客も政権交代前の四倍近く、三千万人の大台に乗ります。消費総額は四・五兆円で、地方に一大産業が生まれたと言つてもいいんだろうと、こう思つております。

そこで、その結果、中小・小規模事業者の倒産も三割減少、これは四半世紀の中で最低となりております。来年度の地方税収は過去最高、十四兆円を超えるなど、地方財源もしっかりと増えておりまして、その結果、中・小規

度によつて……(発言する者あり)失礼しまし

た、最大三百万円を支給する新しい制度によつて、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を押していきたいと、こう思つております。

元気な地方なくして日本の再生なしという考え方の下、今後とも地方創生の旗を高く掲げ粘り強く進めていきたいと、このように考えております。

○森屋宏君 まさに、やつぱり日本の国というのは、地方がそれぞれ、北は北海道から南は九州、沖縄まで、それぞれの地域がそれぞれ元気を出すことがやはり日本の全体としての競争力につながります。

こうした中で、政権交代前と比べて、地方の法人関係税収はほとんどの県で四割から五割増加をしております。来年度の地方税収は過去最高、十四兆円を超えるなど、地方財源もしっかりと増えておりまして、その結果、中・小規

度によつて……(発言する者あり)失礼しまし

た、最大三百万円を支給する新しい制度によつて、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を押していきたいと、こう思つております。

元気な地方なくして日本の再生なしという考え方の下、今後とも地方創生の旗を高く掲げ粘り強く進めていきたいと、このように考えております。

○森屋宏君 まさに、やつぱり日本の国とい

うのは、地方がそれぞれ、北は北海道から南は九州、沖縄まで、それぞれの地域がそれぞれ元気を出すことがやはり日本の全体としての競争力につながります。

こうした中で、政権交代前と比べて、地方の法

人関係税収はほとんどの県で四割から五割増加をしております。来年度の地方税収は過去最高、十四兆円を超えるなど、地方財源もしっかりと増えておりまして、その結果、中・小規

度によつて……(発言する者あり)失礼しまし

た、最大三百万円を支給する新しい制度によつて、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を押していきたいと、こう思つております。

元気な地方なくして日本の再生なしという考え方の下、今後とも地方創生の旗を高く掲げ粘り強く進めていきたいと、このように考えております。

質に着目をして委員長をお務めいただいてるものと承知をしています。また、委員会の下に元最高検査室の方を事務局長に迎え、独立性を強めた上で追加報告書が取りまとめられたところでありますして、その内容については、中立的、客観的な立場から検証作業を行っていただいた結果である

ことで、中立性、信頼性を確保しつつ品質向上を図ってきたものと承知をしております。

○杉尾秀哉君 これについて、先日、経済統計学会が声明を出しております。この中で、公的統計はいかなる権力からも自立した存在であるべきだとはつきり述べております。

したように、恣意的な操作を極力排していくことによって正しい政策をつくり、作成し、そしてそれを実行していくことができる、このように考えております。

考えるんだろうと。  
そして、統計委員会においても……（発言する  
者あり）今、統計委員会においてもそういう議論  
がなされていたものと、こう考えるわけですが、さうい  
まして、そういう意見を申し上げることは当然な  
んだろうと、こう思う次第でござります。

○ 杉尾秀哉君 最高検査事という肩書しか言えないんですね。

内閣官房大臣(女性局長) こしょらうじゆうじやく  
ればならないのか、總理には意味が分かれます  
か。

統計方法の変更をめぐる中江元秘書官の問題意識の伝達、あれは統計への政治介入ではないんですね。

いんですか。何で統計の素人の秘書官が厚労省の担当部長を官邸に呼び出して、中身についてああいうふうにうらやましそうな顔つきで聞いてる。ううへへ

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、民間のグループの方々の評価についてはコメントする立場にはございませんが、いずれにいたしましても、私の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。きちつと答弁してください。

○杉尾秀哉君　違います。この声明の中でこう書いてあります。戦時に公的統計がその機能を果たし得なかつたことが我が國を無謀な戦争へ駆り立てたことの痛切な反省から統計法が戦後制定されたと書いてあります。つまり、さきの大戦で時の為政者が統計を都合よく利用して無謀な戦争に突入したという歴史の過ちを繰り返してはならないといふ、そういう教訓に基づいて統計法ができたということなんですが、とするならば、政治家が

性、信頼性がしっかりと確保されているものと考  
えております。

○杉尾秀哉君 同います。

今、総理は専門的、客観的な見地とおっしゃい  
ました、何度も。中江元秘書官は統計の専門家な  
んでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば統計のユー  
ザーとしての立場であるうと、こう思います。

そして、この問題についてもう予算委員会で再

は、言わば三年たって、そして毎年毎年タクム  
りに、本当はそれは果たしてその統計が正確か  
どうか分からぬまま三年たって、そしてそれが  
また修正されるというよりは、毎年毎年替えてい  
くことによつてこの段差は小さくなるのは当然で  
あります。つまり、段差が小さくなるんですよ。  
ですから、それはもう予算委員会においてそう  
いう御質問を受け、この同じ答えを何回もさせて  
いただいております。ですから、それを今申し上

うことでございますが、公的統計は、統計法の規定のとおり、中立性・信頼性が確保されるようになります。このため、統計の作成に当たっては、統計的・専門的見地に基づかない恣意的操作を極力排除し、結果の客觀性・正確性が保たれることとが極めて重要と考えております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げたのはまさにこれ政府としての認識でございまして、繰り返しますと、統計の作成に当たっては、統計的、専門的見地に基づかない恣意的操作を極力排し、結果の客觀性、正確性が保たれることが極めて重要であると考えております。経済に関する指標につきましては、まさに正確

い中において、それによって段差が生まれてくる  
わけでございますが、そして、それを三年間ため  
ておいて、これを変更することによって当然段差  
は大きくなるわけでありまして、そして、それを  
替えて、また三年間戻つてこれを修正する……  
(発言する者あり) ここがポイントなんですよ、  
つまり、誰が考えてもそれはおかしいなど。日々

○杉尾秀哉君　聞いていないことを何でそんなべ  
らべらしゃべるんですか。中江氏の対応を、問題  
意識を持つのは至極当然だつて、これ本当に至極  
当然なんですか。だつて、秘書官つて総理の手足  
であり分身ですよ。その人が担当者を呼び出した  
ら、どういうプレッシャーになるかぐらい分かる

こうした観点から、我が国の統計機構では、統計委員会が専門家から成る第三者機関として統計整備の司令塔機能を果たし、各府省が所管する統計調査について独立した立場からチェックを行う

な統計の下にマクロ政策にしろミクロ政策にしろ立案をしていくことが重要であり、そのことによつて良い結果を生んでいくのは当然のことであるわけでございまして、もとより、今申し上げま

の、毎月勤労統計が月々出てきて、そしてそれを参考にしているんですけど、突然三年後にそれが替わるのであれば、一年ずつに入れ替えていく方が、これは替えていくことは当然と、こうみんな

でしょう。  
総理が言つてゐるのは、あくまでそれは一般論  
にしかぎないんです。このケースではございま  
せん。もう一回答えてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　余り感情的にならずに御質問いただきたいと思いますが。

せていただいておりますが、言わば毎月勤労統計については官邸にも報告があります。私は直接聞いているわけではありませんが、その際、当然統計の取り方も説明をされたということなんだろうと、こう思いますが、そのとき感じたことですが

さいますが、毎月勤労統計において、そしてそれを、サンプルを入れ替えた方が、一年ごとに結果が出てきた方がそれはタイムリーになるというのだが、これは普通、一般的な考え方ではないでしょうか。そして、それを申し上げて、専門家の皆さんに、専門家の方々に検討していただきたいと

いうことを申し上げる、問題意識について申し上げたわけでございまして、指図したわけではないわけでございますし、こうした問題意識を伝えることは、私は当然のことではないだろうかと。そして、阿部座長も既に予算委員会等で答弁をされていっていることは御承知かと、こう思いました。

こういう総理の姿勢 자체が今回の問題で問われているということをお伝えしまして、私の質問を終わります。

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治  
ありがとうございます。  
総理に地方の人口減少と地域経済縮小に対する  
認識をお伺いしたいというふうに思います。

安倍政権となつて、東京圏と他の地域の格差ということが、これは広がつているのではないか、私はそのように認識をしますけれども、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

ど、全体が良くなつてゐるけれども、地方も上  
がつてゐるけれども東京の方が全然上がつてゐる  
ではないかという問題意識だらうと思います。

そういう点は確かに私はあると、こう思いますし、景気が回復していく局面においては、我々、アベノミクスを発動した段階においてはまさに十

都市からこれは良くなつていくことは確かであつたんだろうと、こう思うわけでござりますが、日本銀行の地域別、日銀短額の地域別業況調査を見てみると、二〇〇〇年代の回復期を通じてプラスであったのは、良いが悪いを上回るプラスであったのは関東地方と東海地方のみであります。この対して、今回の景気回復においては、この五年間、後半の、最初の一年ではなくてその後の五

年間でござりますが、この五年間を見てみますと、北海道から九州、沖縄まで九地域が全て良しが悪いを上回るプラスで推移をしているわけですが、いまして、前回は二地域だけだったものが九つの地域でプラスになっているということでござります。

そういう面からすると、これはやはりどこかが大きな違いかといえば、一つはやはり地域の大きさを産業である農林水産業、そしてもう一つはやはり観光、サービス業である観光においてこの地域に大きな、地域に温かい風をもたらすことができたのではないかと、このように考えております。

○森本真治君 総理は否定をよくされるんですけど、ハリケーンによるうねりがあります。七七

ども御答弁であります。まずは東京が豊かになつて、そしてそれが全国津々浦々に行き渡つて、いくんだということをこれまで何度も御説明をされていらっしゃいます。地方の皆さんは、いつの恩恵が行き渡つてくるんだろう、待ち続けてもう何年になりました。

石田大臣がよくこの総務委員会でも言われるく  
です。地方の疲弊が限界に達しているといふう  
にいつも言われます。私もこの間、総務委員会に  
らっしゃいますけれども、これまでの歴代の総  
大臣はそのことを言われませんでした。しかし、

石田総務大臣になつて、もう地方の疲弊が限界に來ているんだといふこともよくこの委員会の中では言われます。

総理、アベノミクスの成果が今のこの地方の疲弊の現状の中で全国津々浦々に本当に行き渡る信じていらっしゃいますでしようか。

ているということを申し上げたことは実は一回もないんです、誤解されていると思いますが。先ほど申し上げましたように、その恩恵を被るのが早いのが東京であり大都市だと。しかし、そこであふれたものが落ちていくという考え方は取らないわけでございまして、地方創生においては、別に

東京のおこぼれということでは全くなくて、地方の良さを生かしていくこと。

かない景観。そこでしかない経験、言わば体験型の今観光が主流となつてゐる中ににおいては、その結果、今申し上げましたように、二〇〇〇年代の初期の景気回復期、前回の最長と言われた景気回復期と違つて、今回は九つの地区で全て良いが悪いを上回つてゐるというのはそういうことなんだと思います。

たが、もちらん、地方においては、人口減少が気温上昇を  
激に進んでいる地域もあるでしょうし、少子高齢化が日本全体のベースよりもっと激しく進んでい  
る地域、私の地元もそういうところあります  
が、そういう地域に対しては、その地域に対応し、  
たしかりとした政策を進めていく必要があるん  
だろうなど、経営大臣はそういう危機感を持つて

取り組んでいたわけでありまして、我々が進めていた政策の結果そうなつたということではなくて、長い間続いているこの傾向を何とか我々は消転させたいと、新たな人の流れをつくっていきたいと、こう思つておる次第でございます。

○森本真治君 これまで統いてきたこの長い傾向に何とか歯止めを掛けたいということでの地方創生総合戦略、まち・ひと・しごと総合戦略があるたと思います。来年度で最終年を迎えるわけでございます。

この地方創生戦略、政策ですね、二〇一五年度からスタートして、ある意味これは強力なトップダウンで自治体に総合戦略を急がせたわけでござります。結果としてどうなったのか。様々な先ほどもこの地方創生の取組のお話もありましたけれども、結果として、この地方創生の取組、私も各地で各自治体の皆さんと話をしておりますけれども、ある意味総花的な戦略の中で、本当に実態に対応した政策になつているのか、それは地方の自治体の皆さん、また議会の皆さんも少し不安感、本当にこのままの取組でいいのだろうかという声が多く聞こえるようになつてきました。

総理は、来年度でこの創生総合戦略が一段落付いてその次に向かうというふうに思いますが、これまでの延長線上の方針でこの地方創生の戦略も進めについて間違いなく地方が活性化していく、そのようにお考えでしょうか。

正については、二〇一〇年までに東京圏への転出  
入均衡目標を掲げております。

東京圏への転入超過は景気が良くなると大きくなつていく傾向がありますが、そうした中でも二〇一七年までの三年間は、史上初めて全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超えて地方にしつかりと働く場所が生まれる中で、景気回復が続いても年間十二万人程度で頭打ちとなつていました。しかし、昨年は十三万人を上回ったわけでございまして、バブル崩壊後のピーク、第一次政権時代の十五万五千人より少ないわけでございますが、再び増加傾向に転じたことは大変残念であります。現状では、二〇二〇年の均衡目標達成は大変厳しいものとなつたと言わざるを得ないと考えています。

特に、十代後半や二十代の若者が東京圏への転

入超過の大半を占めており、若者に魅力ある働く場、学びの場をつくることが重要でありまして、引き続き、地方創生推進交付金などを活用して、魅力あふれる地方大学づくりや地域おこし協力隊の拡充、そして、地方へ移住し起業、就業をスタートする際に最大三百万円を支給する新しい制度によって、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を後押ししていくことで、東京一極集中の是正に向けて二〇二〇年以降も引き続き全力を尽くしていきたいと考えております。

○森本真治君 ちょっともう時間となりました。

これまで安倍政権で、国全体の例えはGDPを大きくしていくとか、パイを大きくしていくとかと、そして、それが、それぞれの地域にもしつかりとその恩恵が受けていけるようにということを進めているというふうにしか私には思えません。本当に、それぞれの地域が大きくなっていくことによって全体のGDP、全体の国の経済が大きくなつていく、やはりその手法、順序の違いということが私にはずっと違和感が、持ち続けながら、地域を歩かせていただく中で感じるところでござります。

しっかりと、今の本当に安倍政権で進める経済政策、地域政策が正しいのかどうかということは、引き続き我々としてもしっかりと検証をさせていただきたいということをお伝えさせていただいて、質問を終わります。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

総理、三年ぶりの総務委員会出席でございますので、総理中心に質問をさせていただきます。

まず、地方税偏在是正についてでありますけれど、この本法律案に含まれる地方税改革による地方の活性化につきまして、総理は、先日の本会議で、地方が自らのアイデアで自らの未来を切り開く取組を後押しすると御答弁をされました。総務大臣も市町村の意見を踏まえながらと答弁されたわけであります。この偏在是正によって生じた財源を市町村にどう届けていくのか、総理のお考えをお尋ねいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今般の偏在は正措置で生じる財源について、平成三十一年度与党税制改正大綱では、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとされております。

具体的な財源の活用の在り方の検討について  
は、委員が御指摘のとおり、偏在是正措置による  
税収の影響が生じる平成三十二年度に向けて、大  
綱に沿って、市町村も含め地方団体の意見も伺い  
ながら進めてまいる考え方であります。

○若松謙維君 次に、震災復興特別交付税の継続  
についてお尋ねをいたします。

本会議で総理は、震災復興特別交付税を含め、  
具体的な在り方を検討すると答弁をされました。  
福島帰還困難区域の復興又は大変な激甚災害地で  
あります石巻、気仙沼、また陸前高田等の復興を  
成し遂げるために、大震災十年以降の復興推進財  
源確保のための国、県、市町村の財政フレーム  
枠、これが大事だと考えております。

夏の与党八次提言 今検討中でありますけれど  
も、そこに盛り込まれた際には政府としてしっかりと  
対応されるということを、そういうお考えで  
しょうか、よろしくお願ひいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これまで、被災地  
の一日も早い復興に向けて全力で取り組んでまい  
りましたが、復興・創生期間後においても、心の  
ケア等への対応が必要であるとともに、福島の復  
興再生には中長期的な対応が必要であり、引き続  
き我が前面に立つて取り組む必要があると考えて  
います。

このため、復興の基本方針を見直し、復興・創  
生期間後における基本的方向性を示したところで  
ありまして、これに沿つて必要な事業の具体化を  
進めることとしています。その中で、御指摘の震  
災復興特別交付税の在り方についても検討するこ  
ととなります。

東日本大震災からの復興を成し遂げるために必  
要な事業を確実に実施できるよう、与党の御意見

も伺いながら、財源を含めしっかりと検討を進め  
てまいります。

○若松謙維君 是非、しっかりといたした与党提言ま  
とめてまいりますので、よろしくお願ひいたしま  
す。

それでは、車体課税について質問させていただ  
きます。

お配りいたしました資料一の車体課税の見直し  
を見ていただきますと、今回の税制改正におきま  
して、いわゆる環境性能が非常に高めているとい  
う大きな政策的な役割があります。よつて、今、  
電気自動車等は車体課税、非課税になつております  
すけれども、是非、総理が、総理のリーダーシッ  
プで、今、福島新工社社会構想の一環として進め  
られております浪江町の水素製造工場、これが今  
年の秋いよいよ製造開始しまして、究極の一酸化  
炭素フリーの水素が生産されます。

この水素を活用した燃料電池車又は再エネを電  
源とする電気自動車、これは化石燃料を用いる電  
気自動車、例えばハイブリッドとかPHVより環  
境負担が一層低いので、今後、EV車又は水素自  
動車、再エネ、これは組合せを更に促進して総合  
的な支援を検討すべきではないかと思ひますが、  
総理のお考へはいかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 電動車の環境への  
メリットを最大限に発揮するためには、若松委員  
御指摘のとおり、走行時だけではなくて、エネル  
ギー源も含めたゼロエミッション化を進めること  
が重要であると思ひます。

このため、車両価格の一部購入補助などの電動  
車の普及策のみならず、再エネ発電と一体となつ  
た充電システムの普及に向けた取組やCO<sub>2</sub>フ  
リー水素の生産と連動した水素ステーションの整  
備など、電動車の普及と電源の脱炭素化を両輪で  
進めていく考えであります。

は、来年の東京オリンピック・パラリンピックで使用する燃料電池自動車において、この福島産のCO<sub>2</sub>フリー水素を利用する考えであります。あらゆる施策を総動員して、CO<sub>2</sub>フリー社会

の実現を目指してまいります。  
○若松謙維君 ちよつと済みません、総理、質問  
通告していないんですけど、もし可能であれば。

ピックですか、パラリンピック、スタートする  
と。是非、総理に出席していただきたいんですけ  
ど、ハセガワ、ほんとう

○内閣整理大臣 安倍晋三君 突然の御質問でございますが、いずれにいたしましても、福島において野球そしてソフトボールも開催されるわけでござりますので、ハズレこなしましても、ど

こかの場面で、私も福島においてオリンピック・パラリンピックを観戦させていただきたい、応援させていただきたいと、こう思っております。

をさせていただきました。これを見ていただきますと、地方税も電子申告化が進んでいるわけありますけれども、e-LTAXですね、特に償却資

産の eLTAX 利用率がこれ見ていたときますと三〇%となつておりますし、他の地方税制と比べて著しく低いということになつております。か

算入をした償却資産を細かく申告するつてとつても作業が大変でありますて、ちょうど税理士の先生方も今日来て、ござっておられますナレバ、申

小企業及び税務当局双方にとって事務手続の簡素化に資するこの償却資産の電子申告、これを推進すべきと考えますけど、総理、お考えはいかがで

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 地方税の電子申告は、納税者の利便性向上や行政手続のコスト削減を見据（うきまつ）て実現（じつげん）するとして、寺内、夏波

の地方団体にまたがつて事務所等を置いている企業は、それぞれの団体に申告を行ふ必要があることから、全国共通のシステムにより電子申告ができるることは大きなメリットであると認識をしています。

現在、法人二税の電子申告率は六割を超えるなど、地方税の電子申告は進んできていると承知をしておりますが、委員御指摘のとおり、固定資産税の償却資産に係る電子申告率はまだ約三割にとどまっています。

今後、一度申告すれば複数市町村に全て申告がされる一括申告の拡大など、システムの利便性を一層向上させるとともに、関係者への周知徹底を図り、電子申告率の更なる向上に努めてまいる考えであります。

○若松謙維君 濟みません、こんな実務的なことで質問して、期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、終わります。

○片山虎之助君 日本維新の会の片山虎之助でございます。

私は、先週、予算委員会で、総理に地方税収の偏在性について質問をいたしました。今の状況を見ると、これだけ地方の税収が偏在していることから見ると、総理が頑張つておられる地方創生、余り成功ではないのではないかと。一極集中は止められないんですよ。去年一年を見ましても、日本の人口は四十四万人減っているんでですよ。ところが、四十四万人減っている中で、首都圏、首都圏というものは東京中心の四都県ですけどね、四都県には十四万人、人が集まっているんです。地方全部でいうと五十八万人減っているんですよ。鳥取県や島根県がなくなっている、毎年。そういう人口が一極集中でしょう。

それから、経済活動もそうなんですよ。経済活動まで実際そのなので、もう今日も盛んに議論があります。地方法人二税を見ますと、全部で、全都道府県、全市町村で、東京都が二六・三%なんですよ。二六・三%ですよ。あと五%を超えてい

卷之三

るのは大阪府に愛知県に神奈川県なんです。あとはもうずっと下なんですよ。だから、こういう状況を見ると一極集中と地方圏の衰退というのは止まつていらないな。懸命に努力していますよ、縦

力しておりますよ。このままで偏在是正の措置がなくなるんですよ。もうぎりぎりまで来ていい。是非どこか止めてもらわないと。そういうこ

とをまず今日はお願いしておきます。  
しかも、同じような質問ですからね、私はちょっと  
と趣を変えます。国際問題について質問したい。

この前、ハノイで米朝首脳会談がありましたよね。世界中のある意味での予想に反して、不調になったのですよ。トランプさんが偉かつたのは、とにかく徹底的な不十分な非核化では、それはもう

制裁を解除しないと、緩めないと、こういうこと  
と言われたわけですね。私は、これはある意味で  
は大変、ベストではないかもしれないけれども、ま

とまつた方がいいに決まっていりますけれども、しかしベターな選択だたと思いますよ。

言えるか私も分かりませんけれども、総理、いかで  
強い進言をして要請したのは安倍総理だと、  
こうしたことなんですが、どこまで本当のことが

がですか。  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回のこの米朝の  
首脳会談において、核、ミサイルにおいて、この

CVIDに向けて大きな一步が記さればもちろんそれはよかつたわけでございますが、我々心配していたのは、あるいは報道等において言われてはいたことは、専門家の一部の間で裏窓的な見方

が報じられていた、つまり、安易な譲歩を行うのではなくかと、こう見られていたわけでございま  
すが、結果としては、安易な譲歩を行うことな

く、我が國の國益を踏まえて交渉してくれたと、こう思つております。

かなくなれに 日本を 中距離弾道ミサイルにて

一八

御高齢となる中、一日も早い解決に向けて、あらゆるチャンスを逃すことなく、果斷に行動していく考え方でござります。

○片山虎之助君 是非、金正恩委員長と向き合  
う、そういうルートというか仕組みを是非つくつ  
ていただきたいと思います。

それと関連して、日ソです。これはもう大変、今のロシアの皆さん、態度から見ると、大変

○片山虎之助君 安易な妥協でなくして、国民が納得できるやり方でいうんでしょうかね、それと納得できる結論を導いていく、大変、私はある意味では忍耐強い努力が必要だと思いますよ。これだけ長いブーチン大統領とのコミュニケーションを取られてきたわけですから、是非これは成功させてください。これは国民の多くの望みです。

そういうことをお願いして、私はおしまいにします。終わります。

る引き金を引くことになるんじやないかと思いま  
すが、總理、いかがですか。

七%，八割超えました。こういうことになつていいわけですよ。そこで、だから、こういうときに本当に、坂道を転がり始めてるんじや、下り始めているんじゃないかというときに後ろから蹴飛ばすようなことはやめた方がいい。

それからもう一つ、今もおっしゃいましたけど、総理は本会議の答弁で、駆け込み需要と反動減対策ということをおっしゃいました。ちょっと減えていたときから、區々入る需

○山虎之助君 安易な妥協でなくして、国民  
得できるやり方というんでしようかね、それ  
得できる結論を導いていく、大変、私はある  
では忍耐強い努力が必要だと思いますよ。こ  
れ長いブーチン大統領とのコミュニケーションを  
取られてきたわけですから、是非これは成功  
してください。これは国民の多くの望みです。  
そういうことをお願いして、私はおしまい  
ます。終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。  
三月十三日の本会議質疑で、私は、消費税

が納された意味と、それをさせにしにした結果である。内閣総理大臣(安倍晋三君)の一九九七年に消費税率を五%に引き上げた当時の経済指標を見るに、四月の税率引上げ後の個人消費は四月から六ヶ月期には反動減により急落したものの、七月から九ヶ月期には回復をし、前年同期比でも増加をしていきます。しかしながら、同年七月のアジア通貨危機や十一月の金融システムの不安定化の影響により、その後の輸出や設備投資が落ち込んだと承知をしております。

一方、現在は通商問題の動向、そして中国経済の先行き等によるリスクに留意する必要はあるもので、廿二条全般については暖やかな回答をうながすが、総理、いかがですか。

七%、八割超えました。こういうことになつていいわけですよ。そこで、だから、こういうときに本当に、坂道を転がり始めてるんじや、下り始めてるんじゃないかというときに後ろから蹴飛ばすようなことはやめた方がいい。

それからもう一つ、今もおっしゃいましたけど、総理は本会議の答弁で、駆け込み需要と反動減対策ということをおっしゃいました。ちょっと考えていただきたいんですけども、駆け込み需要ができるのは、私は資金に余裕のある方だと思います。駆け込みに適しているのは、自動車だと電気製品だとか、あるいは衣料、着るものですね、こういうものだと思います。食材は駆け込み需要で、これら入ることになります。半年間かかる

トランプさんじやありませんが、安いな妥協をせずに、しかし取れるものは取っていく、着実に。そういうことをどうやっていくかということが、急がば回れという言葉がありますけど、回るだけじゃまた駄目なので、大変難しい。

どういう御成算が總理はお持ちですか。

しかし、私たちはこれをやり遂げなければなりません。同時に、拙速な交渉を行つて妥協するつもりはありません。六月のG20大阪サミットにブーチン大統領をお招きをし、併せて首脳会談を行います。日本国民とロシア国民が互いの信頼感を関係、友人としての関係を更に増進し、相互に受け入れ可能な解決策を見出すための共同作業を力強く進めて、平和条約交渉をでき得る限り前進させしていく考えであります。

どのように進めていくかということにつきましては、長門会談以来の新しいアプローチにより、お互いに今申し上げましたように理解を高めていく。その結果、両国が受入れ可能な解決策を見出すということしかないと、こう考えております。

○山下芳生君　日本共産党の山下芳生です。  
三月十三日の本会議質疑で、私は、消費税が景気悪化を招いて地方財政を悪化させた一七年の例を引いて、十月からの消費税一〇%増税が地方財政を悪化させない保証はどこにんでしようかという問い合わせをいたしました。は、消費あるいは雇用についての見解を述べた上で、こうおっしゃっています。景気の回道を確かなものとして、地方税収の確保もと、こう言われました。  
そこで質問したいんですが、一九九七年には回復軌道にありました、消費も上向いておられた。しかし、消費税五%への増税など、当兆円の負担増というふうに言つていましたけれども、これが急速な悪化を招いたということにわけですね。  
内閣府が先日七日に発表した一月の景気動数、これは三ヶ月連続で悪化をいたしました。閣府は、景気判断をこれまでの足踏みから下の局面変化に引き下げました。この景気動向が前回同じような景気判断をしたのは、二〇年十一月、つまり消費税八%への増税で景気影響が出たために前回はこういう下方への局化への引下げをやつたんですが、今回は一〇%の増税実施前に景気悪化の可能性が生まれて、九七岁以上に日本経済も地方財政も悪化へなります。

七%、八割超えました。こうしたことになつたけれど、総理は本会議の答弁で、駆け込み需要と反動減対策ということをおつしやいました。ちょっと考えていただきたいんですけども、駆け込み需要ができるのは、私は資金に余裕のある方だと思います。駆け込みに適しているのは、自動車とか電気製品とか、あるいは衣料、着るものですね、こういうものだと思います。食材は駆け込み需要でため込むことはできません。半年間もたないですよ、腐っちゃいますから。だから、高額所得者ほど駆け込みしやすいんじやないかと。日々の暮らしを切り詰めて食料品しか購入しない人は、そもそも駆け込み購入はしないし、できなさい。

総理に伺いたいのは、高額所得者ほど駆け込みしやすいのではないか。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 食料品につきましては、今回は軽減税率を導入いたしますので、そもそもこの食品については駆け込み需要の対象にはならないのではないだろうかと、こう考えております。

そして、先般の言わば駆け込み需要がありますから、山ができるて、その分、谷も深くなることによって消費が更に冷え込んでいくことにもつながっていくわけですが、それを避けるために、先ほど申し上げましたように、耐久消費財において、中心に駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じた経験を踏まえてあらゆる政策を総動員していくたいと、こう考えているわけでございまして、この駆け込み需要を平準化するというのは、これはまさにその後の経済全体にショックを与えないようにするためであるという政策でございます。

○山下芳生君 高額所得者ほど駆け込みしやすいということについては否定はされませんでした。それはもうそんなんですね。

それから、そのための対策を取るんだと言いますが、これも、だから結果として高額所得者ほど恩恵を得るというものになるんですね。私がよく行く地域の商店街の八百屋さん、カードのポイント還元は使ません。カードが使えないんですよ。天井からざるがぶら下がっていまして、お札やジャリ錢を放り込むだけですからね、カード使えないんです。この八百屋の大将にカードを使えるようにしてちょうどいいといったら、機械を入れていただぐ、それからカード会社と提携して、手数料を払つてもらうことになる。

一方で、ヴィトンのバッグとか、銀座英國屋紳士服店、紳士服一着五十万円、ポイント、五ポイントで二万五千円ですから、AOKIのスーツが一着買えるということですから。ですから、やっぱり高額所得者に非常に恩恵があるんですね。

それから、逆に言うと、同時に、消費税の増税というのは物価を引き上げまして、家計から購買力を奪います。だから、長期にわたつて消費が低迷すると。二〇一四年の前回の増税前と比べてみて、家計消費は一世帯当たり二十五万円、今も減つておりますから。

ですから、高額所得者に恩恵のある対策をやらないながら、庶民にずっと長期に消費を冷え込ませる増税を今やつていいのかというのは、内閣府参与だつた藤井聰さんも、最近も、もう本当にこれは最悪の判断だというふうに同じ産経新聞でおっしゃつておりました。

それから、もう一つ聞きます。地方消費税の増額分が地方に入るにはタイムラグがあります。いろいろ計算してから入りますからね。一方で、十月を前に四月から値上げラッシュになつてますね。牛乳などの乳製品は八・七%などが四月一日から、アイスクリームも二〇%が三月一日から、即席食品、カップ麺などは八%、六月一日から、清涼飲料一〇%が七月一日から、冷凍食品一

〇山下芳生君 など駆け込みしやすいということについては否定はされませんでした。それはまさに企業がありますよ。天井からざるがぶら下がつていまして、お札やジャリ錢を放り込むだけですからね、カード使えないんです。この八百屋の大将にカードを使えるようにしてちょうどいいといったら、機械を入れていただぐ、それからカード会社と提携して、手数料を払つてもらうことになる。

一方で、ヴィトンのバッグとか、銀座英國屋紳士服店、紳士服一着五十万円、ポイント、五ポイントで二万五千円ですから、AOKIのスーツが一着買えるということですね。

それから、逆に言うと、同時に、消費税の増税といふことは、物価を引き上げまして、家計から購買力を奪います。だから、長期にわたつて消費が低迷すると。二〇一四年の前回の増税前と比べてみて、家計消費は一世帯当たり二十五万円、今も減つておりますから。

ですから、高額所得者に恩恵のある対策をやらないながら、庶民にずっと长期に消費を冷え込ませる増税を今やつていいのかというのは、内閣府参与だつた藤井聰さんも、最近も、もう本当にこれは最悪の判断だといつたらしいんですね。

もう一点、この増税前にこういう値上げがされていることの背景に、政府は、消費税率の引上げに伴う価格改定についてというガイドラインを内閣府、内閣官房などから出しています。

これを見ますと、我が国においては、消費税が導入あるいは税率引上げのときに一律一斉に価格

が引き上げられるものと認識が広く定着している

が、欧米ではそうではないということで、自由に価格を決めてくださいねということです。最後に、従来、消費税率の引上げを理由としてそれ以上の

値上げを行うことは便乗値上げとして抑制を求め

てきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことなどを経営判断に基づく自由な価格設定を行なうことを何ら妨げるものではありません。

増税前の値上げを推奨している、こ

ういうガイドラインになつていますけれども、こ

ういう中で、こういう前もつて、増税前の値上げ

がされている。

これ、総理、自治体にも大打撃ですし、消費者にも大打撃じゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ポイント制度につきましては、むしろ中小・小規模事業者の皆さん

が、言わば世界的に進んでるヤツシヨレス社会に対応する機会として我々も捉えてるわけでございまして、導入する確かに設備投資が必要でございますが、これもしっかりと国において我々

支援をしていく考えでございますし、そのお知り

合いの八百屋さん、魚屋さんですか、も、QRコードでいけば、これは手数料もほとんど掛かりませんし、導人も、ほとんどこれは紙を貼つておけばいいだけですから、是非勧めいただきたい

と、こう思うわけでございます。

そしてまた、では、価格設定等についてのお話

○山下芳生君 終わります。

○委員長(秋野公造君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(秋野公造君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、太田房江君が委員を辞任され、その補欠として足立敏之君が選任されました。

○委員長(秋野公造君) 引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会・希望の会の杉尾秀哉でございます。

先ほどに引き続いて統計問題なんですが、観点を変えまして、統計行政への信頼回復と再発防止のための緊急提言を先般、私ども立憲民主党でまとめさせていただきました。その骨子なんですが、統計集中型に転換をして一元化するための国家統計データ局を新設すると、二点目が統計信頼のための体制やリソースの強化、三点目が統計の在り方と調査手法の見直し、四点目が統計法の罰則強化、以上の四つでございます。

そこで伺いますが、一月のあの基幹統計の一斉

がございましたが、これは、欧米では駆け込み需要、そして反動減ということが余り起つていなっています。これは、自治体に對しても、これはタイムラグがありますから、早くもこういふわけございますが、それはまさに企業があるう自治体の様々な調達について負担が多いんじゃないかというのが一点と、これは後で総理に聞きますが。

もう一点、この増税前にこういう値上げがされていることの背景に、政府は、消費税率の引上げに伴う価格改定についてというガイドラインを内閣府、内閣官房などから出しています。

これを見ますと、我が国においては、消費税が導入あるいは税率引上げのときに一律一斉に価格が引き上げられるものと認識が広く定着しているが、欧米ではそうではないということで、自由に価格を決めてくださいねということで、最後に、従来、消費税率の引上げを理由としてそれ以上の値上げを行うことは便乗値上げとして抑制を求め

てきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことなどを経営判断に基づく自由な価格設定を行なうことを何ら妨げるものではありません。

増税前の値上げを推奨している、こ

ういう中で、こういう前もつて、増税前の値上げ

がされている。

これをそれぞれ具体的に見ていくと、一つは、調査対象事業者の回答に誤りがあつたけれども、審査集計段階でチェックが働かずに入った数字がそのまま公表されてしまつたもの。それから、元々集計予定のない事項を誤つて計画上の集計事項としてしまつた。あるいは、新規に追加した集計事項の中に集計漏れがあり、計画上の集計事項と実際の集計事項に違つたと。それから、調査対象から回答を得るのが遅れた。あるいは、データのチェックに時間を要した、他の業務が多忙だったなどのため公表期日が計画よりも遅延した。それから、このほか、ニーズが乏しくなつたため印刷物での公表を廃止したけれども、調査計画上は印刷物で公表するとの記載が残つたものとなつていたものというふうにカタゴリーやが分けられると思います。これらにつきましては、それぞれ順次必要な是正措置がとられていくことござります。

その背景、要因につきましては、現在、統計委員会におきまして点検検証部会が設置されて、審議が始まりたところでございます。その中で、再発防止や統計の品質向上といった観点から、どういった背景、要因があるかと、いふことも含めまして徹底した検証を行うこととしたと考えております。

○杉尾秀哉君 分析中ということなんですねけれども、かなり根深い問題が多分あるんだろうと。人

員、それから予算が伸びていないとか、そうしたリソースの問題これから取り上げますけれども、ただでさえこれ諸外国に比べても日本の今の統計体制というのは貧弱なわけなので、それで更に省庁ごとに分散している、非効率じゃないかという、こういう指摘もござりますけれども、これは大臣に伺いますが、そういうた認識はおありでしょうか。

○國務大臣(石田真敏君) 統計についてはいわゆる分散型と集中型というのがございまして、それぞれやはりメリット、デメリットがあるというふうに考えております。

○杉尾秀哉君 その話はこの後にまた伺います。

去年、統計法の改正の審議がありまして、私も

そこで質問をさせていただきました。統計委員会、

そもそも平成十九年の統計法の改正によって

できただけですけれども、去年の審議の中で、私

こういうふうに聞いたんですね、統計委員会は司

令塔としての役割が十分果たせているんでしょう

かと。こういう質問に対し、答弁の方は、司令

塔機能の中核としての役割を果たしてきたと、こ

ういうふうにはつきりと答弁されております。

しかし、今回の一連の出来事を見て、これ、司

令塔機能の中核としての役割が果たせなかっただ

から。こういうことになつていたんじゃないかなと。こ

れは長年にわたつてずっと続いてきたことで、統

計委員会も全く見抜けていなかつたから

ので、そういう意味では、起きるべくして起き

たような今回の一連の出来事だというふうに思う

んですけれども、認識いかがでしようか。

○國務大臣(石田真敏君) 今御指摘がありました

ように、統計委員会は、平成十九年十月に専門的

かつ中立公正な第三者機関として設立された審議

会でございまして、公的統計基本計画の立案や基

幹統計調査の計画などについて総務大臣からの諮

問に応じて答申をされているわけでござります。

特に、これまでの公的統計基本計画の立案に当

たつては、細かいことは差し控えますが、提言を

行っていただいて、統計委員会は司令塔機能を果

たしてきていただいたと、いうふうに思つております。

そして、昨年の統計法改正におきまして、統計委員会の機能が強化をされました。一つは、統計委員会と調整、連携を各府省内の各部門が行うた

めの統計幹事を設置をした、あるいは各府省の所

言を行うことができるようになった、そういうよ

うな強化もなされてきているわけでござります。

○杉尾秀哉君 たとえば、そういう事案が起こつた

ときに御迷惑をお掛けしたことはおわびを申し上げ

たいことについては、今、改革の途上といふ

ことでござります。しかし、そういう事案が起こつたことについては誠に遺憾であり、関係する皆様

方に御迷惑をお掛けしたことはおわびを申し上げ

たいと思っております。

○杉尾秀哉君 去年の統計法の改正で機能を強化

した、それで見付かったみたいなことを言う人も

いるんですけど、これはもう全く実は関係なく

て、たまたま去年の六月の数値がばほんと上がつ

たんで、三・六、修正で三・三ですか、それで、

エコノミストの人たちもこれはおかしいといふん

で、何だ何だと、こういう話になつたということ

だというふうに思つんですよね。

その統計委員会の機能強化、先ほど統計幹事を

各省に置くといふ、局長級ですか、という話をあ

りましたけれども、そういう話だけではどうも

山の総務省の中でも不正が見付かりました。クー

ルジャパン推進に関する政策評価といふことなん

めで、ただきたいといふうに思つんですが。

実は今回の一連の統計不正で、統計行政の総本

山の総務省の中でも不正が見付かりました。クー

ルジャパン推進に関する政策評価といふことなん

ですけれども、どうしてこういうことが起きた

のか。これはどういうふうな、今のところ内部で

の話になつてゐるんでしようか。

○政府参考人(讀岐建君) 御指摘の調査につきま

しては、クールジャパン関連施策などについて、

総体としてどの程度効果を上げてあるかなどの総

合的な観点から評価を実施する際に、実地調査や

既存のデータを補うために、平成二十八年に一回

限りのアンケート調査として実施したものであります。

当初、国民や事業者の意識を把握すること

を主目的に考えていたために統計調査に該当しな

いものと思い込んでいたため、企画を練つていく

過程で統計調査の性格を具备するに至つていたに

もかかわらず、それに気付かず、統計法所定の承認を得る手続を怠る結果となつていたものであります。

法令を遵守すべき行政機関においてこのよう

こととなつたことは誠に申し訛なく、真摯に反省

しておるところでございます。このため、行政評

議會から報告が出されましたし、また我が方の総

務省の行政評価局、ここでの賃金統計についての

報告書も出たわけでござります。そしてもう一つ

は、統計委員会におきまして点検検証部会、この

事案が起つて設置された部会でござりますけれ

ども、そこで本当にこれは統計技術的な観点、学

術的な観点から、様々な方面から今御議論をいた

だいておるわけでございまして、今年の夏頃には

ある程度おまとめいただけるのではないかと。

そういうものがある程度出そつた段階で、本

当にこれからこういうことが二度と起らないよ

うに、また国民の信頼を高めていくけるよう統計

をどうすればできるかと、そういうことについて

議論をしていくことが必要ではないかと考えてお

ります。

○杉尾秀哉君 今議論中でいうことでしたけれど

も、是非こうしたことにも念頭に置きながら、可能

性を、本当に真剣に統計大改革という観点から進

めていただきたいといふうに思つんですが。

その統計委員会の機能強化、先ほど統計幹事を

各省に置くといふ、局長級ですか、という話をあ

りましたけれども、そういう話だけではどうも

山の総務省の中でも不正が見付かりました。クー

ルジャパン推進に関する政策評価といふことなん

ですけれども、どうしてこういうことが起きた

のか。これはどういうふうな、今のところ内部で

の話になつてゐるんでしようか。

○政府参考人(讀岐建君) 私ども、年に十本から

十数本程度の調査を実施しております、その中

で、一部についてはやはり統計調査に該当するよ

うなアンケート調査等を行つております。数年間

の他の事案について、きちんと統計法に基づく承

認が必要なものを取つていただいたのかといふことも確

認しましたけれども、他の事案についてはきちんと

とした承認手続が取られておりましたし、また再発

防止として、これ、担当者の思い込みといふこと

が、そのまま気付かなかつたことが、この一件起

こりましたので、それが再発しないようにしつか

りと内部でのチエックなどと意識の改革といふの

進めようといふうにしているところでござい

ます。

○杉尾秀哉君 統計に関する手続というのがやつ

ぱり多分省内でもちゃんと把握されていなかつた

というか、やつぱり分かりにくい現状、総務省の

報告承認義務を含めて、これは体制の問題と意識

の問題とどちらもあるのかなといふには思つ

うんですけども、そこで、冒頭にも少し申し上げ



題も、本来は全数調査すべき大規模事業所について抽出調査に変えていた。その理由として、都道府県とか事業所の負担軽減というのが理由というふうに調査報告ではされております。

実際、統計の現場のお話を聞きますと、調査に協力的でないところが増えている、調査員の確保が大変になっている、そして調査に掛かるその負担がますます重くなっている、家に行つても自宅にいないとかいろんな事情がある。時代の変化とともにいろいろな様々な課題が生じ、指摘されていふということなんですか？

大臣はこうした指摘についてどういう見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣（石田真敏君） 今御指摘いただきましたように、統計調査を取り巻く環境は厳しさを増す中で品質確保、向上を図るために、報告者の負担軽減や調査業務の効率化を進める必要があるわけでございまして、このために、ICTを積極的に活用し、オンライン調査を推進するとともに、行政記録情報や民間企業等が保有するビッグデータ等を統計の作成に活用することを進めてきているところでございます。

具体的には、昨年閣議決定されました公的統計基本計画におきまして、オンライン調査の更なる推進やビッグデータの活用を進めることとしたところです。これを受け、家計調査において、レシート読み取り機能を備えたオンライン家計簿を順次導入することや、ビッグデータ等の活用に関して産官学連携の協議会を設けて研究を開始することなどの取組を進めているところでございます。

○杉尾秀哉君 今、いろいろ対策をおっしゃっていただきました。

そのうちの一つに挙げられましたオンライン調

査、国勢調査なんですか？

○政府参考人（千野雅人君） まず、国勢調査の状況ですが、平成二十七年国勢調査でパソコン、スマートフォンから回答いたしました。そこでのオンライン回答率は三六・九%となっております。

○政府参考人（横田信孝君） その他の状況をいたしまして、オンライン調査の全省的な推進状況といふことでございます。

平成二十九年度の実施統計調査数が全府省で二百二十九であったところ、オンライン調査を何らかの形で導入しておるものは百八十四ということで、何らかの形で導入しているものが約八割ということございました。

これは、やはり若い人、オンライン調査に慣れただような人であれば、これはなかなか難しいことはないということではございますけれども、高齢者の方、あるいは視覚障害者の方、あるいは外国人の方といつた方に対するどういうふうにオンライン調査を浸透させていくかということは重要な課題であろうと思っております。

具体的に申しますと、例えば、視覚障害者に対応いたしまして読み上げソフトなんかを導入するとか、あるいは外国語への対応とか、あるいは画面構成を工夫するといったようなこともございます。それから、高齢者といふうに申し上げましたけれども、何らかの形で回答の支援をするといふことも大事であると考えておりますし、来ておりました。

○杉尾秀哉君 今、いろいろ対策をおっしゃっていただきました。

○政府参考人（横田信孝君） まず、ビッグデータの関係でございますけれども、ビッグデータの統計への活用につきましては、先ほどイスの事例を御紹介いただきました。日本でも、総務省でやっております消費者物価指数、CPIにおきましても、これはパソコンやデジタルカメラに限定されておりますが、POSデータを用いています。

○政府参考人（横田信孝君） まず、ビッグデータの試験調査におきましては、オンライン環境における問題点といふことがあります。

これは、やはり若い人、オンライン調査に慣れただような人であれば、これはなかなか難しいことはないということではございますけれども、高齢者の方といつた方に対するどういうふうにオンライン調査を浸透させていくかということは重要な課題であろうと思っております。

東大の渡辺教授を中心になって開発したナウキヤスト指数というのもあるそうですが、それからビッグデータの活用の推進、そして、さらには統計調査の外注化、民間委託の推進、この辺について具体的な取組がありましたら教えてください。

○政府参考人（横田信孝君） まず、ビッグデータの関係でございますけれども、ビッグデータの統計への活用につきましては、先ほどイスの事例を御紹介いただきました。日本でも、総務省で

い世帯への対応として、市役所等にオンライン回答ブースを設置する、あるいは統計調査員にタブレットを貸与してオンライン回答を促進すると、いつたような環境整備も具体的に進めようとしているところでございます。

一方、ビッグデータにつきましては、このデータの性格ということでございますけれども、偏りやノイズなどが個々のデータごとにあります。これらからデータ形式の標準化、統一化がなされないということがございますため、その活用に当たっては利用可能性の高いもの、優先度の高いものから個別的、集中的に対応を進めていく必要があります。具体的には、総務省においてビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議というものを昨年立ち上げまして、その辺りの検討を進めておるというところでございます。

そのほか、例えば民間の統計を活用するとか、そういうことにつきましても、具体的に、統計の作成に当たりまして民間団体の統計を活用できる場合には活用するとか、あるいはGDP統計、産業連関表などといった統計におきましても民間団体の統計も活用していくといったようなことを進めておるところでございます。

これは一方で、民間団体の作成する統計につきましては、データの範囲といいますか、業界団体の加盟者のみが対象になつていてたりとかいうことでございますものの、そういう留意点も踏まえながら効率的な統計作成ということからは重要なことでありますので、引き続きこれは有効に活用していかたいというふうに考えておるところでございます。

○杉尾秀哉君 もう一つ、先ほど言つた改革案の骨子の四番目に当たる部分なんですが、統計法の罰則の強化ということなんですが、冒頭申し上げました、基幹統計の一斉点検で二十三統計において手続上の問題があるというふうにはされましたけれども、これは、その統計法違反に当たる可能性があるかどうかというのはどういう分析



放送コンテンツの充実が大変重要でございます。とりわけ、撮影と編集など全ての制作プロセスを関連の4K、8K対応機材で行う、ピュア4K、8Kコンテンツと私も言つております。また、4K、8Kチャンネルでしか視聴できないオリジナルのコンテンツの拡充が大きな鍵でございますが、今御指摘のコンテンツに関しては、NHKにつきましてはピュア4Kコンテンツが九〇%以上でございますけれども、例えば、キー局系のBS五局では、各局間でばらつきはございますけれども、数%から二〇%程度の水準にとどまっていますので、こうした割合を上げていくことが大変重要と考えております。

○杉尾秀哉君 これ、NHK予算でも多分話が出ると思うんですけれども、NHKはこうして九〇%ただ、やっぱり民放の場合は、今はそのコンテンツの割合もすごく少ないし、何かよくよく見てみたら、情報番組なんかがピュア4Kだったりしているんですけど、情報番組でピュア4K見てもしようがないよなみたい、こんな感じもあります。その意味では取組をもうちょっと加速する必要があるかなと。

それから、時間なんで最後の質問なんですけれども、これ、来年のオリパラに向けた普及の目標と、それに向けた取組を最後に聞かせていただけますでしょうか。

○政府参考人(山田真貴子君) 普及に関しては、来年の七月のオリンピック・パラリンピック、それから、その手前になりますけれども、今年九月のラグビーワールドカップがございます。そういうものは大変に大規模なスポーツイベントになりますので、臨場感あふれる映像というのは大変重要なと思っております。

この時点での明確な、例えばラグビーワールドカップ時点での普及目標というのは持つておりますけれども、こうした大きなイベントの機会を捉えながら、しっかりと周知広報をしてまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 よろしくお願いします。

○江崎孝君 昨日に引き続いて質問をさせていただきます。

昨日の質問で統計調査員の報酬の引上げの話をされていましたんすけれども、先ほど中西筆頭の方から、ネットで流れているよという、そういう情報をいたしまして、ちょっとのぞきに行きましたら朝日のニュースに出ていまして、七千八十五円の日当というのは時間給に直すと東京都の最低賃金よりも安いという、こういう実態も今ネットで流れましたので、いよいよこれは引上げをしていただかなきゃいけないという。あるいは、林崎局長も、是非来年の、昨日言つたところは地財計画の中での大きな柱になるだろうというふうに思いますので、是非頑張つていただきたい

というふうにお願いを申し上げます。  
質問いっぱい考えてきたんすけれども、時間もございませんのでちょっと順番変えますけれども、先ほどの統計の話が出来まして、公務員部長お見えになつていますので、公務員の問題から少しお話をさせていただきますけれども。

統計員が減つてきたという、すごいさまじい減り方をしたわけであります、同じように地方公務員もすさまじい減り方を実はこの間してきました。この総務委員会は、やはり地方創生というか、地方をどう活性化させるかということは議論は一つにしている委員会だらうというふうに私は認識をしているんですけども、私たちのこの国は、やっぱり二〇〇〇年以降、地方をどんどん縮む方向にしか持つていかなかつたというふう反省をしなければならないと強く思います。

まずは、その前に省庁再編とかありましたね、二〇〇一年でしたか、それも今尾を引いて、厚生省と労働省が一緒になつて厚生労働省が本当によせんけれども、こうした大きな改革がほとんど消えていくということになりますね。この逆をやっぱりやらなきゃいけないという、三十年なんですね。

これが今の安倍内閣のやつている地方創生なのかと言わると、一つの流れかもしれませんけれども、もっと大きな大なたを振るわなきゃいけないんじゃないかなと。そうしないと、この東京一極状況もあり、それをずつと、自治体にまでずっと流れてきたというのが二〇〇〇年以降の実情が、今、一都四県、この関東圏が六十五歳以上の人口が一番多いんですね。一千万人超えている

ありがとうございます。

○江崎孝君 昨日に引き続いて質問をさせていた

います。

特に、一九九六年に生産年齢人口が減り出しますよね。減り出してから三位一体改革があるわけですね。これ、片山さんいらっしゃいませんけれど、大きな責任が片山さんにはあるんですが、当初予想していかつたような状況になつたということはいつも片山先輩はおっしゃっているんですね。

はづです、確かに。そうすると、この東京さえ、この関東圏さえ社会保障で縮み出したときにはもう取り返しの付かないような状況になつていくわけですから。

そこで、長くなりましたが、前置きが、今回の地政計画で公務員数を、計画ですね、増やすということをしています。これはどつちなんでしょう、公務員部長なのか林崎さんなのか。この時期に、二〇一〇年に若干増やしていくだけでいますけれども、今回五千人ぐらい増えて、そのうちの、一般職が五千人ちょっとと増え、そのうちは児童福祉司があるんですね二千ちょっと。一般職はやっぱり三千人ぐらい増やすというふうな計画人口になつていますけれども、これはどういう理由でしょうか。まずそれをお聞きします。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

地方財政計画上の職員数でございますけれども、これ、義務教育の教職員でありますとか警察官などの国の法令などによりまして定数が定められています。それはこれに基づきまして算出いたしました。また、その他の職員につきましては、地方団体における職員数の実態等を勘案して必要な職員数を計上しているところでございます。

三十一年度、来年度ですね、平成三十一年度地

方財政計画におきましては、今申し上げました教職員等、これは定数の減を反映いたしました。

また、一般職員につきましては、今申し上げたよう

な実態等を踏まえた上で、一つは、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増を見込みまして、また実態等も見込んで、職員数全体としては対前年度比で一千九百十九人の増となつていて

るでございます。

内訳として、今減りますと言つた教職員等につ

きましては、これは三千三百人ほどが減になつてますし、他方で、一般職員については五千二百人余りが増になつていて。そして、その内訳として児童福祉司等が一千三百人余り、実態等を踏まえた増という形で一千九百人余りを増とカウントをして確保したところでございます。

○江崎孝君 局長、僕、理由を聞いたんです。なぜ増やしたのかといふ、その計画で増やしたのはなぜなんですかということを、理由を聞いたんですけれども。

〔委員長退席、理事石川博崇君着席〕

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。申し訳ありませんでした。

今、なぜ増やしたのかといふ点については、児童福祉司等の増というのがもちろんござりますし、また近年、職員数増になつてきておりますので、地方公共団体としてそこの実態を反映した、こういうことでございます。

○江崎孝君 そうなんです。実態を、やっぱり自治体は、もうこれ以上減らせないということで増やしかかっているといふ、そういう流れがあつて、これ、大村部長にお聞きしますけれども、公務員部が先頭を切つて旗振つて、数を減らせ減ら

せと言つて、集中改革プランがあるわけですね。これ、集中改革プランという言葉が、余りもうしやべりたくないといふ、したくないぐらいにやつぱり我々は大変だった時期なんですが。どうですか、部長、集中拡大プランみたいなことを考えて、これから地方の公務員やつぱり増やしていく。先ほど言つたとおり、統計もそうですよ。それと、昨日説明をした地域公共交通も、これ全部自治体に落ちてきているわけです。

だから、そういう意味でいくと、やはり僕は、人を増やすということは何か余りいい表現じやないかもしれませんけど、やつぱり体力を付けなきやいけないんですよ。自治体力を付けなきやいけないという。今、アベノミクスでどんどん経済カンフル剤打つてますけど、基礎体力、筋力が落ちたところに、どんなに点滴打つて早く起き上がりといつても、なかなか起き上がることはできないわけで、やつぱり今は基礎体力、自治体力が、それはやつぱりどうやつても人であつたりするわけなので、どうでしよう、部長、これから地

方公務員数は増やしていくということを断言していただけませんか。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。御指摘の、まず地方の活性化ということについては、政府として、また総務省として非常に極めて重要な政策課題であると考えております。

そうした中で、地方公共団体の職員数についてございますが、御指摘のとおり、平成十七年から平成二十二年の五年間、国、地方を通じた効率的で質の高い行政の実現を図る観点から、当時の行革推進法などに基づきまして、各地方公共団体に對して具体的な削減目標を掲げた集中改革プランというものを要請をいたしておりました。一方、この集中改革プランの期間の終了後は、現在は地域の実情を踏まえつつ自主的に適正な定員管理制度の推進に取り組むよう助言をさせていただいている

こうした中で、実際、地方公共団体の職員数は、ピーク時の平成六年に比べまして全体としては五十万人の減少とはなつておりますが、この間も、例えは御指摘のその児童相談所等は、この職員数は約一・八倍に増加をし、福祉事務所では約一・六倍増加をいたしております。

〔理事石川博崇君退席、委員長着席〕

そのときにも申し上げましたけれども、私どもともある中で、三十二年度から見直すといふこと、これは先ほど申し上げたように既に地方団体の方にもお話を申し上げているといふことですが、私は先ほど申し上げたように既に地方団体の方にもお話を申し上げているといふこと

○江崎孝君 是非、大臣、お願いします。

やつぱりどんどんどんどん小さくなつていく、縮んでいくという方向でざつと追いやられてきた地方自治体が、今これだけ、統計だ、公共交通だ、あるいは介護だ、今回、森林の整備だといふことで本当に体力残つていない、体力がないところに体だけ動かせみたいな、そんな状況に追いやられていつている。これ、基礎体力がない、自治体力がなくなつたら本当にこれ全部が潰れていらっしゃるという動きにさお差すよなことは厳に憤ります。やつぱり動きにさお差すよなことは厳に憤ります。

○江崎孝君 やはり底を打つたといふ表現で、これからも、決して自治体が人を増やしていくといふふうに動きにさお差すよなことは厳に憤ります。やつぱり午前中、たしか山下委員がトッププランナー方式の話をされました。ちょっと質問通告していよいよですけれども、あのトップランナーワーク式も、人……(発言する者あり) トップランナーワーク式じゃない、人減らせといふ、行革努力で人が減るという、済みません、行革努力で人を減らすよな査定が起きているよという話なんですか

問題だといふうに思つて実はいます。

さて、前回の続きの中の部分ですけれども、ふるさと納税で途中で終わつておりました。ふるさと納税、私は正直言つて反対でございました。やはり今の寄附の在り方あるいは租税の在り方からして、非常に中途半端で根幹を揺るがす大

やしていくといふ、一般行政職増やしたといふ計画のそれとは全く真逆のことなんです、やつぱり。やつぱりこれ、今言つた行政改革で、努力で人を減らしたから交付税措置を変えるよといふことは、これやつていることと、人員増やしていることがありますからね、計画人員は、やつてていることがわざですかね、林崎局長、これどうでしょ

うか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。午前中のここでの御議論もございましたように、行政改革の対応に応じて五百九十億円、三十年度であれば交付税の方を算定をするという部分がありまして、これの扱いについてでございま

す。

〔理事石川博崇君退席、委員長着席〕

そのときにも申し上げましたけれども、私どもともある中で、三十二年度から見直すといふこと、これは先ほど申し上げたように既に地方団体の方にもお話を申し上げているといふことですが、私は先ほど申し上げたように既に地方団体の方にもお話を申し上げているといふこと

○江崎孝君 是非、大臣、お願いします。

やつぱりどんどんどんどん小さくなつていく、縮んでいくといふ方向でざつと追いやられてきた地方自治体が、今これだけ、統計だ、公共交通だ、あるいは介護だ、今回、森林の整備だといふことで本当に体力残つていない、体力がないところに体だけ動かせみたいな、そんな状況に追いやられていつている。これ、基礎体力がない、自治体力がなくなつたら本当にこれ全部が潰れていらっしゃるという動きにさお差すよなことは厳に憤ります。やつぱり動きにさお差すよなことは厳に憤ります。

制度創設時でござりますけれども、このとき、ふるさと納税創設時の研究会でも議論になつたわけでござります。そのところでも、地方団体が寄附者に対しても特産品を送付するということはあり得るだろう、出てくるだろうといふことは議論されました。そのところの議論としては、基本的には各地方団体の良識によつて自制されるべきである、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要だということにはならないと考えられます。各地方団体の良識ある行動を強く期待すると、こういうことで今の仕組みが成り立つたといふことでござります。

○江崎孝君 私は、それだつたらいいんですけども、それを貫徹をしていただきたい。

今回、そういう計画でなされた、そして技術的

そこで、前回、内藤局長の方に質問をして、昨日、僕が御説明したと思いますが、ちょっとと拙い表を作つて、何といふんだつけ、あれは、数学的なやつでX書いてやつたと思います。今回、三割というのを……(発言する者あり) あつ、不等式です、済みません、三割というふうにされたのですけれども、基本原則は一緒なんですね、あの不等式のままなんで。

助言ということで、ちょっと余りにも上がった熱を技術的助言という形で抑えようとした、しかし、それでも収まらなかつた。そうすると、法改正で今度規制掛けるということをございますね。がちつと、自由度の中で、元々政府が考えたふるさと納税というやり方を最大限活用している自治体があるわけですね、様々な自治体が、これは。それを、今度は政府の判断で、過熱し過ぎたから、それを、じゃ法令によって、法律によって縛りを掛けますということは、僕は、これは地方自治、分権の考え方からすると極めて問題のある今回の法改正ではないかというふうに私は捉えるんですけれども、どうでしょうか。お聞きします。

○政府参考人(内藤尚志君) お答えを申し上げます。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決めることを実現するため、個人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させる効果を持つものでございます。結果といたしまして個人住民税が減収となる地方団体も生じるものでござりますので、都市と地方、それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度というふうに考えております。

ふるさと納税の返礼品につきましては、これまで二度にわたる総務大臣通知を発出いたしますとともに、あらゆる機会を通じて良識ある対応を要請してまいりました。全国市長会及び全国町村会におきましてはこれらの通知に沿った対応を取るよう申合せ等が行われまして、またこの制度を大事に思っている全国のほとんどの団体には必要な見直しを行つていただいたわけでございます。

しかし、依然として一部の地方団体が過度な礼品によつて多額の寄附を集めることで、ふるさと納税制度に対しまして大きな批判が寄せられまして制度の存続自体が危ぶまれることとなりまして、制度の見直しが避けられない状況となつたものでございます。

今般の制度見直し案は、寄附金の募集を適正に

行う地方団体をふるさと納税の対象とするものでございまして、制度本来の趣旨を踏まえまして、法律で定められた一定の客観的なルールの下で地方団体がそれに創意工夫を凝らすことのできる環境を整える、そういう制度だと考えております。

○江崎孝君 恐らくそういう回答になるだろうと

思いますが、制度そのものが明らかに、こ

ういう予測可能な、こういう現状を生むという予

測可能な制度であつたわけでございますから、そ

れを今回三割と抑えて、三割内でのシステムは

一緒なんです、制度としては。

そこで聞くんですけども、ふるさと納税額を

今般、地方財政計画の雑収入に加えられました、半額だつたんですけれども。それはいかなる理由

でしようか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。

ふるさと納税に係る寄附金収入につきましては、これはほとんどの地方団体におきまして募集の取組が行われていることなどを踏まえまして、地方財政計画で翌年度に見込まれる額の一定額を雑収入という形で計上することとしているところ

でございます。

○江崎孝君 理由を聞いたんですけども、それ

までしていなかつたでしょ。それまでは雑収

入に加えていなかつたんですよ。それを、去年か

今年かぐらいかな、加え出したんですね。その理由

は何ですか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、ほとんどの地

方団体において募集の取組が行われていることな

どを踏まえたものでございます。

○江崎孝君 ジャ、ちょっと質問えますけれども、昨年度のふるさと納税による、これは前回説明したとおり、住民税の控除がございますので、当然減収になります。その減収額が昨年度で二千四百四十七億円余りですね、これ間違いないと思ひます。そうすると、二千四百四十七億円は地方税の減収という形になりますね。そうすると、地

方税が減収をするということは、これ総務省にては余り触れてもらいたくないのかもしれませんけれども、当然、地方財政計画の中で地方税収が減るということは財源不足に陥るということに僕はつながると思いますね。間違いないでしょ

うか。

○政府参考人(林崎理君) 物事の性質としてはそ

うなんですよ。ですから、御承知のように、ふるさと納税、納税をした額、納税額は寄附金ですから、これ地方財政計画には一切反映されません、通常であれば反映されない。ですから、地方財政計画の外でのやり取りだつたんですね、外のやり取り。

ところが、仮にこのままでいつたら、入れる入れる居住区の住民税は減額されますので、当然そこ

の税収は減る。そうすると、トータルで二千四百四十七億円分が税収減になる。

これは、仮にこのままでいつたら、入れる入れる居住区の住民税は減額されますので、当然そこ

の税収は減る。そうすると、トータルで二千四百四十七億円分が税収減になる。

これは別にして、地方財政計画の外での話であればこれは別に問題なかつたんですけども、財政計画の中に入つてくるとすると、これ仮定の話を

しているので回答できないと言われるかもしれませんけれども、これ容易に想像付くことだと思いますが、仮にふるさと納税がどんどんどんどん増えていくつ地方税の減収がどんどん五千億とか増えているれば、これ当然財源不足に陥りますね。財源不足に陥ると、当然臨時財政対策債を折半ルールで買うということになります。当然その半分は自治体の負担になる。そうすると、ふるさと納税とは全く関係ない、ふるさと納税制度をやつてない自治体に対しても、これは遠回りのとい

うか、直接的な影響になるかもしれないけれども、影響してくるんじゃないですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたしました。

委員御指摘のとおり、ふるさと納税につきましては寄附金の税額控除というのがあって、その分は税収としては減収になつていくわけでございます。

○国務大臣(石田真義君) この問題については、本当に様々な御意見、もうやめてしまえという方

一方で、収人としては、これは二十九年度からではございますけれども、先ほどおつしやった寄附金収入の方も、一定の見込みという形で歳入の方に計上している。その差が、言わば税額控除で税が減収になる分、寄附金収入ということで計上する分、この関係によりまして、先ほどもお話をあつたような、財源不足に一定カウントされるがないといったような話が出てくるわけございます。

○江崎孝君 私が質問しているのは、つまり地方財政計画の想定外のシステムなんです、これ、ふるさと納税というの。外でやつている分について

どうよかっただすけれども、これが、今言つたところでは、かういったふうに、額が大きくなつて地方税の減収になると、地方財政計画にも大きく影響してくる。そうすると、今回、新発は扱わなかつたけれども、臨時財政対策債を買わなければこれは別に問題なかつたんですけども、財政計画の中に入つてくるとすると、これ仮定の話を

しているので回答できないと言われるかもしれませんけれども、これ容易に想像付くことだと思いますが、仮にふるさと納税がどんどんどんどん増えていくつ地方税の減収がどんどん五千億とか増えているれば、これ当然財源不足に陥りますね。財源不足に陥ると、当然臨時財政対策債を折半ルールで買うということになります。当然その半分は自治体の負担になる。そうすると、ふるさと納税とは全く関係ない、ふるさと納税制度をやつてない自治体に対しても、これは遠回りのとい

うか、直接的な影響になるかもしれないけれども、影響してくるんじゃないですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたしました。

委員御指摘のとおり、ふるさと納税につきましては寄附金の税額控除というのがあって、その分

は税収としては減収になつていくわけでございます。

○国務大臣(石田真義君) この問題については、本当に様々な御意見、もうやめてしまえという方

もおられますし、もっとと規模を拡大してやるべきだという御意見もございまして、我々いたしますことは、そういう御意見を踏まえながら、現状の

しましては、平成十七年度から、森林整備に必要な安定的な財源の確保に向けまして税制要望を行つてきたところでござります。

いということですね。これ、林野庁でいいのかな、でしょうか、間違つていませんか。  
○政府参考人（織田央君）お答えいたします。  
最終的に、そういういろいろな地域の関係者の御意見も聞きながら、市町村の方でそういった判断をしていただかくということだと思っております。

そしてまた地域の活力あるいは地場産業等の振興に資していただければ有り難いなと思つて、今向の見直しを考えているところであります。

このため、昨年成立していただきました森林經營管理法によりまして、森林所有者自らが經營管理できない森林のうち、經濟ベースに乗る森林については林業經營者に集積・集約化しますとともに、經濟ベースに乗らない森林については市町村に公的に管理していくだくと、こういう森林經營管理制度といふものを創設することとしたところ

○政府参考人（織田央君）　お答えいたします。  
先ほども申し上げましたように、地域のいろいろい  
るな関係者の御意見も伺っていただけで、例え  
ば、林業経営者があの辺の山だつたら受けてもい  
か。、いても一人とか、そういうところの私有林に  
対してそういう判断をするということを、国とし  
てはどうやつてやらせようとしているのでしょ  
うか。

は、要するに、ふるさと納税されている方は、「リーライダー」とは言いませんけれども、ちょっと乗りフリーライダーなんですよ。要するに、住民税を納めないとこの公共サービスを受け取つていらっしゃるわけですから。完璧なフリーライダーリーじゃないんだけれども、ちょっと乗りのフ

森林環境税は、この森林經營管理法も踏まえつつ、主に市町村が行う森林整備等の財源を確保するため創設していただきましたものと思つております。

森林環境税についてお尋ねをいたします。

六百七十万ヘクタール、その三分の一が、二百二十万ヘクタールが既に経営管理されている。残りのそのうちの三分の一、約二百四十万ヘクタールを経営可能ではないのかという判断で林業経営者へ管理を移していく、そして残りの二百十萬ヘクタール、これ東京都の約十倍以上です、膨大

おもに、さしたるの地税の本課所としての目的は、  
こだつたんでしようか。

な面積ですけれども、ここが林業經營に適さない森林だということで、ここに森林環境譲与税を適用しようという、こういうシステムなんですね、市町村管理で。

には適正な整備、保全が重要でございます。特に、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を進めていく上で、間伐等の森林整備を推進していく必要があります。

そこで、市町村は、市町村の職員は山に行つて、これは経営管理に移さなきやいけない山なのか、あるいは、複層林に戻さなきやいけないんです、森林環境譲与税を使って複層林に戻さなきやいけない山なのかというのを判断しなきやいけな

ういった助言等を行えるような体制も整備しようと思つております。こういった取組によりまして、しっかりとこの経営管理法を動かしていきたいというふうに考えてございます。

○江崎孝君 それは大事なことなんです。私は、

体制も整備していただきながら、知見も集約していただきながら、適切に税を執行していくなどと  
いうことも考慮されたものというふうに認識して  
ございます。

また、そういういろいろなノウハウ等々も必要でございますので、林野庁の方でも、国の技術研修所において市町村の職員を対象とした実務研修も行ってございますし、また、国有林組織が林野庁ございます。こういった国有林組織の技術力を生かした技術的支援にも取り組んでいるということとでございまして、さらには、三十一年度からは、そういう市町村職員の指導、助言を行う技術者を養成する事業を盛り込みますとともに、四月からは林野庁にも新しく室を設けて、専門的にそ

は、やはり国民の負担感を考慮いただいて、三十  
六年から課税をすると。  
ただし、一方で、森林經營管理法が来年度から  
スタートをするということでございまして、その  
間はお金を借りて譲与税として配分いただくとい  
うこととございまして、それで徐々に増えていく  
ということとござりますけれども。一方で、委員  
御指摘のように、市町村の体制の方も急になかな  
か全体的なことを、フルスペックではなかなかで  
きないということでございまして、まさに徐々に

○政府参考人(織田典君) お答えいたします。  
先ほども申し上げましたように、地域のいろいろな関係者の御意見も伺つていただいて、例えば、林業經營者があの辺の山だつたら受けてもいいよというようなことであれば林業でしつかり回していただくということです、なかなかやつぱり受け手がなさうだなどといふところについては、その森林の状況も見極めながら公的に管理していくただくようなこともやつていただくということです。

的には九〇対一〇、九対一にして、市町村に九割持っていくという。これは、都合十四年掛けて市町村への対応を、少しずつ市町村への対応を、今林野庁が言われた、十四年掛けて、市町村の人も含めて、市町村の体制をつくっていこうというような思いで、こういう計画をされているという、私はそういう理解をしているんですけども、それでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(織田央君) お答えいたします。

御指摘にありましたように、元々その税の方で

この森林環境税絶対必要でしようとせんだけれど、九州、私の地元で大災害が起きました。あれは流木なんですね。やっぱり民有林です。間伐ができるない、やっぱり山が荒れる。山が荒れて、突然の豪雨に耐え切れず流木して、それが全部被害に拡大をしていくという、こういう現状が全國にあるわけですから、もう喫緊の課題でやらなきやいけないと、これはもう全く私も賛成です。

そこで、今回の立て付けは、六百億円の森林環境税が全部納まるのが平成四十五年、二〇三三年ですね。その間、このシステムは集まつたお金を、今は仮払いで、お金を借りて、国が借りて払うわけですから、今が県と市町村が八対二ですね。これをどんどん八五対一五に変えて、最終

<p>回、譲与税の割り振りを三対二対五にされました。三が人口、二が林業従事者、五が私有林。これ、私有林に限定しているんですね。公有林は全く使っちゃいけないということになっている。</p> <p>それで、質問したいのは、私有林ゼロの自治体に、今回の百六十億円ですね、市町村に行く場合の百六十億円の譲与税は、その私有林ゼロのところに総額で幾ら行くんでしょうか。</p>
<p>○政府参考人(内藤尚志君) 大変恐縮でございますが、私ども、ちょっと平成三十一年度で試算をさせていただいておりますので、総額二百億ベースでちょっと試算をさせていただきたいと存じますけれども、平成三十一年度に森林環境譲与税として譲与される額の総額二百億円ベースで、私は林人工林面積がゼロの地方団体、これは百五十八団体十八団体ございますけれども、この百五十八団体に対しまして譲与する譲与額の合計を機械的に試算いたしますと約九億円となるところでござります。</p> <p>○江崎孝君 私有林ゼロのところですね、全く林業に対して、関係ないという表現は悪いんですけども、予算を使つていないとどうとこです。</p> <p>これ、私は、これ地方自治総合研究所というのがありますし、そこが今回のこの森林環境税について様々な試算をしているんですね。これ、大体議与税総務省の方でもトップは横浜になるはずです、譲与税のトップは、一億四千万ぐらい行きますから、そんなにそこがない。私が仕入れたこの地方自治総合研究所の自治総研という雑誌に載っているこの先生は、お名前が何とおっしゃるんでしよう、吉弘さんという自治総研の研究者の方なんですかね、今の流れで、国勢調査とか国勢調査の就業状態等基本集計とかそういうのを使つて、全一千七百自治体余りのところを全て割り振つて一覧表作っているんですね。</p> <p>そこに行くと、森林環境譲与税、大変たくさんもう上位百自治体を一覧表に実はされていまし</p>
<p>て、その一覧表の中に七自治体入っているんです。これは調べ方として、私有林がもちろんゼロ、林業従事者がゼロ、過去三年間の林業に対する支出、平均支出がゼロ、それ全くゼロのところが七自治体ございまして、そのトータルが、どう</p>
<p>こ行つちやったかな、計算してましたんですけどね、こういう失敗があるんですね。結構多いんですけどね、済みません、びっくりするぐらい多いんで</p>
<p>さつと言いますよね、誰かトータルしてください。神奈川、横浜が一億四千万、名古屋市が八千九百万、川崎市が五千六百万、さいたま市が四千九百万、世田谷区、世田谷区にも行くんですね、三千五百万、それと堺市、大阪の、三千二百万。トータルしていただいたと思ふんですけども、僅か上位百の中にこれだけ入つていて、多分ここで恐らく数億ですね、三億とか。さっき局長言われた、トータルで六億とか九億とかおつしやいましたつけ、そのうちの恐らく三億近くが今言つた上位百の七自治体に行くんですよ、林業も全くやつていないという。</p>
<p>こういうシステムの森林業なんですけれども、譲与税なんですけれども、先ほど申しましたとおり、この問題つて非常に大きくて市町村の負担がすごい大きい、特に林業を持つていてるところ。</p>
<p>そして、私有林しか持つてない、私有林以外は行かないわけですから、どんなに自分のところで林業やつっていてもそこには少なくしか行かないという、非常に分配の問題はすごくあると私は思ひます。</p>
<p>これは見直さなきやいけないと思います。十四年間で完結するわけですから。十四年間で完結しますから、この間に、この三、二、五の割り振り</p>
<p>といふうに思つております。</p>
<p>いずれにいたしましても、議員御指摘の点も踏まえて、今後より良い形を目指して頑張つてしまいたいと思います。</p>
<p>○江崎孝君 続きはまたの機会にさせていただきたいと思います。</p>
<p>○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治でございます。</p>
<p>大臣を始め、皆さん大分もうお疲れだと思いますし、委員の皆さんもお疲れだと思いますけれども、もうちょっととござりますので、みんなで頑張りたいというふうに思います。よろしくお願ひをしたいと思います。</p>
<p>ちょっと通告の順番を、先に地方創生の方を。</p>
<p>先ほど総理入られて、まあ十分間しかありませんでしたので、もっといろいろやりたかったんですけれども、余り深いところできずちょっとと残念だったんですが、今日はまち・ひと・しごと創生本部の方からも事務局次長もお越しでございましたから、先ほども、総理のときにもいらつしやつ</p>
<p>たと思いますので。</p>
<p>それで、この地方創生戦略は、来年度、新年度がいよいよ最終年度ということでございまして、これまでの取組の評価ですね、ちょっととこ</p>
<p>まず、これまでの取組の評価ですね、ちょっととこ</p>
<p>れからもう一度御答弁いただきたいと思います。</p>
<p>○政府参考人(川合靖洋君) お答え申し上げます。</p>
<p>地方創生につきましては、これまで、まち・ひ</p>
<p>と・しごと創生総合戦略に基づきまして、地方に</p>
<p>仕事をつくり安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域</p>
<p>をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地</p>
<p>域連携するという四点を基本目標として掲げ、ござりますし、また森林はやはり国民全てが影響を受ける、その中で、全ての皆さんから税をいただ</p>
<p>くということをございますので、やはりそういう観点から今回の割合がつくられていったものだと</p>
<p>いうふうに思つております。</p>
<p>いずれにいたしましても、議員御指摘の点も踏</p>
<p>まえて、今後より良い形を目指して頑張つてしまいたいと思います。</p>
<p>○江崎孝君 続きはまたの機会にさせていただきたいと思います。</p>
<p>○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治でございます。</p>
<p>これは見直さなきやいけないと思います。十四年間で完結するわけですから。十四年間で完結しますから、この間に、この三、二、五の割り振り</p>
<p>といふうに思つております。</p>
<p>これと、このシステムそのものがやっぱり動かなくなつていくんじゃないかなという強い懸念を抱いていますので、大臣、今お話ししたとおり、</p>
<p>ちょっとと僕、説明がすごく不足していましたけれども、やっぱりいびつな割り振り方になつている</p>
<p>けれども、やっぱりいびつな割り振り方になつている</p>
<p>こと、このシステムそのものがやっぱり動かなくなつていくんじゃないかなというよう今御答弁もあつたところもあるというような今御答弁もあつたかもしれないが、さくっとでもいいんですが、どうでしよう、ちょっととその辺り。</p>
<p>それから、かなり、まあ一定の成果が出していますけれども、これまではおむね所期の目的、目標、順調に進んでいます</p>
<p>うふうに事務局としても認識をしていますがね、ちょっととその辺り。</p>
<p>それから、かなり、まあ一定の成果が出していますけれども、これまではおむね所期の目的、目標、順調に進んでいます</p>
<p>うふうに事務局としても認識をしていますがね、ちょっととその辺り。</p>
<p>それから、かなり、まあ一定の成果が出ていますけれども、これまではおむね所期の目的、目標、順調に進んでいます</p>
<p>うふうに事務局としても認識をしていますがね、ちょっととその辺り。</p>
<p>それから、かなり、まあ</p>

取組につきましては、現在、第一期の取組についての検証というものを進めていたところですが、まず。そうした中で、各種KPIにつきまして、達成できたもの、あるいは達成に向けて近づきつつあるもの、あるいはなかなか効果が得られないものというところについて、今分析、検討を進めているところでございます。

んでくると

こういうことを兼ね合わせると、当初我々が想定した地方創生といいますか、持続可能な地域社会の構築といいますか、そういうことはより可能性が高くなっているんじゃないかなと、そのように思っております。

りませんので、恐縮でございます。具体的なデータを持ち合わせておりませんので、直接的なお答えはいたしかねます。  
申し訳ございません。

していいといふところが多く、私としては実感としてあるんですね。

○森本真治君 ちよごと総務大臣にお伺いします  
けれども、大臣としての個人的な感覚でもいいん  
ですけれども、この地方創生の取組というのには本  
当に順調に進んでいると、当初の目標があつて  
計画があつて、各自治体それぞれ温度差もあるか  
もしれません、先ほどもあつたように、意欲があ  
るところを応援しようとうところでございます  
が、トータルとしては、この地方創生戦略、政  
策、順調にいつているんだろうというふうに思わ  
れるのか。今後、第二期にも入っていきますけれ  
ども、今の段階でちょっと率直にどのように思わ  
れていますか。

いなかでたんで、もし分かれはでいいんですけどれども、数字なんです。

それで 大臣 先ほど 地方創生とか地方の今  
の活性化とかの機運は高めたと、今回のこの地方  
創生ということで言わされました。ちょっとこれは  
私の感覚ですけれども、本当に私 県内自治体、  
広島県内、地元県内回っていて、機運高まつてい  
るのかなどといふ、そんな危機感があります。  
先ほど総理がいらっしゃるときにも申し上げた  
んだけど、やはり自治体の職員さんや議員さんの  
中からも、本音の中で、いや、これ、地方創生は  
もうちょっと失敗だよとはつきりと自ら言われる  
自治体の方もいらっしゃるという現状。それは、  
先ほど次長が言われたように、意欲のあるところ

域を取って町をつくっていくしか私はないような地域も多くあるというふうに実感しています。働き口がもう役所しかない、若い人はもう役所で働いている方しかない、というような地域がたくさんあって、そのときにやはり私は、役所の、自治体の、行政の質も、そして量も強くしていくをして、その町をつくつていって、そこからさらに経済の、民間の方がどんどんと付いてくるという、もうそこまでやつていかないと私は厳しいんじゃないかなというふうに思います。

本当に逆に自治体力を縮小していくた、この影響が今ここについて、大臣の言葉を借りれば、ま

○國務大臣(石田真敏君) これはもう四年、五年ですかね、四年ですかね、たって、いよいよ見直しということでなるわけでありますけれども、私はやはり、地方で独自にどのように町づくりをしていくかという、そういう機運を高めたという効果は非常に大きいんじゃないかなというふうに

もしそれないというような見解を出されていきます。  
それで、実は、この中国五県、島根県だけが目標を達成して、島田先生いらっしゃらないんですね。  
けど、島根県は、これ目標達成を、あと一年残して達成しているんですね。ただ、これは転入超過ではありません。転出超過の人数を減らすという

をしつかり応援するんだと、しつかりその意欲を高めてもらわなければそれは応援できないという方針だつたかもしれないけれども。

先ほども申し上げただけれども、本当に四年前、これはトップダウンでしたからね。中央からとにかく各自治体にやれやれというふうにやつ

さに地方の疲弊は限界に達していった、私はその一因は非常にあるんではないかというふうに、本当に江崎委員と私は思いを同じくしたところなんですね。

それで、公務員部長さんいらっしゃって、これ午前中に通告をしていてちょっとできなかつたん

思つております。そして、現実に大きな成果を上げているところも出てきているわけでありますて、ただ、全てにわたつて同じようなレベルでとうわけにはいってないのは現実でございますが、私は、今までを踏まえ、そしてそれを反省をして検討して、そして次のステップに備えるとう、そういう段階になつてゐるんじゃないかな。  
その中で、所信でも申し上げましたけれども、私自身は、この間に地方創生という言葉が世間で随分と膚浅されたということもあると思いますけれども、やはり若い人たちが、地方移住を考えるという方が非常に増えてきたということですね。それからもう一つは、革新的な技術が飛躍的に進

目標で、これが達成をしましたけれども、あとの中国地方、山口、岡山、鳥取は、目標も、これ広島と岡山だけが転入超過ですけど、あとは転出超過の目標なんですよ。ただ、転出超過の目標の数字にも達しないとか、それ以上にもう流出が進んでいることが、それぞれあと一年残しているますが、出ているんですね。

それで、実際にこの人口の増減の目標が達成できそうな自治体って、今ちょっとデータはないですかね。もし都道府県、記憶だけでいいんですけど、けれども、本当にこれクリアできそうなんですかね、各自治体は。

○政府参考人(川合靖洋君) 申し訳ございません。ちょっとデータの方を今日は持ち合わせてお

て、大慌てで各自治体がこの計画、戦略を立てたけれども、中身については、まあ本当にどこの自治体も同じような、どこかの同じようなコンサルの皆さんのが作られたような、余り違いが分からぬいような分野が並んで、そして交付金をとにかくもらえる、もらわなければいけないということでやつたという、ちょっと拙速だったんではないかという反省がやっぱり私はしなければならないんじゃないかなというふうにも思っているんですね。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。  
森本先生のお話の点、一つには災害の対応といふことともあります。また、児童福祉の関係ですとか、近時いろいろな課題が自治体にござりますので、そういうことにどのように対応していくか、いずれもそういった体制整備を図ることは大いにあれば御答弁ください。

○政府参考人(川合靖洋君)  
ん。ちょっとデータの方を

(名) 申し訳ございませ  
今日は持ち合わせてお

うという意欲が高まつていけばいいんだけれども、なかなかそこがまだモチベーションが上がつ

で、そういうことに対応していくか、いずれもそういう体制整備を図ることは大

変重要なとあるというふうに考えております。

そうした中で、これまでも地方公共団体におきましては、総職員数を抑制する中におきましても、この防災対策におきましても、これに携わる職員、土木技術、建築技術等の職員、これについては増加をしていく。対比一時の対平成六年のときに比べて、全体は落ちておりますが、この土木・建築技術等、防災対策に関わる人員は約三倍に増えているということがあります。

こういったことで、行政需要の変化に対応しためり張りのある人員配置ということは行われているものと承知をしております。

したがいまして、引き続き、各団体におきまして、効率的で質の高い行政となるように適正な定員管理の推進に取り組むことが重要であるというふうに考えております。

○森本真治君 本当、私のこれはある意味構想というか思いですけれども、もちろん行政ニーズに的確に対応するために行政職員さんをやっぱり増やしていくなければならないというのはあるかと思うんだけれども、例えば地域経済とかのことも考えたときに、例えば地域の農業の担い手とか、林業もそうです、さらには、今、介護やそういう社会保障のサービスもこれどんどんどんどん民間の力をというふうに流れがありますけれども、本当に過疎地域なんかで民間の人が入ってきてくれないような状況があったら、もうこれ行政が、私、担つてしまつとやつていく。

元々、幼稚園や保育園なども民間になつていつたけれども、じゃ、地方の方で本当にその民間の人が入つてもらえるのか、介護サービスとかもそ

うですね。その辺りももつと、今の行政ニーズに対応するだけではなくて、やっぱり稼ぐ行政とい

うような発想もちょっとこれ、ちょっとと研究してみないと分からんんだけど、やつてみなければ、もういかなければならないんではないかなと感じ的一人でございます。

そういう中で、新たな総合戦略、これ策定も今

後始まつていくわけでございますけれども、これも次長さんの方になるんでしょうか、今後の地方

創生戦略ですね、これまでの延長線上では私、駄目だと思いますよ。もう大胆な発想の転換という中で、場合によつては、私が言つた、これはもう公共の力を使って町をつくっていく、そのぐらいのことをしなければ、消滅都市、これ本当に現実になりますので、是非その辺りの今後の考え方について今どのように思つていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(川合靖洋君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化共生などのテーマについても検討を開始したいと考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体による取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要ではないかとも認識をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化共生などのテーマについても検討を開始したいと考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体による取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

戰略に向けては時間を持って立案をしていただきたいというふうに思います。

それと、今大臣が補足をしていただいて、今ふるさと回帰というか、そういう思いを持つ人たちが増えてくる。私はいつもその中で思うのが、どういう思いを持って地方に住もうかなというふうにすると私は地元の広島でも感じておる一人でございまして、是非その辺りの今後の考え方について今どのように思つていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(川合靖洋君)

先生御指摘のとおり、現在、第一期のまち・ひと・しごと総合戦略につきましては、間もなく最終年の五年目を迎えるというステージに入つておるところでございます。

第一期の総仕上げを行いますとともに、二〇二〇年度以降の更なる展開に向けた検討を進めます。第一期の総仕上げを行いますとともに、二〇二〇年度以降の更なる展開に向けた検討を進めます。

このため、第一期の検証をしっかりと行いますとともに、第二期に向けました推進の両面から検討を行う第二期まち・ひと・しごと総合戦略策定に関する有識者会議を片山大臣の下に設置をいたしました、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

申し

上げますと、二〇一二三年に九千人台だったんですね。それが二〇一四年に一万二千人であります

が、二〇一五年では一万一千人、二〇一六年には

二万六千人、そして二〇一七年は三万三千人、そ

れで二〇一八年には四万一千人、この地方創生の

話題が出てきてから急激にやっぱり伸びていると

いう事実があります。これは恐らく若い人たちの

意識の大きな変化に影響を与えたのではないかと

と考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。

まず、次長さんが先ほど関係者としっかりと連携をしてというお話をありますと、繰り返しまして、地方創生の次のステージに向けて検討を進めているところでございます。

特に、地方創生の次のステージに向けて、新たな会合を設け、重点的に検討を進めているところに未来技術と地方創生、あるいは人材、組織の育成及び関係人口、稼げるしごと働き方、全世代活躍まちづくりという四つのテーマについて専門

家会合を設け、重点的に検討を進めているところ

でございます。また、このほか、SDGsや多文化

共生などのテーマについても検討を開始したい

と考えているところでございます。

また、これまでの地方創生は地方公共団体によ

る取組を国が地方創生推進交付金で支援するとい

う形がメインでございましてけれども、東京一極

集中につきましては企業の拠点や従業員の移動動向が要因の一つであるというふうに考えられますことから、今後は地方公共団体だけの取組ではな

く、特に産業界との連携を強化することが重要で

はないかとも認識をしておるところでございま

す。

いずれにいたしましても、関係者にしっかりと働きかけをし、その上で、多様な主体から幅広く御意見を伺いながら必要な政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 先ほどのちょっと補足

度の今審議をしておりますが、二〇二〇年度の話を、一年先までになりますけれども、二〇二〇年度は会計年度任用職員制度が始まるということをございますので、ちょっと一点だけ、その部分について答弁をいただきたいというふうに思いました。

たいという思いの中で、しっかりとこの職員の処遇改善のための財源、これ地財計画においてしっかりと確保していただきたいということで、しっかりと決意の、やりますという御答弁はございました。それと、やはりこの会計年度任用職員の皆さんとの費用、これ一般行政経費ということになるのかなというふうにも思っているので、やはりここはしっかりと給与関係経費ということで、そんなことでしつかりと対応していただきたいということを、答弁をここで残したいんで、よろしくお願ひします。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。  
臨時・非常勤職員の給与につきましては、今般  
の改正法によりまして、非常勤職員である会計年  
度任用職員に対しまして期末手当を支給できるこ  
ととしたところでござります。

○森本真治君 これもちょっと二〇二〇年度の方になると思うので、しつかり検討をしていただきたいことと、またタイミングを見て確認もさせていただきたいというふうに思います。

あと十五分ぐらいでござりますが、私も、あるさと納税、これについて通告をさせていただきておりますので、質問をさせていただきたいと思ひます。

ます。

もう多くの委員の皆さんがこのふるさと納税について様々な懸念とか課題についても指摘をされいらっしゃいますが、私も、なかなかびんと、すつきりと来ないんですね、この今のふるさと納税の制度ですね。

このふるさと納税の制度をつくった思い、理念というか、政策を立案するときに、実行するときには当然その目標というのがあって、それに向かって達成できるかということで進めていくんだけれども、このふるさと納税の制度だけは、何かいろいろ、途中途中で運用というか、そこら辺りが、実態がいろんな課題がどんどん出てきて、後から後からですね、それに後からちよつと対応していくということで、本当に所期の目的と今の目的というのが懸け離れてしまっているというか、ちよつとよく自分の中で整理ができないなってしまっている状況があります。

今までちよつと議論もあったと思うんですけども、その辺りもう一度、ふるさと納税の目

的、何を目指すんだということ、それと今現状は本当にその方向に行っているかということ、ちょっとこの辺りについて御答弁いただければと、いうふうに思います。

ふるさと納税制度でございますけれども、ふるさとやお世話になつた地方団体への感謝の気持ちを伝える制度でござりますとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度として創設されたものでございます。

この制度から、例えば、災害時の被災者支援としての活用でございますとか、ふるさと納税を通じて得られた資金を有效地に活用した地場産業の振興や雇用創出のための取組でございますとか、あるいはふるさと納税をきっかけとした寄附者と地域の交流など、良い事例も生まれてきてはいると考えております。

も、次第に返礼品がエスカレートをして御批判を受けるような状況になったことから、二度にわたります。総務大臣通知によりまして、過度な返礼品を送付する地方団体に対しまして良識のある対応を要請してきたところでございます。

そうした中、一部の地方団体が過度な返礼品や過度な宣伝、広報によりまして不適切な形で寄附金を集めることにより、当該団体に寄附が集中いたしまして、これにより他の地方団体の大きな減収につながっているという実態につきましては是正すべきであると考えているところでござります。

○森本真治君 狹い、目的として、感謝の気持ちですね、ふるさとの感謝の気持ちと、自分で税の使い道、あと地場産業の振興というような話もあつたかと思いますが、これ、返礼品というのには、私のちよつとこれまでの認識では、最初は想定していなかつたんだけれども、自治体の方で、別にこれは違法でもないし、お礼の気持ちということでその返礼品を送り出して、そしてその中で多くの自治体が今返礼品を導入しているということですね。

その中で、この地場産業の振興というのは、だから当初の目的にはなくして、これ返礼品ということは想定していないわけですから、途中でこの返礼品のことがどんどん出だしたから、今回、しかもこれ法定化ですね。もう三割ということは、これはある意味返礼品を認めるということですかね、法律として。

それで、この地場産業の振興ということを新たに目的の中に加えたという認識でいいんですね、これは。

○政府参考人(内藤尚志君) ふるさと納税制度を有効に活用していただき、そこで得られた資金を元にそういう、何というんでしようか、地場産業の振興ですか、あるいは返礼品で地場産品を使うことによりまして地場産業の振興につなげないと、そういうような実態が出てきているというふうなことがあります。

弁のとおりでござります。  
○森本真治君 これは、ある意味、このふるさと納税制度を使って、例えばこの返礼品の、地場産業の振興とかという、ある意味これ経済の理論を組み込んでいくということで、これもたしか江崎先生が言われていたと思うんだけど、やっぱり経済の発想が入つてくると、どんどんどんどんやっぱり賢い人たちがこの制度を利用して、経済に利用していく、しかも税金を使ってということで。今後もいろんな想定をしていないような事態が、今のこの仕組みの中で課題が見付かって、何とかその対処を、蓋をして、いこうというやり方をしていったら、ちょっと今、具体的なところが思付いたら私も参加しようというぐらいですけれども、利用する人は出てくるんではないかなとう、そういう懸念もあるわけですね。  
それで、これちょっと資料の方を見ていただきたいんですけども。今回、法定で三〇%、資料の二です、返礼品の割合は三〇%以下に抑えるということだったんですねけれども、これ実は二〇一六年と二〇一七年の返礼品割合の各それぞれの自治体の割合を出していますが、実はこれまでの通知の中でも、これ三割の方に收れんは、まず、これ右側の方から聞きますが、三割以上のところも、三割の方にどんどんこれ寄つていいつているということだったんですね。そういうふうに、これまでの通知の、二回通知を出されているるいろ努力をされている中で、そういうような実態があつた。  
もう一つが、これ元々返礼品なしだった自治体も、三割以下の自治体も、どんどん三割の方に、今度右にも寄つていいつているわけですよ。ということですね。ということで、逆にこれを法定化で今回もう決めることによつて、逆に三〇%なんだということで、多い方はあれなんですかねども少ない方もどんどん寄つていくということですね。  
だから、ただ、これ地場産業の振興という観点

からいえば、いいことというふうに判断するのか、だけど自治体に入るお金はなくなつてくるということもありますので、やっぱりこういう現象が起きてくるんではないかなというふうに思いますが、このことについてはよしとするということによろしいのかどうかですね。ちょっととこのことについて、この状況を見てどのように思われるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

制度といたしましては、返礼品を前提とした制度ということでは必ずしもございませんので、改正法案上も返礼品を送付する場合にはということ表現はさせていただいているところでございますけれども、いずれにいたしまして、返礼品を送付する場合の見直しに当たりまして、返礼品を送付する場合には、これまで総務大臣通知を尊重し良識ある対応を行つていただいた団体に多大な影響が及ばないよう、総務大臣通知で要請してきた内容に沿つて、返礼品合三割以下かつ地場産品とすることとしているところでございます。

○森本真治君 政府の方としては、返礼品を送付する場合にはというふうなことだという答弁でしたけど、実際として、皆これが、例えばもうどこの自治体も、それはまたこれ、それぞれの自治体で寄附をしてもらおうというふうに思うわけだから、そのためにはもうみんなが三割の返礼品を用意してといふ、これを見ても分かるようになつていくわけで、ただ、先ほど目的を確認したのが、それをよしとするんであれば、まあそれで一つの判断かなというふうに思いますが、実態としてはこのような競争が起きて、みんながこの返礼品の中でやつていくことになつてくるんだというふうに思います。

それと、もう一つ気になるのが、もう一つ、じゃ、それぞれ競争をしていくことになつたときに、返礼品は金額としてはもう三割ということになつても、今度は費用金体のことですね。費用も、今までの通達などでこれは五割以下とい

うふうに思つて、この状況を見てどのように思われるのかどうかですね。ちょっととこのことについて、この状況を見てどのように思われるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

制度といたしましては、返礼品を前提とした制度ということでは必ずしもございませんので、改正法案上も返礼品を送付する場合にはということ表現はさせていただいているところでございますけれども、いずれにいたしまして、返礼品を送付する場合の見直しに当たりまして、返礼品を送付する場合には、これまで総務大臣通知を尊重し良識ある対応を行つていただいた団体に多大な影響が及ばないよう、総務大臣通知で要請してきた内容に沿つて、返礼品合三割以下かつ地場産品とするこ

うふうに思つて、この状況を見てどのように思われるのかどうかですね。ちょっととこのことについて、この状況を見てどのように思われるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

そのようなことも想定されるわけでございますけれども、これ、費用全体について、本当にこれも五割でいいのかとも含めてちょっとお考えを聞きたいというふうに思います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

地域を応援したいという寄附者の方々の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されるべきと考えているところでございます。

また、過度な返礼品を是正することに加えまして、委員御指摘のとおり、ふるさと納税の募集に関しまして、地方団体が多大な経費を支出して過度な広報や宣伝を競い合うことは避けが必要があると考えているところでございます。

ただいまして、二度にわたる総務大臣通知を発出した結果といたしまして、良識ある対応を行つていただいている団体のほとんどが三割以下ということで御対応いただいているという状況でございます。

したがいまして、今回制度の見直しを行うことになりますが、この三割以下という団体に多大な影響を及ぼさないように、総務大臣通知を基に案を作つたところでございます。

○森本真治君 あと、このふるさと納税の中で、通常の寄附、例えば慈善団体などに対する寄附、そこでの辻りに影響が出るのではないかというような、そういうような議論もあつたというふうに思いますがね。

それで、ちょっととこれは資料の一の方でござりますけれども、私、やはりこの返礼品がもらえるというメリットを考えたときに、このふるさと納税で寄附をされる方、その中でこの一、二、三と

後先になつたかも知れないんだけれども、私、この五割と三割、これも本当に適当なのかどうかということですね。これ、過去に研究会でしたかね、そういう方の話があつたというふうに、それがそのまま踏襲されているというふうに私は理解しておるんですけども、ちょっとこの辺りも、もう一度額も見直した方がいいんじゃないですか。実際に五割、少なくとも五割以上はその自治体に入った方が適当だろうという、本当にその額でいいのかなというのはちょっとと思ひますけれども、もう一度これを検討し直すということはどうなんでしょうか、五割と三割の基準も。

○政府参考人(内藤尚志君) 今御質問ございましてけれども、平成二十九年度だったかと存じますけれども、総務大臣通知を発出するときに議論をさせていただいたわけでございます。

○政府参考人(内藤尚志君) 今御質問ございましてけれども、平成二十九年度だったかと存じますけれども、江崎委員が先ほど、昨日とお話をさせていただいたわけでございます。

そのときに有識者の御意見としてそういうこともあつたということもござりますけれども、その時点におきまして、過度な返礼品を送つていなないと思われる団体の平均が約三割だったと、そういうことも踏まえて三割ということで設定させていただきました。

ただいまして、二度にわたる総務大臣通知を発出した結果といたしまして、良識ある対応を行つていただいている団体のほとんどが三割以下ということで御対応いただいているという状況でございます。

したがいまして、今回制度の見直しを行つていただいまして、今おつしやられました住民税からの控除、これは特例控除と呼んでおりますけれども、ここを外すということになりますと、その部分で基本的な制度の見直しにつながるものと考えておりますので、今現在のところ、それを検討しているということはございます。

○森本真治君 これは技術的には可能だということなんですよ。ただ、今検討していかないというふるさと納税の受入額の五〇%以下とすることを盛り込むことを検討しているところでございます。

○政府参考人(内藤尚志君) 技術的に返礼品を受け取った方というのをどう把握するかというよう



モデル推進事業といふものを実施をいたしました。QRコードの統一化を推進するとともに、手数料収入等々の低廉化を実現したようなモデル事業を行おうとしているところでございます。

○片山虎之助君 今度、消費税を上げますよね、2%。そのためのいろんな措置を考えているわね。そういうことの中に入っているんですか。

○政府参考人(安藤英作君) 御指摘いただきまして、片山虎之助君の御質問の受皿になる、そういう基盤にはなっています。

○政府参考人(安藤英作君) 御指摘いただきましては、消費税問題の受皿になる、そういう基盤にはなっていることと存じます。

ただ、私どもが進めておりますモバイル決済モード推進事業につきましては、目的はQRコードの統一化あるいは地域で導入をしやすい方法の模索、そんなところでございます。

○片山虎之助君 これもいずれ現実として大きい問題になるので、十分な準備をしてもらうようお願いいたします。

それで、いよいよ税制の話に入りますけれども、今度の車体課税ですね。これについては、日本の自動車産業といふのは大変大きい、リーディングイングストリーでございまして、裾野も広いし、これについては、大勢の人が車を持つていて、これをまるごとの大変昔から強いわね。車に関する税金は多過ぎるし高いと、これを整理して安くしてくれという要請は一方ではある。また、自動車産業は活性化させないと日本産業全体に影響するという議論もある。

しかし同時に、私は、自動車といふのは本当に物税で、地域にたくさんあるし、人間はどんどん減っているけど車は減っていませんよね、地方に向いている税金なんですよ。安定的な地方の税として、税源としてこれはやっぱり大切にせにやいかぬので、その見合いなんですよ。自動車産業は活性化させにやいかぬと、大衆課税なんだから国民の負担を軽くするために安くせにやいかぬと、しかし同時に、地方団体にとつては大変安定的な税財源である、ここは守つてやらにやいかぬと。

○片山虎之助君 それで、今言つたように、その辺のいろんな見合いですね、要請の。これ

についてはどういう結論で今回のこういう税制になつたんですか、減税になつたんですか。

○国務大臣(石田真敏君) 片山議員御指摘のとおりでございまして、今回の税制改正において、車体課税につきましては、消費税率の引上げが予定

されるとともに、基幹産業である自動車産業が大きな変革期を迎えており、国内自動車市場の活性化を図るために、自動車ユーチャーの負担を軽減すべくという御要請が一方でございます。

一方で、住民生活に身近な行政サービスを提供している地方団体にとって貴重な財源となつていているという御要請が一方でございます。

ございまして、双方の観点に十分配慮した調整が求められたところでございまして、私自身もこの問題を非常に気に掛けておつたわけでございま

す。

様々な検討を行う中で自動車税の恒久減税を実現するとともに、特例措置の見直しや、国から地方への税源移譲によりまして減収額に見合つた地方税財源を確保し、あわせて、需要平準化対策と

して環境性能割の臨時の軽減を行い、その減収は全額国費で補填することとなつたものであります。これらの措置によりまして、消費税率の引上げ前後における需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と、新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等が図られる効果を期待をいたしております。

○片山虎之助君 いずれにいたしましても、自動車ユーチャーの負担軽減と地方税財源の制度的な確保について両立させることができたと考えております。

○片山虎之助君 それで、自動車といふのはこれから大きく変わっていくと言われていますよね。

CASEというのか、何か、コネクテッドというのとオートマティックとそれからシエアリング、それからエレクトリックですよね。いろんな機能が結合するという、それから自動化する、それは電気自動車になる。それから、持つよりはシエアリング、お互いに何というか共同利用すると、こう

軽減すべきという強い要請をいたいたところでございます。特に、保有課税である自動車税につきましては、毎年度課税されることとなることから、自動車ユーチャーの負担感が大きいとして軽自動車税の負担水準を基準とした大幅な税率の引下げが要請されたところでございます。

一方で、総務省といたしましては、地方団体から、車体課税は貴重な財源なので地方財源をしっかりと確保するべきとの強い要請を受け、与党における議論といたしましては、地方税財源の安定的な確保を主張したところでございます。

これらを踏まえ、車体課税全体を視野に関係省庁間で調整した結果、自動車税を恒久的に引き下げつつ、その減収額に見合つた地方税財源を確保すると、双方の要請を満たすということで今回の措置を講じたところでございます。

地方税財源の確保について大変御心配をいただいておりました地方団体からも、今回の車体課税の見直しにつきましては評価をいたいたところの措置を講じたところでございます。

○片山虎之助君 私は、税制の中で地方税はもつと強くして、地方税を中心とまでは言いませんが、そうすべきだという考え方なんですよ。だから、自動車関係の減税をやるんなら国税をやるべきなんだよ。今度は仕方がないから取得税や自動車税の減税になつたんだけど、それじゃ、今國にある自動車重量税を地方税にすべきなんですよ。これは私の意見ですよ、私の意見だけれども、党の意見でも何でもないんだけれども、私自身はそう考えていてるんで、今度再編成するんならそういうことです。自動車関係税は全部地方税にする、国税は移換してもらつと。いかがですか。

○政府参考人(内藤尚志君) 車体課税につきましては、地方の貴重な財源で、貴重な税源であるということはもう御指摘のとおりでございます。

ういう中で、地方税となるべく充実確保するという観点に立ちまして、今後頑張つてまいりたいと思います。

○片山虎之助君 それで、今言つたように、その

確かに車体課税、特に自動車税につきましては、地方団体にとって非常に貴重な財源でございました。今回の税制改正におきまして、車体課税につきましては、自動車業界等から、国内自動車市

場の活性化を図るために自動車ユーチャーへの負担を

確かに車体課税、特に自動車税につきましては、地方団体にとって非常に貴重な財源でございました。どういう評価ですか。大臣なり局長。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

こういう妥協になるというのはなかなかつらいところもあるんですけども、トータルとしてはどういう評価ですか。大臣なり局長。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

確かに車体課税、特に自動車税につきましては、地方団体にとって非常に貴重な財源でございました。どういう中で、地方税となるべく充実確保するという観点に立ちまして、今後頑張つてまいりたいと思います。

○片山虎之助君 それで、今言つたように、その



○片山虎之助君 ちょっと余談になりましたから。

それで、固定資産税に返ると、償却資産課税について、法人税との関係が税理士会や何かで非常に言われているんで、手続や期日、そういうことをこれも調整できないんですかね。いかがですか。

○政府参考人(内藤尚志君) 債却資産に係ります固定資産税につきまして、経済界や日税連から賦課期日を法人の決算日とすることとか、申告期限を国税と一致させること等の御要望をいただいております。

特に要望が強い償却資産の申告期限を国税と一致させる見直しにつきまして、平成二十九年度から二か年にわたりまして委員会を設けまして、経済界や税理士会の代表、課税者たる市町村に参加いただき、様々な観点から議論をしているところでございます。

その中で、市町村からは、課税事務の増加、煩雜化や基幹システムの改修コスト等を懸念する声が大きいところでございます。また、大企業を中心とした経済界からも、繁忙期である決算期に更なる事務量の増加が見込まれることを懸念する声もございまして、まずは経済界、市町村双方にメリットのある取組から進めるべきであるということで意見が一致をしておりまして、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大でございますとか、納稅がエラーチェックしやすくなる機能の強化等、eLTAXの使い勝手を向上いたしまして、納稅者、市町村双方の事務の効率化の検討に取り組むということで整理をする予定でございます。そして、その方向でまずは取り組んでまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 簡単にいかないという、そういう意見もあるんだけど、できるだけ簡単にいかないうものを簡単にすることが皆さんのが仕事ですよ。是非それは頑張ってください。マイナンバー制度が、総務省の所管かどうか知りませんが、できて二年たちましたよね。これは

元々税なんです、一つは。どのくらい利用されているのか、評判がいいような悪いような声を聞くんだけど、その状況について御説明ください。

○政府参考人(内藤尚志君) マイナンバー制度でございますけれども、より公平、公正な社会保障制度や税制の基盤でございますとともに、デジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上を行います。

具体的には、地方税分野におきまして、市町村は納稅者から国に提出されました確定申告書や企業等から提出された給与支払報告書などを名寄せ、突合し、所得金額及び税額を決定しているところです。

ところでございますが、マイナンバー制度の導入に伴いまして、平成二十八年分の課税資料から順次マイナンバーを記載することとされ、これを活用した情報の名寄せ、突合によって、納稅者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能になったところでございます。

また、市町村が決定した所得金額や税額は社会保険分野等の手続でも活用されておりまして、平成二十九年十一月から本格運用されました情報連携による所得金額等の提供の仕組みにより、所得証明に係る添付書類の省略が可能となつております。そして、納稅者の利便向上につながっているところでございます。

現在、税、社会保障、災害対策で合計千二百以上の行政手続が情報連携の対象となつております。今後、年金関係の情報連携が開始されますと、さらに税、社会保障、災害対策で合計千以上

の行政手続が対象となる見込みでございます。O片山虎之助君 数は多いわ、種類のね。しかし、何でそのマイナンバーカードがあれだけ普及しないんですか。

○国務大臣(石田真敏君) 私はマイナンバー担当の大臣やつておりますので。

これは、先日、江崎議員からも御指摘がございましたけれども、やはりまず第一番には、国民の皆さん方が持つて便利だというその国民の利便性、これがまだ十分高まっていないし、十分周知されませ

ていなかることがございます。しかし、デジタル社会の中ではこのマイナンバーカードはもう不可欠なものでございますし、今後、健康保険証等の連携とか、そういうことをしっかりとやって国民の方にも御理解いただく中でしっかりと普及させていきたいと思っております。

○片山虎之助君 これでやめますけどね、十月から共通電子納稅システム、それをやるんですけどね。大変便利だという意見もあるので、どういうおですか、状況ですか。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。大変、経済界や地方団体等から要請されておりました地方税共通納稅システムでございますが、本年十月から導入することで準備を今精力的に進めているところでございます。

納稅者にとりましては、法人が納稅のために金融機関窓口に出向く手間が削減されますし、複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通窓口座に一回送金するのみで納付が可能となります。金融機関にとりましては、紙の納付書を処理する事務コストや窓口業務の負担が軽減されることとなる、さらに地方団体においても、職員が手作業で行つて納付情報の入力作業が削減されるなど事務負担軽減に資するものでございます。関係者それぞれに

とつてメリットがある仕組みとなつております。

十月からの実施に支障のないように、万全な、円滑な準備を進めてまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 あとはまたにします。終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

午前の続きをやりたいと思います。

地域の元気創造事業費の算定方法に、行革努力

んでしたけれども、平成三十一年度、本来より減額算定された額が大きい五県、もう私の方から言います。一番大きいのは福岡県六億一千万円、次に神奈川県五億二千八百万円、埼玉県四億九千万円、愛知県四億八千三百万円、静岡県四億四百万円。愛知、静岡は鈴木副大臣の御地元であります。恨れますよ、これ。

それから、私が驚いたのは、宮城県とか熊本県も減額算定されています。これ、大災害の後で職員増えやすのは当たり前じゃないですか。福岡県の六億一千万円、これだけあつたら一百人ぐらいですよ。県の職員を増やす。そういう額が、職員を増やしているなどの理由で減らされている。これは本当に重大だと思います。

先ほど局長は、平成三十二年、二〇二〇年からはこのやり方は見直すと言いました。当然だと思います。それでは、先ほどの続きですけれども、児童相談所の職員、厚労省の主導でこれまで増やしてきた、二〇一六年から増やしています。これは、二〇一八、一九と、二〇年まで新しいプランで増やそうとしています。この厚労省が主導して増やしてきた児童相談所の職員、また増やそうとしている職員、これは二〇一九年まで、やっぱり職員を増やしたらマイナス算定されることになるんですか。もう一遍ちょっとときちつと話を。

○政府参考人(林崎理君) 申し上げます。平成三十一年度の算定対象につきましては、これ、先ほども申し上げました三か年の最終年で五百億円相当を算定することになりますが、その職員削減率の算定に反映されるのは、反映されるということなんですねけれども、その反映につきましては過去の数字ということで、今後ということで

は、今後の職員配置の問題ではないということが一つございますし、また現実問題として、算定に用いる統計数値に制約があるということもございますので、三十一年度の算定につきましては従前どおり行うという予定でございます。

○山下芳生君 結局、三十一年度、二〇一九年度

は、人が増えたら減額算定されるということなんですね。

さつき厚労省は、児童相談所の職員を新プランによつて二〇一九年までに一千七十人増やす必要があると。あと八百人ぐらい増やす必要があるんですよ。一生懸命、今、募集、採用していると思うんです。それを増やしたら減額算定される、これ余りにもおかしいんじゃないですかね。そうなるともう自治体は、そんなことが分かつたら、もう非常勤で対応しておこうかと、本当に正規の職員を増やすのは再来年度からにしようかというふうになりますよ。

大臣、これは少なくとも、児童相談所に関わる人員を増やしたらマイナス算定される、私は遡つてもちよつとこれは例外扱いにする必要があると思うんですよ。そう思いますけれども、いや、大臣、大臣のこれは政治決断ですよ、もう。いいです、局長は。大臣。

○政府参考人(林崎理君) 申し訳ありません。

ちょっと技術的なことで一点だけ申し上げたいんですが、三十一年度算定に用います職員数の削減率は、平成三十年の四月一日現在、昨年の四月一日現在までの職員数が算定の基礎となつてござりますので、今年度増やす分についてはその数字に反映はされない、これだけちょっと申し上げたいたいと思います。

○山下芳生君 聞いたことを分かりやすく言つて。

じゃ、三十一年度に児童相談所の職員を増やしても減額算定にはならないですか。

○政府参考人(林崎理君) はい、今申し上げたとおり、三十年四月一日現在の数値を使いますので、直接それで減額になるということはございません。

○山下芳生君 ジャ、思い切つて増やしていくべきだと思います。

ある児童相談所の職場で職員の方に聞きますと、職員がうつになつて休職となつても、欠員のまま、その中で更に体を壊す人が出ていると。定数

管理がきつく、なかなか補充がなかつたので、四十歳代の児童相談所の職員は少ない、二十歳代が増えて、バランスを欠いた構成になつていて。そういう中で、子供たちがセーフティーネットから対応し切れずにこぼれていく、で、働いている職員も次々倒れていくという悪循環ですからね。もうこういう行革算定はやめて、本当に増やすんだつたら、思い切つて増やせるようにしていただきたく思います。

次に、児童相談所に付設される一時保護所について伺います。

現在、一時保護所は百三十七か所、全国にあります。厚労省、一時保護所の役割について簡潔に述べていただきたい。ちょっと午前中答弁長がつたんで、簡潔に。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

一時保護の目的でございますけれども、まず第一としては、虐待を受ける子供等についてその安全を確保すること、第二といたしまして、その後の援助方針等を検討するため子供の心身の状況や環境などを把握することでございまして、虐待を受けた子供のほかにも非行の子供等も保護を行つておるところでございます。

一時保護所はこうした一時保護を行うための施設でございまして、児童相談所に付設等をされて

いるものでございます。

○山下芳生君 私は十三日の本会議で、この一時保護所が今定員を超えて受け入れておるとか、あとはもう断らなければならぬといふ事態が起つておるといふことを述べて、この整備や人員配置にきちっと措置をする必要があるということを言いました。

翌十四日、たまたまNHKのニュースでこの一時保護所のことが取り上げられていて、一時保護の件数がこの十五年間に二倍になつたと、四万一千になつたと。東京が非常に増えているようでした。受入れの依頼を満床のためことごとくお断りしているという、リアルな、断つておるという

表が出ていました。専門家の方が出てきて、子供にとっては不利益が生じている、生じそつだと、これは間違なく一時保護の判断をしなければならないが、受皿がなければ判断に影響が生じるみたることをおっしゃつていました。

これ、非常に子供たちにとつてはめゆしき問題だと思います。冒頭、結愛ちゃん、心愛ちゃん、和希さんのお話ししましたけど、こういう子供たちを出さない保障が今残念ながら社会として成り立つていないと、取れていないとということなんですね。

本会議で、施設整備の単価の低さ、人員配置の少なさを挙げて緊急な財政措置を求めたら、安倍総理は実情を踏まえた適切な対応を検討すると答弁されました。

厚労省、検討状況どうなつてますか。

○副大臣(大口善徳君) お答えいたします。

一時保護は、子供の安全確保のため個々の子供の状況に応じ適切に行われることは重要であります。

このため、適切な環境で一時保護を行うこと

ができるよう、来年度の予算において、施設整備

に関する補助単価の加算をするほか、一時保護を

実施するための専用施設に対する補助などを行う

こととしています。

また、昨日、関係閣僚会議で決定した児童虐待防止対策の抜本的強化についてにおいて、一時保

護所の環境改善、体制強化等に向けたこと

で、一時保護を必要とする子供を適切な環境にお

いて保護できるよう、里親、児童福祉施設への委託

一時保護を含め一時保護の適切な整備や

確保を進める、一時保護所が安心、安全な場となるよう、個別的な対応ができるよう、職員体制の強化や環境整備を促進することとしています。

これらの対策を実施するための具体的な内容については、一時保護所等の現場の実情を踏まえた上で今後検討することとしており、引き続き児童

虐待防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

告いただきました。ただ、児童養護施設に一時保

護機能を更にくつづけるというのは、今、児童養

護施設もいろんな問題が起つていてますから、余

り安易にやるべきではないかなという感想を持ち

ましたけれども、全体として、やっぱり一時保護

機能を強化するために政府挙げて乗り出すという

のは大事なことだと思っています。

一時保護所の職員のある方に聞きました。現

在、十室に十数人が入所している。小中学生が七

人、夜間の宿直は退職者や大学院生の有償ボラン

ティアに入つてもらつていて。これが今の実態

ですから、今副大臣が御答弁されたことがこうい

うことの改善になるように、私たちもウォッチし

ていきたいと思います。

この方に聞きますと、一時保護が必要だという

子供さんはやはりいろいろ心に傷持つていてますか

ら、例えば夜、玄関の鍵を壊して出ようとした

子供さんはやけに駆け付けなければならぬ

り、そういう場合は職員が駆け付けなければならぬ。あるいは、家では構つてもらえなかつた子供さんも少なくないので、職員を独り占めしたが

り、その傾向もあると。そういうことですから、

できれば一人一人じつくり見てあげたいだけれども、なかなかかゆつたりした空間でそういう時間

も使って見てあげることができないということでありました。したがつて、また緊急に受け入れてほしいという依頼があつてもお断りするという事

態が、特に東京なんかでは出ているんですね。

そこで、厚労省に伺いますが、一時保護の職員数、二十年前からのようになつてきていますか。

○政府参考人(藤原朋子君) 一時保護所の職員の数でござりますけれども、二十年前と比べてとい

うことなどがちょっとできませんで、大変申し訳あり

ませんが、直近の数字を御報告させていただきました

いとりますが、平成三十年四月一日現在で、ま

ず、入所児童の定員数が三千三百四十四人となつてござります。一方、職員数につきましては、総数で

<p>三千二百四十七人でございます。このうち、常勤職員が千五百八十三人、非常勤職員は千六百六十四人となつてございます。</p> <p>○山下芳生君 直近の数字しか分からぬ。</p> <p>そうすると、ちょっと総務省さんに伺いますが、二十年、一時保護所の職員どうなつてますか。</p> <p>○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。地方公共団体の定員管理調査を私どもやつておりますが、この中で一時保護所の職員数それ自体は把握をしておりませんけれども、一時保護所、またそれ以外に、生活保護施設ですとかいろいろな施設を含めたその他の社会福祉施設、この職員数については毎年調査をいたしております。</p> <p>このいろいろなものが入つたその他の社会福祉施設の都道府県の職員数につきましては、平成十年では一万四千四十三人、平成二十九年では七千二百四十六人となつております。また、政令指定都市の職員数は、平成十年では三千四百三十六人、平成二十九年では二千五十人というふうになつております。</p>
<p>○山下芳生君 児童に対する一時保護所の職員の数だけではないが、それを含む数が全体として平成十年から二十年間で半減しているという感じです。恐らく、児童に関わる一時保護所の職員も推して知るべしということかもしれません。</p> <p>そこで、これでは教える命教えないと思うんですけど、厚労省伺いますが、先ほど直近の話、数字紹介していただきましたけど、一時保護所の職員配置基準というのはあるんでしょうか。</p> <p>○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。</p> <p>現行、一時保護所の設置、運営につきましては、児童養護施設の面積や配置基準等に係る基準を準用する形で基準を定めております。</p> <p>具体的に申し上げますと、児童指導員や保育士の総数については、小学生以上の児童五・五人につき一人以上、三歳以上の幼児は四人につき一人以上、二歳から三歳未満の児童については一人に</p>
<p>つき一人以上、二歳未満の幼児は一・六人につき一人以上というふうに配置をすることとされております。</p> <p>このほか、乳児が入所する場合には、看護師を嘱託医や心理療法の担当職員を配置するですか、定員の状況によって個別対応職員や栄養士、調理師等を配置する、そういうふうな基準になつてございます。</p> <p>○山下芳生君 今の職員、子供さん何人に対し職員一人という人は、二十四時間体制で一人といふことです。</p> <p>○政府参考人(藤原朋子君) 二十四時間、時間を通じてそれだけいなくてはいけないということはなく、配置の基準でございますので、基本的には、常勤の職員を想定をした上で子供五・五人につき職員が一人ということをございますので、二十四時間、五・五人につき一人いるということではないということをございます。</p> <p>○山下芳生君 だから、そうなりますと、三歳児四人を二十四時間、正規職員であるとすると、もう二十四時間一人で見なければならぬというのは、それは不可能ですよね。交代で見るという基準にはなつてないということでありまして、配置基準、引き上げるべきじゃありませんか。</p> <p>○副大臣(大口善徳君) 一時保護所に入所する子供については、その年齢も、また一時保護を要する背景も様々であることから、個別の状況に配慮した対応が可能となるよう、職員配置や環境整備を行なうなどにより、子供が安全感、それから安心が持てる生活の保障に努めることが重要であると考えます。</p>
<p>そこで、昨日の関係閣僚会議で決定した児童虐待防止対策の抜本的強化についてにおいて、一時保護所が安心、安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとしております。この具体的な内容について討してまいりたいと思っております。</p> <p>○山下芳生君 大臣、明言してください。</p> <p>○国務大臣(石田真敏君) 今局長の方から答弁をさせていただきました。三十二年度に見直しを検討することとしておりますので、その中で、算定用いる指標など、算定方法について検討を行う予定でございます。</p>

○副大臣(大口善徳君) 何回も引用しております

けれども、昨日の関係閣僚会議で決定した対策と

いうことで、一時保護所の環境改善、体制強化等

に向けてしっかりとやつていかないと 思いますが、

一時保護所における職員配置の状況や居宅の状況

等について自治体に對して今調査を行つてあるほ

か、引き続き詳細なデータを収集、検討している

ところでありまして、こういうものを踏まえて具

体的内容について今後検討していきたいと、引き

続き児童虐待防止対策にしっかりと取り組んでいき

たいと思います。

○山下芳生君 しっかりと結論を出していたました

いと思います、緊急に。

ある児童福祉司の方のお話を聞きました。児童

相談所の職員だけ増やしても、後のケアをする施

設が必要だと。一時保護所もそうでしょう。それ

から児童養護施設もそうでしょう。自立支援施設

もそうでしよう。それから、連携しているいろいろな

対応をしている公立保育所もそうでしょう。そういう体制を一緒につくるなければ解決につながら

ない。この方がおっしゃっていたのは、中学を卒業したけれども、高校に行つていい子供の受皿

がないんだといって、そういう声も聞きました。

厚労省、一時保護所の充実はもちろんですが、総合的な地域の体制づくりを強化すべきじゃない

かと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(大口善徳君) 保護を必要とされる子供たちが、一時保護を解除された後、安心して生活できる里親や児童養護施設等の受皿を確保することが必要であります。

この受皿については、都道府県等において児童相談所における虐待等相談対応件数や一時保護児童数の伸び率を踏まえて必要な供給量を見込まれており、これに基づき、都道府県等において必要な受皿が整備されるものと承知をしております。

その上で、現在、都道府県等に策定をお願いして

いる社会的養育推進計画では、保護が必要な子供

の行き場がなくなることがないよう、改めて潜在的なニーズをしっかりと把握し、受皿を確保する

よう求めております。

厚生労働省といたしましては、都道府県等の受

皿の整備が着実に進むよう、引き続き都道府県等

に対し施設整備費や運営費等の支援を行つてしま

ります。特に、平成二十八年の児童福祉法の改正

により里親委託を推進することが明確にされたこ

とから、里親を中心とした受皿の整備が進むよう

支援の充実をしていきたいと思います。

○山下芳生君 もう時間がありませんので、公立

保育所の役割について聞こうと思つていただ

けど、これはもう割愛したいと思います。公立保

育所がその連携の中で非常に大事な役割を果たし

ておりますが、公立保育所自身が公共施設の統廃

合、これ総務省が音頭取つていますからね。それ

から、トップランナー方式による民間委託が進ん

でいますから、児童の命を守るという点で、公立

保育所の役割、改めて光を当て直す必要がある

と、それだけ申し上げておきたいと思います。

最後の時間で、会計年度任用職員が制度導入、

二〇二〇年四月からされますけれども、これにつ

いて聞きます。

臨時・非常勤職員、資料に配つておりますけれ

ども、非常に自治体で増えております。全体で六

十四万人になつております。一昨年の法改正で会

務の任用については、就けようとする職の職務内容、勤務形態等に応じまして、任期の定めのない常勤職員や臨時・非常勤職員等のうちいずれが適当か、基本的には各地方公共団体において適切に判断されるべきものと考えております。

現在、来年四月の制度施行に向けて各地方公共団体でこうした職の見直しが進められているところでありますので、総務省としては、引き続き適切な見直しが進められるよう助言をしてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 ある自治体で、こんなことが起つてます。

当局は、最初からフルタイム会計年度任用職員をつくるないと決めてしまつていると。本来フル

タイムがふさわしい職が現行非常勤の職の中にある

ります。例えば学校栄養士は、二校のうち一校が

正規、もう一校が非常勤となつてますが、正規

も非常勤も全く同じ仕事をしてお、今年度によ

ります。例えれば学校栄養士は、二校のうち一校が

正規、もう一校が非常勤となつていますが、正規

も非常勤も全く同じ仕事をしてお、今年度によ

ります。例えれば学校栄養士は、二校のうち一校が

正規、もう一校が非常勤となつていますが、正規

も非常勤も全く同じ仕事をしてお、今年度によ

ります。例えれば学校栄養士は、二校のうち一校が

正規、もう一校が非常勤となつていますが、正規

任期付きの職員の活用について検討することが必要ということは、私どもマニュアル等においてしっかりとこれは出しているところでございま

す。

○山下芳生君 つからんでいるようなので言いますけど、東京江東区ですわ。調べてくださいよ。こういうことが起つてますから、法案の審議の経過で総務省が答弁したことと違うことが起こっている。これは、すぐつかんで、やはり是正措置を自治体がとるよう総務省としては責任を持って行う、いろいろ自治体とやり取りすべきだと思います。

それで、何でこんなことが起るのかといいますと、総務省から財政的な展望が全く示されていません。いつた調査結果を踏まえて、現段階で御指摘の点を把握しているわけではございませんが、引き続

き適切に助言をしてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 つからんでいるようなので言います

す。

○山下芳生君 つからんでいるようなので言います

す。

そこで伺いますが、どれほどの臨時・非常勤職員が正規職員化することとなると見込んでいます

ます。

基本的に、正規職員化につきましては、臨時・

非常勤職員の任用根拠の見直しに伴いまして、職

員が正規職員化することもあると総務省から答弁いただ

きました。

そこで伺いますが、どれほどの臨時・非常勤職員が正規職員化することとなると見込んでいます

ます。

す。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたしました。

す。

まず、前提として、適切に職を見直して適切な任用をしていくと、こういうことにつきまして、私ども、法改正以降、様々なマニュアル等を含めて、また説明会等を含めて、各地方公共団体に対して相当助言をさせていただいているところでございます。

そうした中で、財政措置につきましても、従来から、今後、移行準備状況の調査を行う中で、当該調査の結果を踏まえて財源措置をしていくと、検討していくということは申し上げておりますので、その点については引き続き周知をしていきたくと思っております。

○山下芳生君 選いんですよ。春に調査して六月の骨太までにというふうにおっしゃるんですけど、もう来年四月ですよ、スタートするのは。その間に、こういうふうに本来正規化されるべき人がパートになつてモチベーションが下がつているということが起つていてるんですから。その根本にあるのは、国が財政的な措置の展望を示さないからというふうに当局が言つてはいるんですから、自治体の。余りにも遅過ぎます。

総務大臣、これちょっと急ぐ必要があるんじやないですか。

○國務大臣(石田真敏君) 総務省としては、会計年度任用職員制度に係る必要な財政処置につきましては、今後、移行準備状況の調査を行う予定でございまして、当該調査の結果などを踏まえ、しっかりと検討してまいりたいと思つております。

○山下芳生君 いや、それ遅過ぎるという提起しましたので、それで遅過ぎないかも含めて、大臣、ちょっともう一遍ちゃんと見た方がいいですよ。どうですか。

○政府参考人(大村慎一君) お答えをいたします。

会計年度任用職員の移行準備の状況等について把握した上で、あくまで三十二年度の地方財政措置に反映してまいりますので、基本的にはそこの検討にしつかりと間に合うように調査をしてまいります。

りたいと思っております。

また、こういう形で我々が調査を行うこと、それがきちんと財政措置についても検討していくことについてはこれまでも各団体に対しても周知、助言をしてまいりましたし、今後ともきめ細やかに助言をしてまいりたいと考えております。

○國務大臣(石田真敏君) 今、公務員部長から申し上げましたように、議員御指摘の時期的な問題については遅れることのないよう調査をした上でしっかりと対応させていただきたいと思います。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(秋野公造君) 他に御発言もないようですから、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会





平成三十一年四月十一日印刷

平成三十一年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C